

令和4年度 第5回川西市子ども・若者未来会議 次第

令和5年3月28日（火）10：00～12：00

場所：市役所4階庁議室（Zoom併用）

1. 開会

2. 議事

（1）報告事項

- ①（仮称）「川西市子ども・若者未来計画（案）」に関する市民意見、市議会意見及びタウンミーティング意見結果に対する検討結果について【資料1-1、1-2、1-3、1-4】

- ② 令和5年度 就学前教育・保育施設の利用定員について（報告）【資料2】

（2）協議事項

- ③「（仮称）川西市における就学前教育保育の拠点施設のあり方検討部会」の設置について【資料3】

- ④ 次期計画策定に向けた考え方及びスケジュールについて【資料4】

（3）その他

3. 閉会

(仮称)川西市子ども・若者未来計画(案)に係る 市民意見に対する検討結果について

- 1 意見募集期間 : 令和5年1月10日(火)～令和5年2月13日(月)
- 2 意見提出人数 : 60人
- 3 意見提出件数 : 118件
- 4 提出意見については別紙のとおりです。
お寄せいただいた意見は、それぞれの項目に分類し記載しています。
ただし、個人等が特定される箇所や内容が募集対象に合致しない意見については、記載していない場合があります。
- 5 意見提出者の氏名については、個人が特定されないことがないよう、アルファベット表記に変えて備考欄に記載しています。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
1	【全体】	<p>・人口減少、子どもの減少を想定し、園の統廃合を考慮しているが、異なる方向から考えてみてもいいと考えています。参考にするのは、明石市です。保育料が2人目から無料（所得制限なし）、子ども医療費が無料（所得制限なし）、給食費無料（所得制限なし）等々を実施することで、増えている共働き世帯を川西市に迎え入れることが出来ると考えます。現に明石市は、人口が10年連続で増加です。川西市は、大阪、神戸にも比較的近く、中核市の尼崎市にも近いにも関わらず、自然豊かな町でもあるので、政策が伴えば、共働き世帯の増加は見込めると考えます。また、これらの増加は、久代地区だけではなく、ニュータウンの方にも良い影響を出せるのではないかと考えます。共働き世帯、子どもに優しい、自然豊かな川西市を進めることで、結果、問題になっている高齢化の問題も解決出来るのではないかと考えます。</p>	<p>本計画では「子どもたちに人生最高のスタートを」を基本理念に子ども・子育て施策の充実に取り組んできました。 子育て世帯への経済的な支援については、令和3年7月より医療費助成の対象者を中学3年生まで拡大しましたが、令和5年7月から所得制限を廃止したうえで、高校3年生までの入院費の無償化を実施予定です。 一方で、「子どもたちに人生最高のスタートを」を実現するためには、子育て世帯への経済対策だけでは不十分であり、子どもや子育て世帯がご自身の力やお金だけでは解決できない課題に寄り添う政策が必要です。具体的には、全中学校区での地域子育て支援拠点開設、キセラ川西に「こども・若者ステーション」開設を行うほか、令和4年度には子育てコーディネーターをモデル実施として配置するなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行ってきました。 また、令和4年9月より中学校給食を開始するとともに、教職員の業務負担を軽減し、子どもたちと向き合う時間を確保するために、スクールサポートスタッフを全校に配置したほか、令和5年度から全小中学校で校内フリースクールを設置するための人員を配置する予定です。 市としては、限られた財源を有効活用し、子どもが幸せになるための施策、子育て世帯が安心して子どもを生み育てることができるための取り組みをさらに進め、「子どもが幸せになる川西」を実現していきます。</p>	0-1
2	【全体】	<p>私には2人の子どもがいます。下の子の同級生は一人っ子がかなり多く、少子化の進行を身をもって感じています。近所も、子どもの数が少ないです。少子化を防ぎ、川西市を絶え間なく活性化させる為には、明石市のように、子育て世帯を呼び込む施策も必要かと思えます。その市で子どもを育てたいか。魅力ある市になってほしいです。</p>	<p>本計画では「子どもたちに人生最高のスタートを」を基本理念に子ども・子育て施策の充実に取り組んできました。 経済的な支援については、令和3年7月より医療費助成の対象者を中学3年生まで拡充。令和5年7月から所得制限を廃止したうえで、高校3年生までの入院費の無償化を実施予定です。 一方で、「子どもたちに人生最高のスタートを」を実現するためには、子育て世帯への経済対策だけでは不十分であり、子どもや子育て世帯がご自身の力やお金だけでは解決できない課題に寄り添う政策が必要です。具体的には、全中学校区での地域子育て支援拠点開設、キセラ川西に「こども・若者ステーション」開設を行うほか、令和4年度には子育てコーディネーターをモデル実施として配置するなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行ってきました。 また、令和4年9月より中学校給食を開始するとともに、教職員の業務負担を軽減し、子どもたちと向き合う時間を確保するために、スクールサポートスタッフを全校に配置したほか、令和5年度から全小中学校で校内フリースクールを設置するための人員を配置する予定です。 これらの財源については、過去からの行政改革の取り組みなどにより生み出された財源を充当しています。市としましては、限られた財源を有効活用し、子どもが幸せになるための施策、子育て世帯が安心して子どもを生み育てることができるための取り組みをさらに進め、「子どもが幸せになる川西」を実現していきます。</p>	F-1
3	【全体】	<p>30代の2児子持ちです。去年川西市に引越してきました。川西市の高齢化、過疎化を变えるためにも子育てしやすい環境にして欲しいです。同じ兵庫県の明石市を参考にしてください！変えてください！ ★川西市の正規職員の削減や、市長・職員の給与カット、事務事業の見直しをもとに捻出した資金が、こども医療費の無料化や保育所の新設などに利用 ・第2子以降の保育料の完全無料化 ・中学校の給食費が無償 ・使用済み紙おむつの保護者持ち帰りの廃止 ・市内全公立幼稚園で給食を実施 ・おむつ満1歳まで無料 ・公共施設の入場料無料 ・水道料金の軽減 ・多田保育園と幼稚園の早期の合併（令和8年から検討も動きが遅いと思います）</p>	<p>本計画では「子どもたちに人生最高のスタートを」を基本理念に子ども・子育て施策の充実に取り組んできました。 経済的な支援については、令和3年7月より医療費助成の対象者を中学3年生まで拡充。令和5年7月から所得制限を廃止したうえで、高校3年生までの入院費の無償化を実施予定です。 一方で、「子どもたちに人生最高のスタートを」を実現するためには、子育て世帯への経済対策だけでは不十分であり、子どもや子育て世帯がご自身の力やお金だけでは解決できない課題に寄り添う政策が必要です。具体的には、全中学校区での地域子育て支援拠点開設、キセラ川西に「こども・若者ステーション」開設を行うほか、令和4年度には子育てコーディネーターをモデル実施として配置するなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行ってきました。 また、令和4年9月より中学校給食を開始するとともに、教職員の業務負担を軽減し、子どもたちと向き合う時間を確保するために、スクールサポートスタッフを全校に配置したほか、令和5年度から全小中学校で校内フリースクールを設置するための人員を配置する予定です。 これらの財源については、過去からの行政改革の取り組みなどにより生み出された財源を充当しています。市としましては、限られた財源を有効活用し、子どもが幸せになるための施策、子育て世帯が安心して子どもを生み育てることができるための取り組みをさらに進め、「子どもが幸せになる川西」を実現していきます。</p>	S

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
4	【全体】	<p>川西市の総合計画にも関わったことがありますが、その際にも若い世代が住みやすい川西市にして、子育てしやすいまちづくりをしていく計画を立てたと思いますが、あれから数十年経ちます。しかし、若い世代が減り、高齢者が増えています。子どもを育てやすい川西市にしたら、若い世代が戻ってくると思います。計画は立てるだけでなく実現していくことも大切だと思います。現在の子どもたちのためにもこれから生まれてくる子どもたちのためにも施設を減らすことを考えるのではなく、子どもたちのためにこの幼稚園や施設をどう使っていくのかを地域の人々と一緒に考えていただきたいです。</p>	<p>本計画では「子どもたちに人生最高のスタートを」を基本理念に子ども・子育て施策の充実に取り組んできました。 子育て世帯への経済的な支援については、令和3年7月より医療費助成の対象者を中学3年生まで拡大しましたが、令和5年7月から所得制限を廃止したうえで、高校3年生までの入院費の無償化を実施予定です。 一方で、「子どもたちに人生最高のスタートを」を実現するためには、子育て世帯への経済対策だけでは不十分であり、子どもや子育て世帯がご自身の力やお金だけでは解決できない課題に寄り添う政策が必要です。具体的には、全中学校区での地域子育て支援拠点開設、キセラ川西に「こども・若者ステーション」開設を行うほか、令和4年度には子育てコーディネーターをモデル実施として配置するなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行ってきました。 また、令和4年9月より中学校給食を開始するとともに、教職員の業務負担を軽減し、子どもたちと向き合う時間を確保するために、スクールサポートスタッフを全校に配置したほか、令和5年度から全小中学校で校内フリースクールを設置するための人員を配置する予定です。 市としましては、限られた財源を有効活用し、子どもが幸せになるための施策、子育て世帯が安心して子どもを生み育てることができるための取り組みをさらに進め、「子どもが幸せになる川西」を実現していきます。 なお、市立幼稚園を閉園した後の施設については、当該地域住民の意向なども考慮し、まちづくり全体の観点から、施設の活用方法などを検討します。</p>	U-1
5	【全体】	<p>私の子どもの頃とは時代も変わり、人を気軽に信頼できない世の中になったように感じます。でも人は人のなかでしか成長はできないとも感じます。ですが、高齢者の年齢と私たち子育て世代では見えない壁があるような気持ちで日々を過ごしています。新しく立ち上がった川西市のサイトにも子育て世代への心無いコメントを目にしました。正直、私たちの何を理解しているのだろうかかと腹立たしくなりました。 園を増やしても保育士が集まらないと施設もただの鉄の箱。だからといって安易に保育士を集めても子どもへの虐待や適当な保育からの子どもたちの健やかな成長は望めない。(難しい問題です) なので、人数のいない施設をいつまでも運営しても人は集まらないのですからそんなの早く閉めて、皆が気軽に立ちよれる場所に変えていくのはどうでしょうか。 日にちが決まっている公民館などの一室を使って地域開放ではなく月曜日から土曜日の指定の時間毎日利用できる地域に密着した子育て世代が利用できる場所。相談できる場所を設けたり、家族同士で情報交換をしたり、また施設の外に電話を設けて虐待されて逃げることができたらそこから受話器をとっただけで助けられる機関に電話が繋がったりとか。親が追いかけてきても中から鍵をかければ大丈夫とか、簡単にこわれな鉄の箱で外から中の様子がみれないようにするとか。 駐車場もあればなおよし。なんて夢みたいだと笑われてしまうのかも知れませんが、私が将来してみたい夢の話でした。意見に目を通していただきありがとうございます。</p>	<p>子育て中の親子の交流や子育てに関する情報提供等、不安や悩みの相談等ができる地域子育て支援拠点を全中学校に開設するとともに、キセラ川西に「こども・若者ステーション」開設を行うほか、令和4年度には子育てコーディネーターをモデル実施として配置するなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行っています。 また、市立幼稚園を閉園した後の施設については、当該地域住民の意向なども考慮し、まちづくり全体の観点から、施設の活用方法などを検討します。</p>	W

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
6	【全体】	<p>子育て支援の充実についてです。親の子育てを楽にする支援をするのではなくて、親がしっかり子育てできるように親の支援をすべきだと思います。今の支援の仕方は、親は、子ども産んだらあとは預けたら仕事できますよ！という風潮がある気がします。親としての責任をしっかりと果たせる、果たすべきという風潮を作るべきです。具体的には、産休や男女どちらも育休がとれるという制度やフレックスタイム制などはどんどん広げるべきだと思います！大人がまず、組織や考え方を変えるべきです。産んだらすぐに預けることができる施設や、長時間保育などはやりすぎだと感じます。その支援をしてしまうと、親が責任をもたなくなる気がします。育児を他人に任せるとはなくて、なるべく親が育児をできる環境、風潮にしてほしい。このままでは、どんどん不安定な子どもが増えていきますよ。大変だけれど、自分の子どもを育ててられるのは自分たちだけです。悩みを共有できる場所や機会を増やすなど。あとは、そういうアピールが大切だと思います。風潮を変えていってほしいです。子育てが他人任せな風潮が広がっています。オムツも幼稚園がとってくれるからやらなくていいねん！とか、お箸の持ち方も学校が教えてくれるからいいとか。そうでない方もたくさんいてると思いますが、そういう雰囲気が良くないと思います。親世代へのアピール方法を変えてほしい。少子化の原因はそこにあるのではないと思います。それで余ったお金は子どもの教育に使ってほしい。それは、川西市独自でもできると思います。期待しています。</p>	<p>子育てについては、ご家族や幼稚園や保育所等、学校だけではなく、地域・行政・関係団体などが協力をしながら、地域全体で子どもたちや子育て世帯を見守り、支えていく地域づくりが必要であると考えており、本計画に基づき、基本理念の一つに掲げている「子どもたちの成長を支えあえるまちづくり」をめざしていきます。また、市としましては、限られた財源を有効活用し、子どもが幸せになるための施策、子育て世帯が安心して子どもを生み育てることができるための取り組みをさらに進め、「子どもが幸せになる川西」を実現していきます。</p>	AC
7	【全体】	<p>若者を取り入れる為に住んでみて感じることは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに特化した総合病院が少ない（尼崎医療センターのような）夜間でもすぐに対応してくれる病院。 ・キセラ川西周辺のコンセプトがイマイチかと。（店舗など若者ウケするものが少ないのとパチンコ屋がちょっと邪魔しているような） ・新しく出来た川西総合病院医療センター周りの古い団地など思い切って無くした方が病院へのアクセスや見栄えも良くなるのでは。駅からの道の街灯を白ではなく電球色にするなど。 ・子ども達が思い切って遊べる広い公園や新しい遊具がある公園が無い。ポツポツはあるがアップダウンがあり死角が多い公園が多いように思います。芝生一面広々とした公園などがあれば良いのではと思います。 ・川西には有名な西野さん、西島さんなど若い世代に影響力がある人がいますので協力してもらえればより興味を持たれる市になるのではと思います。 <p>以上、もうすでに動き出している計画もあると思いますが川西市が良くなるようにと思い私が感じた事を記載させていただきました。</p>	<p>公園については、ルールや遊具などは市が一方的に決めるのではなく、地域のみならずと対話をしながら決定したいと考えています。地域主体の特色ある公園づくりに取り組むにあたり、アドバイザーを派遣しワークショップなどの支援をしていく予定です。</p>	B

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
8	【全体】	<p>国に言うべきかもしれませんが、コロナ時の子育て応援金、子ども手当、何もかもない子ども達は、国に応援もされない必要のない子なのではないでしょうか？最近、色々な事から排除され、悲壮感が高まっています。子ども2人以上いるだけでも社会貢献しているのに、（将来、税金を納める人を育てていると言う点で）頑張っって所得を上げた人は、自分達でどうにかしろ。というのでは、子どもは増えません。子どもに関する事は、全て平等にお願いします、</p>	<p>本計画では「子どもたちに人生最高のスタートを」を基本理念に子ども・子育て施策の充実に取り組んできました。 子育て世帯への経済的な支援については、令和3年7月より医療費助成の対象者を中学3年生まで拡充。令和5年7月から所得制限を廃止したうえで、高校3年生までの入院費の無償化を実施予定です。なお、所得制限については、子育て施策に限らず実施する施策の目的や効果を考えた上で判断します。 一方で、「子どもたちに人生最高のスタートを」を実現するためには、子育て世帯への経済対策だけでは不十分であり、子どもや子育て世帯がご自身の力やお金だけでは解決できない課題に寄り添う政策が必要です。具体的には、全中学校区での地域子育て支援拠点開設、キセラ川西に「こども・若者ステーション」開設を行うほか、令和4年度には子育てコーディネーターをモデル実施として配置するなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行ってきました。 また、令和4年9月より中学校給食を開始するとともに、教職員の業務負担を軽減し、子どもたちと向き合う時間を確保するために、スクールサポートスタッフを全校に配置したほか、令和5年度から全小中学校で校内フリースクールを設置するための人員を配置する予定です。 市としましては、限られた財源を有効活用し、子どもが幸せになるための施策、子育て世帯が安心して子どもを生き育てることができるための取り組みをさらに進め、「子どもが幸せになる川西」を実現していきます。</p>	F-3
9	【全体】	<p>第2の明石市と呼ばれるような先進的な子育て・若者政策のモデルケースとなり、周辺自治体を牽引する存在になってほしいと考える。 最後に、市の財政健全化は重要課題だと思うが、何でもかんでも統廃合・廃止・削減を志向するのではなく、子ども・若者や必要とされる部分には、格差の縮小に努め、多少の採算は度外視してでも積極投資していくことが将来的な川西の域内経済を支えるものになるので、安定的な予算確保に努めて頂きたいし、特に、清和台の保育園施設園についても市民の多様な立場から慎重に考えて頂きたい。</p>	<p>本計画では「子どもたちに人生最高のスタートを」を基本理念に子ども・子育て施策の充実に取り組んできました。 経済的な支援については、令和3年7月より医療費助成の対象者を中学3年生まで拡充。令和5年7月から所得制限を廃止したうえで、高校3年生までの入院費の無償化を実施予定です。 一方で、「子どもたちに人生最高のスタートを」を実現するためには、子育て世帯への経済対策だけでは不十分であり、子どもや子育て世帯がご自身の力やお金だけでは解決できない課題に寄り添う政策が必要です。具体的には、全中学校区での地域子育て支援拠点開設、キセラ川西に「こども・若者ステーション」開設を行うほか、令和4年度には子育てコーディネーターをモデル実施として配置するなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行ってきました。 また、令和4年9月より中学校給食を開始するとともに、教職員の業務負担を軽減し、子どもたちと向き合う時間を確保するために、スクールサポートスタッフを全校に配置したほか、令和5年度から全小中学校で校内フリースクールを設置するための人員を配置する予定です。 市としましては、限られた財源を有効活用し、子どもが幸せになるための施策、子育て世帯が安心して子どもを生き育てることができるための取り組みをさらに進め、「子どもが幸せになる川西」を実現していきます。 なお、清和台幼稚園については、財源面ではなく、市が必要だと考える集団教育を提供することができないことから、令和5年度末を目途に閉園とする方針としています。ただ、子育て施策に限らず、少子化や人口減少社会の中で持続可能な行政運営を行うためには、公共施設の統廃合だけではなく、事業の見直しを同時に実施していきたいと考えています。</p>	R-5

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
10	【全体】	計画案だけを読み進めていくと、「子ども・若者」として若年者に支援等していくだけでなく、学力面や精神面はもちろんのこと、川西市に住み続けたい、市外に移転しても戻ってきたいと思う人材を、普段から家庭や学校で養っていくことも必要ではないかと思えます。その他の世代に対する支援政策はどうなのかという面もありますが、しっかりと市として教育面も支援する体制をお願いしたいと思います。	令和5年度は「政策は子ども・教育から始める」という方針の下、2カ年かけて中学校で数学・英語を少人数で授業を受けることができる体制を整える予定です。令和5年度中に策定予定の「教育大綱」の中で、教育の方向性についても明記していきます。	AJ
11	【全体】	子どもを大事にする市は栄えることが間違いないので大いに期待しております。まずは財源確保です。川西市は二言目にはお金がないと聞いているので・・・何をすることもお金がないとただの絵空事になります。子育てって、手がかかるときはそんなにお金がかからないです。本当にかかるのは手がかからなくなってからなんです。親の所得で、習い事や旅行などの経験に差が出ているという記事を読みました。大阪市は所得制限ありの塾の補助があるそうです。行きたくても行けない子どもが出ないように、とりわけ教育格差には気を配ってもらいたい。子どもの権利ばかりでなく、義務もセットで運営できると尚良し。例えば、市から補助等受けたら市のイベントなどでボランティアに従事するとか。そこで雇うはずだった人の人件費が浮くのでそれをまた子どものために使うという具合で。子なし夫婦や、子育て終えた世代、年寄り全てに理解を得るのは難しいでしょうが、子育てに使うお金は惜しまない川西市って言われるようになったときがこの計画が成功と言えると思います。	本計画では「子どもたちに人生最高のスタートを」を基本理念に子ども・子育て施策の充実に取り組んできました。子育て世帯への経済的な支援については、令和3年7月より医療費助成の対象者を中学3年生まで拡大しましたが、令和5年7月から所得制限を廃止したうえで、高校3年生までの入院費の無償化を実施予定です。一方で、「子どもたちに人生最高のスタートを」を実現するためには、子育て世帯への経済対策だけでは不十分であり、子どもや子育て世帯がご自身の力やお金だけでは解決できない課題に寄り添う政策が必要です。具体的には、全中学校区での地域子育て支援拠点開設、キセラ川西に「こども・若者ステーション」開設を行うほか、令和4年度には子育てコーディネーターをモデル実施として配置するなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行ってきました。また、令和4年9月より中学校給食を開始するとともに、教職員の業務負担を軽減し、子どもたちと向き合う時間を確保するために、スクールサポートスタッフを全校に配置したほか、令和5年度から全小中学校で校内フリースクールを設置するための人員を配置する予定です。市としましては、限られた財源を有効活用し、子どもが幸せになるための施策、子育て世帯が安心して子どもを生み育てることができるための取り組みをさらに進め、「子どもが幸せになる川西」を実現していきます。	E-1
12	【全体】	(4) 窓口やサービスの名称が多すぎて、いつ、どこに、だれに、相談すればいいかわかりません。例：子育てコーディネーター、こども家庭センター、こども・若者ステーション、ファミリー・サポート・センター、子育て世代包括支援センター、保健センター、入園所相談課、こども若者相談センター、総合センター	窓口やサービス名称については、市民のみなさまがわかりやすいように引き続き改善を図ります。	AH-4

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
13	【全体】	<p>未就学児を育ててますが仕事と子育てが両立できるような政策を希望します。明石市の のように川西市も独自の子育て支援を希望します。 ※子ども医療費の無償化（所得制限なし18歳まで）、第二子以降の保育園3歳までの 無償化、学童保育サービスの充実（小学生低学年で入れるように） →川西市も独自で子育てサービスを充実させると住みやすい街と認識され関西圏から の移住者が増えると思います。北摂、宝塚、神戸付近に比べると地価も安いので、明 石市のようにサービスをアピールすると子育て世帯で川西市に住みたいと思う人が増 えると思います。</p>	<p>令和5年7月診療分から乳幼児等医療費および子ども医療費助成制度について所得制限の 撤廃を実施します。同時に高校生等（15歳に達する日以降の最初の3月31日を経過し、18 歳に達する日以降の最初の3月31日を経過していない者。）の入院費用を所得制限なしで 無料化します。 また、第2子以降の保育料無償化につきましては、多額の財源が必要となるため、現時点 で直ちに実施する予定はありません。今後、他の子育て施策との優先順位や財政の将来 見通しなど含めて検討します。 学童保育サービスの充実（小学生低学年で入れるように）については、利用登録定員を 超える見込みがあった場合、低学年が優先的に利用できるよう配慮をしていますが、保 護者の就労日数や時間なども含めて点数化し、優先順位を決めています。民間クラブの 誘致および夏期休業期間中のみのクラブ開設の拡充などにより育成クラブの待機児童解 消の取組を進めるとともに、開所日の拡充などにより学童保育サービスの充実を図りま す。</p>	AA
14	【2ページ】 第1章 2 国における近年の 動向	<p>国で現在検討中の「異次元の少子化対策」を待って記載してください。</p>	<p>本計画は第2期子ども・子育て計画の中間見直しに併せ、令和4年度中に策定をする必要 があり、ご意見の内容については、現在国で検討中であるため、記載することができま せん。</p>	AV-1
15	【16ページ】 第2章 3 (1) - ③ 待機児童数の推移	<p>待機児童の推移について、令和4年で国基準の待機児童が0となったことは評価でき る。今後は、ぜひ潜在的な待機児童の把握・解消にも努めてもらいたい。昨春川西市 北部に引っ越してくるために、予め令和4年4月入所で申し込みを行ったが、通える範 囲のものは軒並み入所受け入れ枠がないとの結果であった。また令和5年申込みにつ いても同様の結果であった。川西市の認可保育施設への申し込みは第10希望まで記載 可能ではあるものの、自宅と通勤先、通勤手段、兄弟の扱いを考慮すると北部&中部 地域では市立・民間含めてそれほど多くの選択肢があるわけではないと感じている。</p>	<p>令和4年4月1日の国基準の待機児童は0人となりましたが、国基準外の待機児童がいるこ とや、年度途中では待機児童が発生していることは課題だと認識しています。また3号認 定が充足していない状況があることから、地域ニーズも考慮しながら、提供体制の確保 策を早急に検討していきます。</p>	AI-1
16	【34ページ】 第3章 1 基本理念	<p>(1) 基本理念「人生最高のスタートを」について、人生におけるスタートとはどの タイミングであると想定しているのですか？ ポジティブな雰囲気は感じられるので すが曖昧さも感じます。この質問にズバリの答えが欲しいというよりは、基本理念にど んな意味を持たせているのか読み取れずにいる（読み取りにくい）ことを伝えたいで す。</p>	<p>産前から産後、子育て期間から若者に至るまでの間のサポートをしっかりとしていくとい う思いです。単に、子育て世帯への経済的な支援だけではなく、子どもが自身の力や家 庭の力だけで解決できない課題に寄り添っていく決意を基本的な考えとして示していま す。</p>	AH-1
17	【34ページ】 第3章 1 基本理念	<p>P34理念に関して、「希望が持てる未来を」では、具体的な方向性が不明確である。 未来を作るのは子ども・若者であるし、市の役割としては、希望が持てるような人作 りや地域作りなど環境を整えることではないのか。理念にしっかりと書き込んでほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、基本理念の考え方に追記します。</p>	BH

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
18	【40ページ】 第4章 基本目標1 (1) ① 親子のいのちと健康を守る	妊婦健診にかかる交通費の補助(他の市で負担額が100円になるようにバスのチケットが出ていました)新生児の1ヶ月健診はどの人も必ず必要であるためその補助を行ってほしい。	ご提案の補助制度については実施する予定はありませんが、国制度により令和5年1月から妊娠届出時、産後の面談後に各5万円の妊娠・出産給付金を支給しています。市施策としては、低所得妊婦へ初回の産科受診料の上限1万円の助成など、妊娠期から子育て期にわたる支援を進めることとしています。	I-1
19	【40ページ】 第4章 基本目標1 (1) ① 母子保健サービスの提供	産後ケア事業の受け入れの日をちを増やしてほしい。また、施設が限られてしまっているため選択肢を増やせるよう施設などの誘致を行ってほしい。	産後ケア事業は、産後の支援を受けられない方や育児支援を特に必要とする母子に対して、心身の安定と育児不安を解消し、産後も地域の中で安心して子育てができる支援体制を確保することを目的にしており、ご家族の状況に応じて次の支援につなげるサービスとなっています。子育てへの不安に寄り添い、利用者に合わせたケアの提供や、ご家族の状況に合わせた事業所の提案など、個別的な支援ができるよう努めています。現在、受け入れ日数につきましては、近隣市町比べ多く設定しています。受け入れ施設につきましては、令和5年度の拡充を検討しています。今後も施設の条件や受け入れ状況を鑑みつつ、限られた財源を有効活用しながら安心して妊娠・出産・子育てができるよう、産後ケアの充実に努めていきます。	I-3
20	【40ページ】 第4章 基本目標1 (1) ① 母子保健サービスの提供	・産後ケア事業や妊婦健診の助成を手厚くしたら、これから拠点を決めようとする若い世代の需要をさらに見込めると思う。妊婦健診も助成があっても助成内では健診費用が収まらず、実質高額費用を払わざるを得ない。子どもが生まれる前から他市にない支援をすることが重要と考える。国からの10万円給付はありがたいことではあるが、やはり一過性のものに過ぎない。継続性のある安心な政策が欲しい。	産後ケア事業につきましては、近隣市町に比べ、利用できる日数が多く、利用にあたって所得制限を設けないなど、利用しやすい環境を整えています。受け入れ施設につきましても令和5年度の拡充について検討を進めています。また令和5年1月から妊娠届出時、産後の面談後に各5万円の妊娠・出産給付金を支給、令和5年度から出産育児一時金を50万円へ増額、低所得妊婦へ初回の産科受診料の上限1万円の助成、中学3年生までの入院・通院の医療費と高校3年生までの入院の医療費について、所得制限なく無償化します。これらの取り組み等で、妊娠期から子育て期にわたる支援を進め、これからも安心して子育てができる環境づくりを進めていきます。	0-8
21	【40ページ】 第4章 基本目標1 (1) ① 母子保健サービスの提供	・産婦人科も少ない。人口減少の中で産婦人科は難しくても、産後ケア事業を推し進めていくなど手厚い産後のケアや子育て政策は、若い世代を惹きつけるものがある。また、産後ケア事業としては、最近「産後ケアホテル」が脚光を浴びている。産婦人科が少ない中、そういったケア事業の招致にも力を入れていくのも一案かと思う。	産後の支援を受けられない方や育児支援を特に必要とする母子に対して、心身の安定と育児不安を解消し、産後も地域の中で安心して子育てができる支援体制を確保することを目的に産後ケア事業を実施しており、令和5年度からの受け入れ施設の拡充に向けて検討を進めています。本市においては、キセラ川西プラザに「こども・若者ステーション」を開設し、子育てコーディネーターを配置するなど、身近な場所での産前から子育て期の方の相談や悩みに寄り添える環境整備に努めており、妊娠期から出産・子育てまでの一貫した支援に取り組んでいきます。	0-9
22	【40ページ】 第4章 基本目標1 (1) ① 母子保健サービスの提供	(3) No. 21「産前ケア事業」について、実施内容に具体性がない。サポート内容の検討もこれからですか？	産前から出産までをサポートする「(仮称)産前ケア事業」の実施を検討しています。今後、産前に必要なケアのニーズ把握や他市町の取り組みなどを参考にしながら、安心して妊娠・出産できるサービスとなるよう事業の内容を検討し、産前から出産・産後、子育てまで一貫して支援できる環境づくりに努めています。	AH-3

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
23	【40ページ】 第4章 基本目標1 (1) -① 母子保健サービスの提供	産後ケア事業、産後ヘルパーですが、現在、生後6ヶ月までになっていますが、是非生後1年にしていただきたいです。現在、子育て支援室で仕事をしておりますが意外と、6ヶ月すぎて一歳くらいまでも母親の体調不良や母乳についての悩みなどあることがわかります。是非検討してください。	産後ケア、産後ヘルパーともに現在、生後6か月未満の産婦と乳児としています。とくに産後ケアにつきましては、受け入れ施設や受け入れ数が限られているなか、すでに利用状況が飽和状態になっており、生後1年までの方を対象とすることは、現段階では難しいと考えています。いただいたご意見を参考にしながら引き続き、施設の条件や利用状況を鑑みつつ、限られた財源を有効活用しながら今後も安心して妊娠・出産・子育てを一貫して支援していけるよう、取り組みの充実に努めていきます。	AK
24	【40ページ】 第4章 基本目標1 (1) -① 母子保健サービスの提供	・久代地区は最近人口増加しているが、医療機関が少なく不便である。若い世代が多いにも関わらず、小児科や内科・小児歯科もほとんどなく、伊丹市の医療機関を受診している人が多い。ただ市外のため、予防接種を受けるだけでも市役所に申請を出してという手間が入る。申請の手間もあり、予防接種を受けていない子どもも多数いると思われる。阪神6市は難しくても近隣の宝塚市と伊丹市との間では申請書類を省く協定を取り決めるなど、共働き世帯や小さい子どもを育てる保護者の負担を減らす取り組みをしてほしい。それが子どもの予防接種を促進する中で、効果的かと思う。	予防接種法に基づく定期接種は、ワクチンの確保・精度管理等の観点から市医師会に委託して実施しております。そのため、市外の医療機関で接種される場合、他市での接種依頼の手続きが必要となります。現状では、事前の手続きについては、一定期間の定期接種をまとめて申請することや、郵送での申請も可能です。手続きの簡素化について今後検討してまいります。	0-6
25	【40ページ】 第4章 基本目標1 (1) -① 母子保健サービスの提供	・妊婦健診の助成の一つに歯科検診があるが、久代地区をはじめ登録医療機関数が少ないのに気づく。住民サービスという観点から、歯科医師会や医師会に所属していない医療機関にも協力を仰がないと住民サービスに影響が出る。	妊婦歯科健診は、(一社)川西市歯科医師会の協力のもと、実施しています。受診できる歯科医院に地域的なばらつきがあるため、今後もより多くの歯科医院で受診できるよう協力を求めてまいります。	0-7
26	【41ページ】 第4章 基本目標1 (1) -① 母子保健サービスの提供	(2) P.41の表中No.11「子育て世代包括支援センター」というのは取組みの名称なのですか？	取組名称として、「子育て包括支援センター（母子健康包括支援センター）の推進」と改めます。	AH-2

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
27	【42ページ】 第4章 基本目標2 子どもに応じた教育保育を提供する	<p>7. 私たちの活動から見えてくる川西市の課題「計画案」に照らして、私たちの活動を通して見えてくる課題点について、以下、要望も含めて書きます。</p> <p>7-1. 保育と小学校の円滑な接続について「計画書」の「第3章計画の考え方」の「2基本目標」の「2. 子どもに応じた教育保育を提供する」において、以下の記述があります。「各施設においては、教職員が能力の向上を図り、相互理解を深めることにより、それぞれの施設における教育保育を充実させるだけでなく、小学校生活への円滑な接続をめざし連携を強化します。外国ルーツの児童と、その家庭は、言葉や文化の違いなど、この課題における固有の困難を抱えていると感じます。その支援のために、市行政の業務として、支援手順のフローチャートを作成し、関連部署が横断的にこれを活用する体制を構築することを提案します。想定される支援としては、外国ルーツの児童が、幼稚園・保育所から、小学校に入学する際、幼稚園・保育所からの情報をもとに、就学前健康診断や、入学説明会、教材の準備など、日本語ネイティブでない保護者をサポートする手順を整えることが課題の一つとしてあげられます。また、転入に際しては、校長・教頭・担任・ALT・多文化共生サポーター・市費通訳翻訳支援員など、そして保護者も揃って、入学後の児童の支援について、コミュニケーションを取れる場を設定することが有効な方法になるのではと考えます。保護者の国籍が日本であっても、日本語や日本の学校の制度・慣習についてよく知らない場合もあり、その点にも留意する必要があると考えます。市として、そのようなケースにおける、支援のためのフローチャートを作成し、幼稚園・保育園と小学校との連携によって、事前に支援計画を立てることが必要なのではないのでしょうか。適切で、安心できる支援手順を政策として確立することにより、当事者が市内のどこでいても同様のレベルの支援を受けることができるようになります。外国ルーツの人々が、川西市民として安心して生活を営むことができるような条件の整備を通して、共生の街としての川西市の活性化に資するものと考えます。兵庫県教育委員会の「外国人児童生徒のための受入れハンドブック」は、そのようなフローチャートを作成する上で、参考になるものと考えます。</p>	<p>外国人児童生徒等の受け入れについては、兵庫県教育委員会の「外国人児童生徒のための受け入れハンドブック」に基づき、各学校と関係部署とで連携し対応しているところ です。 また、就学時のサポートについては、就学前施設に担当課をお知らせして外国人幼児に関する情報を提供いただくと共に、幼児や保護者への支援について、関係部署と連携して対応していきます。 個別の支援については各園所で必要に応じて指導計画等を作成し、園所内で共通理解して対応しています。就学時には学校への引き継ぎを行い、連続した支援が行えるよう努めていますが、今後も引き続き連携を深めていきます。</p>	A0-5
28	【42ページ】 第4章 基本目標2 (1)-① 就学前の教育保育施設の整備	<p>質問②計画案42Pにある「私立幼稚園のこども園化への支援」は本当に新規事業なのか。上記のように加茂市議は「以前もやっていたが、民間にメリットがないので手を挙げるところがなかった」と言っていたが、事実はどうなのか？</p>	<p>市としては、これまでも美山幼稚園などが幼稚園からこども園へ移行する際に支援を行って来ました。令和2年度に幼保連携型認定こども園への移行を希望する私立幼稚園を募集しましたが、応募はありませんでした。ただ、民間幼稚園にメリットがなかったという認識ではありません。今後も2号認定の利用希望率の増加が続くと想定しており、各私立幼稚園へヒアリング等を行いつつ、さまざまな手法を活用して、幼保連携型認定こども園への移行等を支援し、定員確保を図ります。</p>	AP-2
29	【42ページ】 第4章 基本目標2 (1)-① 就学前の教育保育施設の整備	<p>せっかく文化の違い保育園と幼稚園が一緒になるのであれば、幼稚園のいいとこどり（授業のような感じの机に向かう姿勢）保育園のいいとこどり（延長ではない長時間保育）をしてそれぞれの園に特色を出してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このこども園は自然に触れるを重きに置いている。 ・このこども園は習い事が出来る。 ・このこども園は運動に力を入れている。など。 <p>今以上に共働きが今後も増える予想されるので、川西市でも園に行く前、能勢口の駅に各園に送ってもらえる送迎ステーションがあればすごく助かります。</p>	<p>これまで整備してきた市立幼保連携型認定こども園においては、従来の市立幼稚園と市立保育所が培ってきた経験とノウハウを活かした教育保育を実施しています。また、市立園については、市全体として一定の質が担保された保育を実施する必要があります。なお、送迎ステーションについては現時点では実施予定はありませんが、他市の事例などを研究したいと考えています。</p>	V

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
30	【42ページ】 第4章 基本目標2 (1)-③ 教育保育関係者の 確保や研修、連携 等の実施	<p>公教育についてお尋ねする。昨今、進学率が上昇傾向にある一方で、進学・就職といった観点をベースにした教育が営まれ、学歴偏重・暗記重視型の教育土壌の形成により、政府も私学無償化、塾代助成などの施策ばかりを唱え、教育のビジネス化・実学重視、私学重視・国公立軽視の様な流れに拍車をかけ、自治体も追随している傾向にある。</p> <p>本質的な教育格差の是正には程遠いと思われ、今こそ公教育が重要であり、各種公立学校の教育の在り方・質が問われているものと思われる。特に、教員のなり手不足の深刻化、(授業・講義外の)事務処理などの負担が大きいことも教育の質の確保に少なからず負の影響を及ぼすものと考えられ、川西市内において、当該事例のような課題が存在しているのか、事例があれば、職員に対する何らかのケア・対策が必要だと考えるが、市としてはどの様に捉えているのか伺いたい。</p>	<p>市立の学校が活動の根拠とする学習指導要領では、基礎、基本の習得を大切にしながら、それらを身につけた上で主体的に学んだり判断したり、解決できる資質や能力の養成を目指しています。また、学習面だけでなく、自らを律し他人と共に協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育むことを目標としています。この方針に従って公教育を推進していきたいと考えます。</p> <p>また、教員の働き方改革も喫緊の大きな課題と捉えています。国も教員の待遇改善を目指して動きを加速させています。本市としては、各校で取り組むことが可能な業務改善の具体的事例を紹介したり、ICTの導入による時間短縮等に取り組んでいます。今後は国や県の動きと合わせて効果的なものに繋げていきたいと考えています。</p>	R-3
31	【43ページ】 第4章 基本目標2 (1)-③ 教育保育関係者の 確保や研修、連携 等の実施	<p>「保育士等宿舍借り上げ支援事業」を削除してください。 理由：法人等に対して宿舍借り上げ支援は不要。税金ですべきではない。</p>	<p>保育士等の不足が深刻な社会問題となっていることから、保育士等確保のため、今後も国の補助制度を活用し、保育士等の宿舍を借り上げるための費用の全部又は一部を支援することによって、保育士等が働きやすい環境を整備していきます。</p>	AV-2
32	【43ページ】 第4章 基本目標2 (1)-③ 教育保育関係者の 確保や研修、連携 等の実施	<p>日本(川西市)を支えていくべき子どもたちの学習力低下、社会に出た時に収入低下、ニート増加が大問題。</p> <p>1. 小学生や中学生その他の学校の先生(サポート先生・人材)の人数増加。 2. サポート先生の知識レベルの強化。現在は低レベルすぎる。</p>	<p>学校現場への人材配置を重点的に行っています。教員の業務を支援するスクール・サポート・スタッフを全ての小中特別支援学校へ配置し、特別支援学級在籍児童・生徒の介助、学習支援や課題を持った児童・生徒の支援を行う加配職員の配置も市独自に行っています。令和5年度より、少人数による指導をより多くの学年で実施するために、少人数指導加配教員を市独自に配置する予定です。他にも教室へ登校しづらい児童生徒の学びの機会を保障し、子どもの居場所をつくるため市内全小中学校へ校内フリースクールを設置します。</p> <p>サポートの教員のレベルが著しく低いとは思っていませんが、職員のニーズや課題に合わせた研修を実施するとともに、学校教育に関わる方の資質能力向上のための学びの場を、継続して検討していきます。</p>	J-1
33	【43ページ】 第4章 基本目標2 (2)-① 多様な保育サービスの提供	<p>国が育児休業の取得促進等を実施している中で、年度途中にでも保育所に入園できるように、より弾力に運営していただけるような仕組みがあるのもありがたいと考えます。</p>	<p>保育を必要とする方が、年間を通して、保育所等に入所が可能となるよう、受入定員の拡大などについて検討していきます。</p>	0-2
34	【43ページ】 第4章 基本目標2 (2)-① 多様な保育サービスの提供	<p>・保育所は4月でない実質入所できなく、育休の途中で切上げざるを得ない保護者が多い。しっかり1年間いつでも入れる体制を整えることで、保護者の復帰や第2子を待望する気持ちも増える。そのためには、保育所の増加や受け入れ人数の増加、保育士の増加など課題は多いが、やはり他市にない支援が欲しい。</p>	<p>保育を必要とする方が、年間を通して、保育所等に入所が可能となるよう、受入定員の拡大などについて検討していきます。</p>	0-10

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
35	【44ページ】 第4章 基本目標2 (2)－② 放課後児童対策の 充実	・共働き増加、核家族増加の中で預け先がない。小1の壁で、学童保育を利用してもお盆時期や年末年始の暦通りでない休みは苦勞する。尼崎市や伊丹市、西宮市は暦どおり預かってきている。病児保育も市内1箇所のみ、受け入れ人数もかなりの少数でいつも預けられない。	留守家庭児童育成クラブについては、令和5年度から、現在閉所としている年末年始の内、12月28日及び1月4日、入学・卒業式を開所し、保護者負担の軽減を図っていきます。また、お盆の期間については、年次的に拡充することを検討します。市内の病児・病後児保育については、おひさまルームにて1日3名を定員として受け入れをしているほか、企業主導型保育所においても2箇所受け入れを行っており、病児・病後児保育の提供については、企業主導型保育所などが補完することで、市内におけるニーズを満たすだけの体制は整っているものと考えています。	0-4
36	【44ページ】 第4章 基本目標2 (2)－② 放課後児童対策の 充実	・小学校では、給食のない日や学校のない休みは学童で必ずお弁当がいるなど共働き世帯への負担。西宮市のある学校では希望者にはお弁当を手配するなどの事業（料金は有料）もあり。民間事業者と提携してそのような事業も始めれば共働き世帯の多い今、需要は見込める。（学童預けている保護者にアンケート等実施して需要調査してもいい）	現在、市立留守家庭児童育成クラブでは、学校休業日を弁当持参としていますが、希望する児童に対しては、令和5年度から夏期休業期間中は、中学校給食センターの事業者による自主事業として昼食配食サービスを実施します。	0-5
37	【44ページ】 第4章 基本目標2 (2)－② 放課後児童対策の 充実	(5) 留守家庭児童育成クラブは2023年夏から児童の受け入れ時間を増やす話を聞いていますが、それに伴う人員増の策が不明瞭だと感じます。サービス向上は利用者にとってはありがたいですが、そのために必要な人員や研修はどのように確保されるのでしょうか。	留守家庭児童育成クラブについて、令和3年7月から学校休業日の開始時間や学校休業日を含む延長育成の時間を拡充しており、令和5年夏からさらに受け入れ時間を増やすことは考えていません。人員については、引き続き求人媒体を活用した支援員の確保に努める一方で、人材派遣等の民間事業者を活用した確保方策も進めていきます。また、支援員の研修については、内部の支援員研修の実施や、兵庫県や兵庫県学童保育連絡協議会等の主催する研修講座への参加を活用し、支援員の質の向上を図ります。	AH-5
38	【44ページ】 第4章 基本目標2 (2)－② 放課後児童対策の 充実	P82③について、表にある量の見込みが現状と合わないと思います。実際、見込みがあつておらず、我が子も望まぬ待機児童となっています。中学生になれば、長期休暇でも部活動などがあり、ある程度規則正しい生活ができると思いますが、小学生の時期では、学童に行くなどがないと、親がいない中で規則正しい生活が難しいと考えます。子どもの健全な育成を願うのであれば、親も子ども安心して生活ができるよう、待機児童ができないように、余裕をもったクラブ運営ができる計画をしてほしいです。全体を通じ、現状をベースに考えられているように感じますが、新たな市民の流入を目的にした計画にして（そう感じられるもの）ってほしいと思います。	本計画(案)の量の見込みは各年度5月1日時点を基準に算定しているところです。令和5年度の入所については、入所調整や民間留守家庭児童育成クラブ及び夏季休業期間中のみの育成クラブへの変更などにより、入所ができていない児童数は変動する可能性があります。今後、5月1日時点の状況を見極めたくて、再度精査し、夏季休業期間中のみのクラブ開所や民間クラブの誘致などを検討し、待機児童の解消をめざしていきます。	AU
39	【46ページ】 第4章 基本目標2 (2)－③ 子育てに関する相 談・学習機会等の 拡充	保育園や幼稚園のニュースが増えた中、今現在信頼して預けていた場所がどれだけ親にとって大切な、昔から信頼されて、周りの反応を参考にすることにどれだけ必死になっているか、考えて下さい。納めたお金が増えてきて、共働きが多い今、1から見極めるといふ事でしょうか。大人数を一気に見るという事に反論はしませんが、私は、我が子は大人数とはいわない今の環境で1人1人、目を見て、保育して下さる環境に大変、感謝しております。保育園、幼稚園、こども園、一番に考えるべきはどれだけ子どもが伸び伸び育てるかではないですか？同じ境遇の子ども達ばかりではありません。それぞれのメリットを活かして園を選びます。親同士も似た境遇だからこそ、話をしたり子育てのモチベーションを上げています。それがどれだけ子どものためになっているか。子ども目線で見直して下さい。こんな状況ではもう、子どもがほしくても産めません。	本市では、全中学校区での地域子育て支援拠点開設、キセラ川西に「こども・若者ステーション」開設や令和4年度には子育てコーディネーターをモデル実施として配置するなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を引き続き行うとともに、子育て家庭同士がつながりを持てる環境整備を推進します。	AW

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
40	【46ページ】 第4章 基本目標2 (2)－③ 子育てに関する相談・学習機会等の充実	・アプリ「子育てnavi」があまり活用されていない。市内のベビーイベントなどを一括で見れるようにしてほしい。調べることも大変でなかなか参加することができない。豊中市から移住してきましたが、そちらでは見やすいアプリがありました。	いただいたご意見と他市の取り組み内容も参考にしながら、アプリの活用について検討していきます。	T-1
41	【47ページ】 第4章 基本目標2 (2)－④ 経済的な負担の軽減	子ども医療にかかる保護者負担額について。 川西市では現在、子どもを病院で診ていただく際にかかる自己負担金額について所得による差があります。我が家は所得制限により、子どもの医療費を3割負担しています。近隣の池田市では所得による費用の差はなく、どの子も月1,000円までの自己負担で医療を受けられます。大変うらやましく、池田市に住めばよかったと後悔しています。川西市でも池田市などのように、所得による医療費の差別をなくしてもらいたいです。所得により所得税住民税が累進課税になるのは当然だと思いますが、子育てにおいては違うと思います。我が家のようにギリギリ所得制限にかかる家庭は決して楽な暮らしをしているわけではありません。これから結婚して子育てをされる方々も、子育て政策の充実を他市と比較されると思います。是非検討して頂きたいです。		A
42	【47ページ】 第4章 基本目標2 (2)－④ 経済的な負担の軽減	子ども3人抱える母です。仕事もフルタイムです。「こども医療費助成制度」についてです。昨年より市民税が2,000円オーバーとのことで所得制限にひっかり、こども医療費の助成が受けられなくなりました。今年、インフルエンザに感染し診察、薬代だけで一人約8,000円の自己負担が発生しました。また病気を疑いMRIの検査を勧められましたが、負担が大きく躊躇しておりました。現在所得制限がありますが、親が苦悩することなく子ども達には平等な医療を受けさせて欲しい。物価も上がっており、今の現状医療費だけでもかなり負担が大きいです。できれば所得制限だけで見るのではなく、子どもの人数も加味して欲しい。また所得制限の基準も上げて欲しい。子どもたちが健康で安心して暮らせるよう、よろしく願いいたします。	令和5年7月診療分から乳幼児等医療費およびこども医療費助成制度について所得制限の撤廃を実施します。同時に高校生等（15歳に達する日以降の最初の3月31日を経過し、18歳に達する日以降の最初の3月31日を経過していない者。）の入院費用を所得制限なしで無料化します。	D
43	【47ページ】 第4章 基本目標2 (2)－④ 経済的な負担の軽減	子どもの医療費。所得制限を外してください。子どもは平等です。子どもを平等に扱ってくれる都市はやはり魅力的です。子どもに優しい川西市をお願いします。子どもを複数持つには収入も必要です。その為に、収入を上げたら医療費の恩恵から外されるのは何とも酷い話です。		F-2
44	【47ページ】 第4章 基本目標2 (2)－④ 経済的な負担の軽減	こども医療費助成制度について、現在は小学4年生から中学3年生までが医療費の助成対象ですが、今後0歳から18歳までの継続した子育て支援、経済的な負担軽減の観点から、助成対象を高校3年生の18歳まで拡充して欲しいです。		N

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
45	【47ページ】 第4章 基本目標2 (2)-④ 経済的な負担の軽減	<p>子どもの医療費の無償化の所得制限を撤廃、もしくは、例外的な対応を申告に応じて対応するなどしていただきたいです。</p> <p>46歳市内在住で三児の父親です。子どものうち2人が食物アレルギーがあり、誤飲、誤食が発生する事が気付けていても発生し、アナフィラキシーショックの症状が出る重度のアレルギー体質の為、救急病院の問診の後に緊急入院という事が発生します。幸いにも最短期間での入院で今のところ済んでいるのですが、医療費は高額になります。</p> <p>共働きをしているため世帯年収的に所得制限の対象になるので、子どもの医療費を支払う必要があるのですが、この入院などが数度発生すると共働きをしているからこその出費が大きく、働いて得ている報酬を減らした方が良いのでは、と考えることもあります。</p> <p>財政的に何らかの制限をかける必要があるかもしれないという事は費用が一般的な医療費とも異なる事、そして、発生リスクも高いこともあるので、例外的な対応など、医療機関のエビデンスを持った申告に応じて、所得制限の対象から外すなどの対応をするなどを検討していただく事を意見させていただきます。</p> <p>発生頻度が高い事、医療費が高額なこともあり、川西市での子育てをすることを難しく感じ、引越しも検討しないといけないと考えることもあります。</p> <p>川西市の住環境も好きであり、世帯年収に応じた対応が必要な保育料金制度など理解して受け入れているのですが、この医療費の無償の対応に関して、柔軟な対応をして頂きたいと考えます。</p> <p>ご検討よろしくお願いたします。</p>	<p>令和5年7月診療分から乳幼児等医療費およびこども医療費助成制度について所得制限の撤廃を実施します。同時に高校生等（15歳に達する日以降の最初の3月31日を経過し、18歳に達する日以降の最初の3月31日を経過していない者。）の入院費用を所得制限なしで無料化します。</p>	AN
46	【47ページ】 第4章 基本目標2 (2)-④ 経済的な負担の軽減	<p>子ども子育て施策のうち経済的負担軽減として</p> <p>①こども、乳幼児等医療費助成制度の所得制限撤廃</p> <p>②第二子以降の保育料無償化</p> <p>をしてほしい。</p>	<p>令和5年7月診療分から乳幼児等医療費およびこども医療費助成制度について所得制限の撤廃を実施します。同時に高校生等（15歳に達する日以降の最初の3月31日を経過し、18歳に達する日以降の最初の3月31日を経過していない者。）の入院費用を所得制限なしで無料化します。第2子以降の保育料無償化につきましては、多額の財源が必要となるため、現時点で直ちに実施する予定はありません。今後、他の子育て施策との優先順位や財政の将来見通しなどを含めて検討します。</p>	K
47	【47ページ】 第4章 基本目標2 (2)-④ 経済的な負担の軽減	<p>・子育て支援にギフトカード、クオカードありがたかったのですが、使えるところが少なく、スーパー、ドラッグストアでは使えなかった。ショッピングモールでも使えなかった。調べてみるとドラッグストアはマツキヨしか使えず、市内にマツキヨあったかな？と思いました。結局は旦那のお小遣いになりました。クオカードペイなどの電子ペイなら使えるところが増えるのと思いました。</p>	<p>子育て支援ギフトカード支給事業につきましては、原油価格・物価高騰に伴う緊急経済対策の一環のため、臨時的かつ一時的な川西市独自の制度として実施しました。電子ペイでの支給も検討しましたが、使用期限があること、すべての方が電子ペイを使用できる環境とは限らないことから、少しでも早く対象の方に支給を行うことを優先し、クオカードでの支給としました。</p> <p>この事業については、継続的な事業ではありませんが、今後同様の制度を実施する際には、ご意見を参考に検討していきます。</p>	T-2

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
48	【47ページ】 第4章 基本目標2 (2)-④ 経済的な負担の軽減	<p>川西市は子どもたちに何も優しくなく、行政は高齢者とひとり親家庭だけに手当をし、実際の子育て世帯はつらい思い物価高騰などで、好きなことをできていません。第三子は0歳児で保育園に預けていますが上が小学生組だと免除の支援はされないのは、なぜですか？</p> <p>第三子は第三子扱いで保育料免除もしくは減をするべきです。だから働いても税金も高く扶養内しか働く事ができず、賃金も安い為貯めることや子ども達を食べさせる事にも苦勞すると思います。</p> <p>もっともっと子ども達に不公平なく支援するべきです。子育て世帯に厚くならない限り少子化も無くならない。</p>	<p>本計画では「子どもたちに人生最高のスタートを」を基本理念に子ども・子育て施策の充実に取り組んできました。</p> <p>経済的な支援については、令和3年7月より医療費助成の対象者を中学3年生まで拡充。令和5年7月から所得制限を廃止したうえで、高校3年生までの入院費の無償化を実施予定です。</p> <p>一方で、「子どもたちに人生最高のスタートを」を実現するためには、子育て世帯への経済対策だけでは不十分であり、子どもや子育て世帯が自身の力やお金だけでは解決できない課題に寄り添う政策が必要です。具体的には、全中学校区での地域子育て支援拠点開設、キセラ川西に「こども・若者ステーション」開設を行うほか、令和4年度には子育てコーディネーターをモデル実施として配置するなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行ってきました。</p> <p>また、令和4年9月より中学校給食を開始するとともに、教職員の業務負担を軽減し、子どもたちと向き合う時間を確保するために、スクールサポートスタッフを全校に配置したほか、令和5年度から全小中学校で校内フリースクールを設置するための人員を配置する予定です。</p> <p>市としましては、限られた財源を有効活用し、子どもが幸せになるための施策、子育て世帯が安心して子どもを生き育てることができるための取り組みをさらに進め、「子どもが幸せになる川西」を実現していきます。保育料軽減にかかる子どものカウントについては、国の基準に従い小学校就学前の子どもをカウントすることとしています。ただし、カウントの対象外となった場合でも、一定の所得要件に該当すれば、ひょうご保育料軽減制度により軽減措置を行っています。</p> <p>なお、第3子への保育料の無償化の考え方は、国の基準に基づいて実施をしています。</p>	Q
49	【47ページ】 第4章 基本目標2 (2)-④ 経済的負担の軽減	<p>経済的理由で習い事ができない家庭も多い。どの子も可能性はある、未来の社会に貢献できるかもしれない。川西、日本、世界で活躍する子どもがいるかもしれない。結局はお金、格差をなくすためにも習い事の経済的な支援があるといい。</p>	<p>本計画では「子どもたちに人生最高のスタートを」を基本理念に子ども・子育て施策の充実に取り組んできました。</p> <p>経済的な支援については、令和3年7月より医療費助成の対象者を中学3年生まで拡充。令和5年7月から所得制限を廃止したうえで、高校3年生までの入院費の無償化を実施予定です。</p> <p>一方で、「子どもたちに人生最高のスタートを」を実現するためには、子育て世帯への経済対策だけでは不十分であり、子どもや子育て世帯が自身の力やお金だけでは解決できない課題に寄り添う政策が必要です。具体的には、全中学校区での地域子育て支援拠点開設、キセラ川西に「こども・若者ステーション」開設を行うほか、令和4年度には子育てコーディネーターをモデル実施として配置するなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行ってきました。</p> <p>また、令和4年9月より中学校給食を開始するとともに、教職員の業務負担を軽減し、子どもたちと向き合う時間を確保するために、スクールサポートスタッフを全校に配置したほか、令和5年度から全小中学校で校内フリースクールを設置するための人員を配置する予定です。</p> <p>市としましては、限られた財源を有効活用し、子どもが幸せになるための施策、子育て世帯が安心して子どもを生き育てることができるための取り組みをさらに進め、「子どもが幸せになる川西」を実現していきます。</p>	AB-1

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
50	【47ページ】 第4章 基本目標2 (2)－④ 経済的な負担の軽減	・保育料や子ども医療費の所得制限で共働き損に感じる、働く意欲なくなる。ギリギリで制限に引っ掛かったら、家計は火の車。	保育料の所得階層の区分については、国が定める階層区分より細分化し、所得に応じてきめ細かく保育料を設定しています。今後におきましても、国の動向や市の財政状況、近隣市の水準等を考慮しながら適正な保育料の水準を検討していきます。 令和5年7月診療分から乳幼児等医療費および子ども医療費助成制度について所得制限の撤廃を実施します。同時に高校生等（15歳に達する日以降の最初の3月31日を経過し、18歳に達する日以降の最初の3月31日を経過していない者。）の入院費用を所得制限なしで無料化します。	0-3
51	【47ページ】 第4章 基本目標2 (2)－④ 経済的な負担の軽減	子どもを健全に育てるためには、経済的に余裕のある家庭となるように支援すべきと考えます。私自身、1歳の子を持つ親ですが、おむつやおしりふき、ミルクなど不可欠な用品を支援頂けるだけでも、経済的な余裕が生まれます。子育てにおいて、その年代に合わせた必要になるものを現物またはクーポン等で配布するのはどうでしょうか。近隣の明石市でもその施策は成功し、子育て人口の増加に繋がっていると思います。ご検討よろしくお願ひ致します。	本計画では「子どもたちに人生最高のスタートを」を基本理念に子ども・子育て施策の充実に取り組んできました。 経済的な支援については、令和3年7月より医療費助成の対象者を中学3年生まで拡充。令和5年7月から所得制限を廃止したうえで、高校3年生までの入院費の無償化を実施予定です。 一方で、「子どもたちに人生最高のスタートを」を実現するためには、子育て世帯への経済対策だけでは不十分であり、子どもや子育て世帯がご自身の力やお金だけでは解決できない課題に寄り添う政策が必要です。具体的には、全中学校区での地域子育て支援拠点開設、キセラ川西に「こども・若者ステーション」開設を行うほか、令和4年度には子育てコーディネーターをモデル実施として配置するなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行ってまいりました。 また、令和4年9月より中学校給食を開始するとともに、教職員の業務負担を軽減し、子どもたちと向き合う時間を確保するために、スクールサポートスタッフを全校に配置したほか、令和5年度から全小中学校で校内ブリースクールを設置するための人員を配置する予定です。 市としましては、限られた財源を有効活用し、子どもが幸せになるための施策、子育て世帯が安心して子どもを生み育てることができるための取り組みをさらに進め、「子どもが幸せになる川西」を実現していきます。	H
52	【47ページ】 第4章 基本目標2 (2)－④ 経済的な負担の軽減	前年度の一定の所得では保育料が高く（3歳児未満標準保育料 月9万円）、児童手当も受けられず、一方で納税額も高い状況です。特に保育料は他の自治体と比べても比較的高いように思います。保育料の引き下げ、または児童手当の対象の拡大などご検討いただけたらと思います。	本市では、主に所得の低い階層において、国の定める基準額よりも低い水準で保育料を設定しており、本市の保育料が一概に他市と比べて高いというわけではなく、所得によって本市の方が保育料水準の低くなる階層もあります。 今後におきましても、国の動向や市の財政状況、近隣市の水準等を考慮しながら適正な保育料の水準を検討していきます。 児童手当につきましては、国の制度に基づき実施しています。そのため、市独自で対象を拡大するなどの検討は予定していません。	L
53	【48ページ】 第4章 基本目標2 (2)－⑤ 特に支援を必要とする家庭への支援	4. 物価上昇により、一人家族+障がい者子どもが安心して生活できる環境作り。	近年の新型コロナウイルス感染症の影響や物価上昇に伴う経済対策として、国の制度に基づき、臨時的な各種の給付金支給事業を実施してきました。 今後も国の動向を注視しニーズの把握に努めながら、障がいの有無に関係なく、誰もが安心して生活できる環境作りについて検討していきます。	J-3

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
54	【48ページ】 第4章 基本目標2 (2)－⑤ 特に支援を必要とする家庭への支援	3. 特支(様々な障害)の子どもたちの学習能力をさげないようにする。または、普通科と同レベルにもっていく。または、その子にあった学習方法をみきわめるちからをつける方を導入。	児童生徒一人ひとりの障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、自立活動を含め、適切な指導をしていく必要があります。また、児童生徒や保護者の将来を見据えた願いの実現に向けて、多様な進路選択があることを提示しながら、個に応じたきめ細やかな支援を行っていきます。	J-2
55	【48ページ】 第4章 基本目標2 (2)－⑤ 特に支援を必要とする家庭への支援	文部省がどういおうが、特別支援のこどもたちのことを思っただけではなく、学習能力やコミュニケーション能力UPさせてほしい。大重要である。中学校が行おうとしていることは、差別化のような扱いになっている。心の病気も障害の一つとなっているにも関わらず、無視され、今の状態では大人になった時に、一人で働いても生活できる資金を得ることが出来ない。人並みに生活できるためのコミュニケーション能力と学習能力UPを行うべきである。中学校の返答も不透明。教育委員会も非協力的な場面をたくさん経験している。過去に、何度言っても無視され、半年放置され、川西市議会議員までお願いしないと動かないことを経験した。心の障害をもつ子どもたちにも「そのこに合わせた」対策・改善へ導くようお願い申し上げます。	将来を見据えた自立を目指して、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための自立活動の充実を図ります。個別の案件についてお答えはできませんが、市議会議員などの働きかけがなければ対応しないということはありません。学校及び教育委員会が児童生徒や保護者の願いに寄り添い、より相談のしやすい環境を整え、要望や疑問に対してより真摯に対応していくことが必要であると考えます。	J-6
56	【48ページ】 第4章 基本目標2 (2)－⑤ 特に支援を必要とする家庭への支援	乳幼児健診で指摘されなくても、就学後に読み書きや計算で困り、自己肯定感が下がってしまうことがあり、不登校につながる場合があります。就学前の検診、または入学後に未然に困り感を防ぐためのスクリーニングができれば、サポートが必要となる子どもの手立てを考えることができるのではないかと考えます。	本市においては、3歳児健診等の乳幼児健診だけでなく、就学前に5歳児発達相談を実施し、子どもの状況を踏まえ、教育支援委員会対象児となり、学校教育との連携を図っています。入学後のスクリーニングにおいては、学校の実態に合わせて対応していくことが必要であると考えています。	AZ-7
57	【51ページ】 第4章 基本目標3 子どもたちを社会全体で健やかに育む	・緑台付近で子育て世帯が増えているそうなので、そちらでイベントなどが増えて欲しい。保育園なども少ない。交通手段も車を保有していないとほとんど参加ができない。	緑台中学校区をはじめ、市内の全中学校区に地域子育て支援拠点を開設し、子育ての相談業務をはじめ子育て関連の講座やイベント等を実施しています。引き続き地域のみならずに参加いただける事業を実施していきます。また、緑台中学校区には私立認定こども園1園と幼稚園2園の計3園がありますが、2・3号認定の保育については、園区の設定はありませんので、市全体で確保方策に取り組み、待機児童の解消に取り組んでいきます。なお、公共交通や移動手段等については、就学前教育保育施設の観点だけでなく、地域交通全体の観点から検討していくべき課題であると考えています。	T-3
58	【52ページ】 第4章 基本目標3 (1)－② 遊びや学びの機会の充実	学校授業終了後に高学年を中心に実施されている「きんたくん学びの道場」ですが、低学年にも拡充してはいかがでしょうか。状況によっては宿題のチェックさえもままならない家庭がある一方、塾に通って学力を伸ばす児童もいます。親の経済力・意識によって生まれる格差を少しでも小さくするためにも、低学年から学校でフォローすることが必要だと感じています。学力差が顕著になる分岐点は3、4年生あたりだとも言われており、この学年での躓きが後の学力に大きな影響を及ぼすと思われます。子どもたちが自分の未来に希望を失わないよう、低学年からの「きんたくん学びの道場」実施を提案します。	「きんたくん学びの道場」は、多くの学校で高学年で実施しています。低学年から学習習慣を身に付けていくことは重要であることは認識しており、令和2年度から令和4年度まで、モデル校において、中学年で実施し、効果的な学年について検討してきました。学校及び「きんたくん学びの道場」に参加している児童・保護者にアンケートを実施し、高学年では、「学習内容が難しくなって、自分一人では分からない問題を教えてもらえる」や「中学校に向けて、自分で計画を立てて学習する習慣が身に付けられる」などの意見があり、高学年を中心に実施することになりました。	M

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
59	【52ページ】 第4章 基本目標3 (1)-② 遊びや学びの機会 の充実	<p>中学校でのスポーツ活動について。結論から言うと、中体連主催の大会が学校の裁量に関係なく参加できるようにしてほしい。と、言うことです。現状、中学校の部活に所属していなければ、中体連主催の大会には個人で学校に依頼して、大会への参加は学校の裁量に委ねられています。実際全国大会に繋がる大会は昨夏時限的に参加できましたが、来年は参加できるかわからないと言われました。実際に2021年の夏は参加できなかったと聞いています。さらに、他の大会への参加も学校側に相談しましたが、基本的に出来ないと言われました。こちらがどうすることも出来ない学校の部活の有無や学校の裁量次第で、挑戦できる機会が奪われてしまうことに強い憤りを感じます。部活がないスポーツは、外部コーチが引率してくれるなど、どの学校、どのスポーツを選択しても挑戦できる体制を整えてほしいです。中体連での大会成績は、高校受験の際の内申点にも関係することから、親としてはとても重要なことだと考えています。数年後に関わっても、子どもにとっては今がとても大事なことで、早急に対処してほしいです。</p>	<p>少子高齢化が進む中で、教職員の人数が減少していくため、子どもたちのスポーツ機会の確保が現状難しくなっています。そのような中、スポーツ庁が部活動の地域移行を実施していくようガイドラインを策定しました。本市におきましても、そのガイドラインに基づき部活動の地域移行を進めていきますが、各学校にすべての部活動を設置することは困難であると考えます。このよう流れを受け、中体連では、令和5年度から、一定の要件を満たす地域のスポーツクラブ等が県中学校総合体育大会などに出場が可能となるよう、体制の整備が図られております。</p>	AE
60	【54ページ】 第4章 基本目標3 (2)-① 子育てを支援する ネットワーク	<p>教職員の人員不足は明らかで今後も余裕をもった人員配置は難しいと思われます。「学校運営協議会制度」は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる(地域とともにある学校)への転換を図るための有効な仕組みです。コロナ禍でPTAの役員の仕事もほとんどなくなり、PTAの活動は本当に有志の保護者の方が子どもたちのためにという気持ちで動いておられます。新年度より市内すべての小学校でもフリースクールを開設予定とされていますが、人員不足の中、現場の先生方は奔走されています。スムーズな学校運営のため、子どもたちのためにという強い気持ちをお持ちの保護者の力を借りるのも一つの対策だと考えます。安全協力員さんが登下校の見守りをしてくださっているように、学校がしんどい子どもたちにとってフリースクールが過ごしやすい環境となるよう、先生方のサポートを地域の保護者もお手伝いできるシステムがあれば良いと思います。</p>	<p>川西市では令和元年度より学校運営協議会を市立の中学校、小学校、幼稚園、こども園に設置することを進めています。学校と家庭・地域が連携・協働し、学校園の教育課題に、保護者や幅広い地域の方々の参画を得て対応できる仕組みづくりを進めています。校内フリースクールの運営についても各学校の実態に応じて、家庭・地域と連携しながら子どもたちへの支援を行っていきます。</p>	AZ-6

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
61	<p>【57ページ】 第4章 基本目標4 (2)-① 相談体制の充実</p>	<p>学校内でのいじめ、暴力、学級崩壊への対応が甘いように思います。計画案に示された対応方法が、主に「相談」系の傾向が強くなっていますが、相談しても学校や行政は大したことはできない又は大したことをする時間がないくらいに多忙、また、強い行動に出てくれない、強い行動に出たくても出れない、と感じています。自分の子どものクラスや学年だけでなく、多くの他の学年やクラス（ひいては日本全国で明るみに出たいじめや暴力問題）での学校側や行政側の行動が弱い、又は強い行動に出たくても出れないような方針や環境になっているように感じます。結局、いじめ、暴力、学級崩壊等で「相談」した場合、「被害を受けた側」が対策することになる傾向が強いのと思います（学び場作りやフリースクールなど）。そうではなく、常識的に考えて、いじめや暴力を行った側、学級崩壊を作った側に責任を取らせるのが筋ではないでしょうか。そのような「強い仕組み」を構築して頂きたいです。例えば、いじめや暴力行為をした児童本人及び「その親」に対して、学校側が強く指導できるようにして頂きたいです。改善できない場合に警察を呼ぶことや法的手段に訴えることもできる仕組みを構築して頂きたいです。学級崩壊も同様です。たいてい、崩壊させている原因となる数人の児童がいます。実際にいました。義務教育において、授業を受けたい他の子どもたちの権利が奪われていると思います。学級崩壊に対しては、対応が甘かったり、対応が遅く長引いたりする傾向があります。上記「いじめや暴力行為」の場合と同様に、教師や学校側が強い対応を行える環境を構築して頂きたいです（教室から追い出せる、親に引き取りにきてもらう、手に負えなければ警察を呼ぶ等）。なぜ、そのような環境になっているのかを考えて頂きたいです。全国的にも「いじめ」等の問題は、なるべく穏便に、あるいはなるべく何事もなかったかのように済ませようとしています。しかし、それは、教師への評価制度、そして、教育委員会から校長や学校そのものへの評価制度に関して問題があったりしませんでしょうか。学校側は、「いじめ」等の問題があればそれを堂々と明るみに出して、それら問題の存在を堂々と認め、強い行動に出て、たとえ警察を呼ぶ事態になってしまったとしても、「立派な対応を行った学校」としてよい評価につながるような制度が必要なのではないでしょうか。現状、いじめ等への対応を評価する仕組みがあったとしても、それを「解消できたかどうか」だけで評価されたり、教育委員会等、当局への報告等の作業や仕組みが極めて煩雑で面倒であり、もともと問題がなかったことにした方が得になるという心理が働くような仕組みになっていませんか（調べたところ、そのようなになっているようです）。学校内は、治外法権の場ではないので、いじめ等の問題を犯罪としてとらえ、警察を呼んだり、司法的に裁いてもらったりもして頂きたいです。そもそも現場の教員は多忙すぎるので、そのような手段を簡単に取れるようにしてあげてほしいです。また、昨今のニュース（インターネット含む）や人づての話によると、相談を受けるカウンセラー側の行政員は、問題を起こした児童の家庭に対して働きかけをしようとしても簡単に追い返されて強く出ることができないという話も聞きます。上記は学校側や行政側の問題でしたが、その問題を起こす児童や、その保護者、家庭についても考えて頂きたいです。親がしっかりと子育てできる仕組みや環境も大事だと感じます。親が子どもを見れていない可能性もあるのではないのでしょうか。現在、0歳児からの保育施設の充実等が検討される傾向がありますが、そもそも子どもを預けること自体が必ずしも子育てにとってプラスになるとは限らないとも感じています。共働きをしつつもしっかり子どもを育てることが出来るほどの体力気力十分な夫婦も確かに居る一方、仕事で疲弊して子どもを見れていない場合も多々あるように感じます。主婦に加えて、主「夫」も含めた片働きも選択肢の一つとして採用しやすい社会も目指してほしいです。それには片働きで十分な収入が得られるようにしたり、その他行政から金銭的に余裕がでるような支援が有効だと思います。「共働きで、すぐ預ける」ことだけを前提とした政策にならないようにして頂きたいです。</p>	<p>学校は児童生徒の問題行動に対して、事実確認を行い、関係児童生徒に説諭・指導するだけではなく、関係児童生徒保護者と連携して対応しています。また、必要に応じて関係機関と連携し、当該児童生徒の背景を見取り、課題解決に向けてチーム学校として対応していきます。</p> <p>いじめはこの学校でもどの子にも起こり得るものだと認識しています。学校はいじめ認知を積極的に行い、いじめが起きた場合は、いじめ防止基本方針に則り、各学校でいじめ対応チームを招集し、組織で対応し、市教育委員会へ報告が入るように取り組んでいます。その報告に関しましては、いじめ認知をした場合、最低限の回答項目で報告していただいていると認識しています。また、いじめを未然に防ぐ取り組みも各学校で組織し活動しています。日頃から教師は児童生徒の様子を観察するだけではなく、記録やアンケート、教育相談等の学校生活から児童生徒の思いを聞く等して心のケアを含めた対応に取り組んでいます。</p> <p>児童生徒のいじめを含む問題行動に対して、学校は社会通念上のルールを適応し、必要に応じて関係機関と連携し対応していきます。</p>	AD

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
62	【57ページ】 第4章 基本目標4 (2)-① 相談体制の充実	川西市は「すべての子どもたちに人生最高のスタートをきれるよう子どもたちの成長を支えあえるまちづくり」を基本理念としていますが、我が家の姉妹は不登校で義務教育を受けられていないのが現状です。不登校の児童、生徒たちを支援する法案『教育機会確保法』では学びの場や方法が確保されていることが重要とされていますが、市内の子どもたちにタブレットが配布されているものの、学びの環境が整っているとは言い難い状態です。長女が通う中学校では、校内フリースクールに登校していればZoomで授業を受けられるようですが、自宅からはZoomを繋ぐことは禁止されています。理由は他の生徒も学校に来なくても良いと感じるからだそうです。それは、普通に学校に行ける、教室に入ることができる人間の言い分だと思います。発達の特性上、どうしても集団で過ごすことがしんどい子どももいるのです。簡単に無理というのではなく、条件付きで、例えば医師の意見書があればZoom授業も可能など柔軟な対応を考えて頂きたいです。	本市におきましては、各学校の実態に合わせながら個別の学びが継続できるよう様々な協議を重ねているところです。市内の小中学校については、学校と家庭が話し合うことで配信が可能な教科や単元についてはオンライン授業を実施する準備や校内フリースクールの開室を進めています。学校へ子どもの現状をご相談いただき、どのような支援が適しているかご相談ください。今後も学校においてはオンライン授業に入りやすい環境を整えるとともに子どもたちにとって個別最適な学びの場の構築を推進していきます。	AZ-1
63	【57ページ】 第4章 基本目標4 (2)-① 相談体制の充実	今年度より中学校では校内フリースクールが設置されましたが、利用時間の制限が厳しいと感じます。バス通学のため開所時間内に合わせてバスの時間に間に合うようにすると、給食を食べる時間が5分程度しかないようで、かきこむようにして給食を食べて帰っていました。フリースクール担当職員の勤務時間もあると思われませんが、せめて次のバスの時間まで子どもが過ごせるような柔軟な対応をして頂きたいです。直接中学校へ対応を依頼しましたが、職員のいない部屋では安全が確保出来ないのが無理と言われました。ちなみに次のバスの時間は2時台なのですが、図書室も開いておらず、フリースクールも締め出され、教室に入るのがしんどいのに、5時間目の授業を教室で受けるしか学校には居場所がないのです。あるいは外でバスを待ち続けるか、親が迎えに行くか。子どもの居場所づくりのためのフリースクールが役目を果たせていないと感じます。「不登校に関する総合的な支援対策を検討する」とありますが、その検討の場にぜひ当事者の意見を反映させてほしいです。可能ならば、検討会のメンバーに当事者を入れて頂きたいです。市長を含め学校の先生方やこのような施策を検討する立場にいらっしゃる方は、おそらくですが、学校に行けなくなるほどの困り感を義務教育の中で実感された方は少ないと思うのです。不登校の子どもたちの中には、発達に特性をもつ子どもが一定数いると言われており、ヤングケアラーの問題もあり、学校に行けない・行かない子どもたちの原因は様々です。不登校支援について他市の取り組みを調べてみると、神戸市では早期に適切な支援につなげるためアセスメントするためのシートを作成し、SCやSSWを含む関係者間で情報共有し協力して支援体制を整えています。このような体制づくりもぜひ検討していただきたいです。	校内フリースクールの開室時間については、各学校の実態に合わせて設定をしています。ただ、今後検討を重ねていくべき事項であると考えますので、利用しているお子様の実態に即した対応を検討するよう各学校へ周知していきます。現在、不登校に関する総合的な支援対策について、子どもたちが将来をより良く生きる力を培い、社会的に自立できるよう支援するために、それぞれのライフステージに応じた「学習支援」や「生活支援」のあり方について、阪神7市1町をはじめ、他市の取り組みを参考にしながら、様々な視点から検討をしているところです。いただいた神戸市の取り組みや当事者としてのご意見も参考にしながら、検討していきます。	AZ-2

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
64	<p>【57ページ】 第4章 基本目標4 (2)-① 相談体制の充実</p>	<p>発達に特性のある子どもに関わる学校の先生方をフォローアップすることはとても重要であると思います。小、中学校の先生方は保護者の次に子どもの人格形成期に多くの時間携わり、子どもにとって先生方の言葉づかいや仕草、気配りなど一挙一動が子どもたちに影響を与えます。発達に特性のある子どもでも対人関係に苦手さがある子はクラスで浮いた存在になりやすく、多動や衝動性が強い子どもは度重なる叱責を受け自己肯定感が低くなる子もいます。また見た目には分からず日常生活を過ごすのに問題はなくても、読み書きや計算が脳の機能的な問題で本人の努力ではどうしても同級生と同じペースでは習得できない子もいます。</p> <p>このような子どもたちにとって、集団の中でみんなと同じペースで過ごすことを求められると、疲労感を感じさらに自己肯定感の低下を招き、学校がづらい場所と感じてしまいます。おそらく、学校の先生方は学校が好きで、読み書き、計算も得意でいらっしやると思います。パブリックコメントを見る方々も同様ではないでしょうか。どうか、想像してみてください。</p> <p>特性をもつ子どもたちにとって、皆と同じように学校で過ごすことは、普通の人間がオリンピック選手と同じ練習メニューをこなせと言われるのと同じくらい大変なことなのです。このような子どもたちに関わる小、中学校の先生方が発達特性のある子どもたちへの理解を深めることは非常に重要であると考えます。</p> <p>尼崎市、伊丹市、宝塚市など近隣の小中学校では尼崎総合医療センター小児科の石原剛広医師を招き、学校の先生方が発達特性の理解を深めるために積極的に講演会を実施されています。石原剛広医師は児童精神医療を専門とし、学校への巡回相談や職員 保護者を対象とする講演会、ティーチャートレーニング研修など「医教連携」を推進するさまざまな取り組みをされています。川西市でもP連で講演会を開催されていました。ぜひ、川西市もすべての教職員が発達特性のある子どもの理解を深めるため、全教職員に向けた石原医師の講演会を企画して頂きたいです。(費用はお車代程度だそうです)</p> <p>次女が登校できるための対策として学校の理解を得て、次女をサポートのため教室に入らせてもらい実際の教育現場で先生方が奮闘されているのを目の当たりにしました。貴重な経験を頂き、保護者としてだけでなく、看護師として教育現場を観察させていただきました。40人近い子どもたちを一人で指導し、中には発達特性から教室から飛び出してしまう子どももあり、時には衝動性が抑えられずお友達に向かっていってしまう場面もあり、特性ゆえにそれが毎日のように繰り返され、それらの対応、加えて授業の準備、行事の準備等々、私は先生方のメンタルヘルスが心配になりました。子どもたちが楽しく元気に教室で学び合うためには、先生方が心身共に健康である必要があります。そのためにも、特性をもつ子どもへの関わり方など確かな知識を得ることは重要だと思います。</p>	<p>発達障がいをはじめ、特性をもつ子どもへの関わり方など、特別支援教育に関する知識を教職員が得ること、また最新のものへと更新する学びの機会は重要です。</p> <p>本市においても、特別支援教育に関連する教職員のニーズや教育課題に即した研修を複数回実施しており、また特別支援教育コーディネーターや学校生活支援員などの担当者研修の機会も充実させています。</p> <p>子ども理解から始まる教育の推進のために、今後も継続して特別支援教育に関する教職員の学びの場を計画・実施しています。</p>	AZ-3

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
65	【57ページ】 第4章 基本目標4 (2)-① 相談体制の充実	私は今回のパブリックコメントをまとめるために、様々な子育ての悩みをもつお母さんたちから情報収集しました。3歳児検診で療育をすすめられ、児童発達支援施設へ通所したものの、その後保健師からのフォローもなくどうすればよいのか困ったというお母さん。学校へ行けなくなり、適切な医療機関に繋がれず、精神疾患を発症するまでに至ってしまったお母さん。(おそらく発達特性による二次障書)乳幼児健診では発達の特性に気づかれず、小学校入学後に読み書きや計算に困難さがあることがわかり、どこに相談すればよいのか分からず困り果てたお母さん。共通しているのは、情報がないことです。困っている保護者のところまで必要な情報が今の川西市の状態では行き届いていません。子どもや保護者の一番近くにある園や学校から必要な情報がもらえれば、困っている子どもや保護者は必要なサポートを受けることができます。しかし、現状は学校の先生方も知らない事が多々あります。川西市の適応教室であるセオリアに行くのに、学校が申込書を保護者に渡すという流れも娘の担任の先生はご存じありませんでした。また、放課後デイサービスを利用するための流れや医師の意見書が必要となることなどを支援級コーディネーターの先生でさえご存じありませんでした。広報かわにしmilifeの案内では、非常にわかりにくいです。どんなサポートが受けられるのかもっと具体的な情報がほしいですし、身近な学校や公民館などの保護者が目にする掲示板にわかりやすく掲示してほしいと思います。先生方の負担軽減を提案していますが、このような情報は困ったときにすぐ先生方から提供して頂けるとありがたいです。	子どもや若者に関する悩み事に関して、川西市にはどのような支援サービスや支援機関があるのかについては「すくすくガイド&マップ」の配布や市ホームページなどによって周知をしていますが、今後も更に分かりやすく周知する方法を検討していきます。また、どこに相談すれば良いか分からない場合については、まずは「こども若者相談センター」に相談していただけるように、同センターの存在についても市民はもちろん、学校園所に対して引き続き周知を図っていきます。また、セオリアの申込手順についても同様に、毎年学校に周知をしているところですが、全ての教員にその情報が行き渡るように周知方法を工夫していきます。	AZ-5
66	【59ページ】 第4章 基本目標4 (3)-② 子どもの犯罪や災害等の被害から守るための活動の推進	防犯カメラを小学校区中学校区に増やしてほしい。特に北部は人口が少ないため、人目につかないことも多い。何か事件事故が起きる前に防犯カメラを早急に増やすべき。	現在市が設置している防犯カメラは令和5年度末までのリース契約となっており、令和6年度からの新しい機器の稼働に向けて、コミュニティ協議会と協議を進めています。なお、現在のところ、防犯カメラの増設については考えておりません。	AB-2

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
67	【63ページ】 第5章 基本目標5 (1)-① 教育環境の充実	<p>親になってすぐ私は、子どもを守りたいばかりに危険でないものからでも嫌な思いをしないよう子どもを避けるようにしていました。これは、親は安心ですが、子どもの失敗することを奪うことは生きるチカラが育たないと言うことを理解出来ました。子どもの自主性が育たないのは、こうした親の言うことだけを聞いておけば良いと言う環境の繰り返し、今の日本の現状ではないかと考えました。</p> <p>そこで、親が子育てを学べる場があれば良いのではと考えました。3歳半までは検診などで、子どもの話をする場所がありますが、体の成長がメインです。</p> <p>4.5歳の育ちは、自分の意見がしっかりある時期です。この時期は特に大切ではないかと考えました。</p> <p>講師を呼んで勉強会が理想ですが、通ってる幼稚園や保育園でその時期の成長や大切にしていることを親に伝えることを場を設けてする。これが学ぶ機会として現実可能かと考えました。</p> <p>働いている親など参加が難しいならガイドブックの様に冊子にして子育て世代に渡すも一つの案であります。</p> <p>親になって、小さくても人格ある1人の人間として付き合うことの大切さを知りました。昨今、近所付き合いの希薄や虐待増加など、子育てを気軽に話せる場所や子どもとはこんな育ちだと理解出来れば、子どもに対する親の態度や言葉がけが変わり、余裕を持って子育て出来るのではないかと考えました。</p> <p>これから、未来を生きる子ども達に大切な力(考える力やAIに答えを求めるではなく、自分だけの意見を持つ大切さなど人間力)を大人が積極的に学んでサポート(見守る)ことが大切だと感じます。</p> <p>子どもは、常に成長しています。大人が変化して成長することが子どもの未来を変えれると考えてます。</p>	<p>本市では、保護者が悩みを共有・共感・相談できる場として地域子育て支援拠点の全中学校区配置や、子育てを地域で支えあうための子育て交流会や関係機関と共催で講習会等を行っています。</p> <p>また、保護者が子育てを学ぶ機会として、ペアレントトレーニングなども実施する予定としています。子どもたちが安心して成長できるよう、いただいたご意見を参考に、より保護者のニーズに即した子育て支援施策の実施に努めていきます。</p>	AL-1
68	【63ページ】 第4章 基本目標5 (1)-① 教育環境の充実	<p>子どもの教育の機会や場所を提供してほしい。(寝屋川市では子どもの教育に力を入れており、英語が学べる場の提供をしてくれていました。)</p>	<p>「政策は子ども・教育から始める」という方針の下、教育施策の充実に取り組んでまいります。具体的には、令和5年度より、少人数による指導をより多くの学年で実施するために、少人数指導加配教員を市独自に配置する予定です。</p> <p>また、放課後の学習支援事業として「きんたくん学びの道場」を引き続き実施してまいります。</p> <p>さらに各地区の学校の空き教室などを利用して、放課後子ども教室を実施しています。各教室では、地域の方々が主体となって、子どもたちに昔遊びや、語学、スポーツなど、学習・体験の機会を提供しています。子どもの教育の機会や場所の提供については、引き続き様々な人材や場所を活用し、より多くの学びの場を提供できるよう努めていきます。</p>	I-2
69	【63ページ】 第5章 基本目標5 (1) 生きる力の育成と 社会関係の構築	<p>産官学連携の観点から、川西市独自の教育の可能性について伺いたい。周辺の大学との連携・協力関係の強化、新設大学の誘致や清和源氏の発祥の地を最大限に活かしたような古代史・中世史を専門的に扱う機関や学会・シンポジウムを開催するなどアカデミックな見地を活かす計画・戦略を示してほしい。全国的な課題でもあり、思考力を問う、クリエイティブな人間力をつけていくことが望ましいと考えるが、市の教育方針、公教育の役割・付加価値をつけていくこととしてもローカルな視座も取り入れ、郷土史に触れるなど、地域協働的なプログラムを育成していくことも大事だと考える。</p>	<p>本市では、民間企業やNPO法人、大学などと連携し、民間企業などが持つ多様なノウハウやアイデア、技術を活かしながら互いの知恵や強みを最大限に発揮し、課題解決をめざしています。ご意見を踏まえ、教育部門についても引き続き連携を図ってまいります。</p>	R-2

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
70	【63ページ】 第5章 基本目標5 (1)-① 教育環境の充実	人手不足の中、先生方の負担軽減のためには、ICTをうまく活用することが業務改善につながるのではないかと考えます。テストも宿題もタブレットを利用すれば、自動採点が可能となり、先生の採点時間が削減できます。また、宿題もタブレットで提出し、自動採点できれば子どもたちの苦手部分に対して効率的に授業ができるのではないのでしょうか。デジタル教材の使用などもぜひ検討していただきたいです。	テストの自動採点やデジタルドリルについては、既に市内全小中学校に導入しています。各校にて、子どもの発達段階等を加味して活用していますが、今後更なる活用を促進していきます。	AZ-4
71	【63ページ】 第5章 基本目標5 すべての子ども・ 若者の健やかな成 長と自立を支援す る	2つ目の提案として教育に関しても小学校教育の目的は？という問いがそのまま「どんな日本社会を作りたいのか？」と合致しているべきだと考えます。そのくらい大切な部分を大人が担ってると感じます。 家には、小学校に行くことを楽しみにしている年長児がいます。入学前の子ども達は学校にワクワクして楽しみにしています。ところが、小2年の長男は学校が嫌で仕方ありません。勉強が面白くないと話します。 学べることは楽しいと親としても声かけしていますが、学校カリキュラムが変化しないと限界があると感じました。 子ども達が学べるのが楽しいと感じる学校環境を学ぶ子ども達や大人が協力して作り上げていけたらと思いました。 以上、子育て世代の親として日々思っていることを伝えさせて頂きました。 将来の子ども達の為に、微力ながら何か力になるならばと思いを届けさせて頂きました。	学校教育では、子どもたちが確かな学力を身につけ、豊かな心と健やかな体を育み、社会性を磨く中で、自立した社会人として、夢に向かって強く生き抜く力を育てることが重要であると考えています。 急激に社会が変化する中で、学校教育が取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、カリキュラムマネジメントを進めていく必要があります。 学校が家庭や地域と連携し、社会とつながる協働的な学びが実現できるように努めます。	AL-2
72	【66ページ】 第5章 基本目標5 (2) 就業への支援	本計画の概観として、川西市の場合、就学前後の子どもへの個別支援策や中学校給食の実現など子育て・義務教育時点での施策は、他自治体に比べて評価され、それなりに進展しているものと言える。一方で、もう少し先を見据えた高等教育・学び直しや様々な事情を抱える若者へのケア・就労支援・雇用創出という視点での施策に課題があるように感じる。 昨今「リスキリング」「リカレント教育」といった言葉が謳われ、よく耳にするが、市もそうした観点により、社会人や高等教育の充実化に関して、何らかの考え、方向性があれば伺いたい。誰もが、何歳からでも学ぶことができる、環境の充実が望まれる。	本市では、希望する就労に向けて、キャリアデザインや若年者向けの就労体験、近年の働き方の多様化を受けて在宅ワークに関するセミナーなどを開催しています。また、具体的な職種に向けたスキルアップとして、国が設置するハローワークが公共職業訓練などを提供しています。 引き続き、国・県が実施する各事業の案内を行うとともに、本市として必要な支援を行います。	R-1

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
73	<p>【69ページ】 第5章 基本目標6 社会生活を円滑に 営む上で困難を有 する子ども・若者 とその家族を支援 する</p>	<p>以下、外国籍の人を含む施策にかかわる当事者を「外国ルーツの人々」と書きます。日本国籍の人であっても、外国にルーツを持つ人で、言語など様々な困難を抱える人がいることを踏まえての表現です。</p> <p>1. 私たちの提言:多文化共生の観点から、外国ルーツの市民の調査を。そして、その結果の政策への反映を。</p> <p>まず最初に、私たちの提言を簡潔に述べます。川西市に在住する、外国ルーツの人々の状況について、市として、多文化共生政策の必要性を検討するため、アンケート調査を行うべきと考えます。「計画案」の「第1章計画の概要」の「計画策定の背景」には、「さまざまな困難や新たな課題に対応できずにいる子ども・若者が増え、引きこもりや若年無業者(ニート)など若者の自立をめぐる問題が深刻化するとともに、貧困、児童虐待、いじめ、不登校などの問題も依然として深刻な状況となっています。」との現状認識が示されています。そして、「第2章子ども・若者を取り巻く現状」の「4子ども・若者の状況」では、ひきこもり、不登校、高等学校中途退学、若年無業者・フリーター、経済的な困窮、ヤングケアラーなどの問題群が、対処すべき課題として挙げられています。しかし、ここには、重要な視点が欠落しているのではないのでしょうか。それは、外国ルーツの人々の事です。近年、日本では、急激な人口減少の一方で、外国ルーツの住民が増えています。川西市も例外ではありません。川西市における外国籍住民の数は、過去5年間で、20%近い増加を示しています。</p> <p>2. 多文化共生政策が求められる全国的な状況</p> <p>これは単に、一地域の問題ではなく、日本全体の、そして日本の未来にかかわる問題であることは、ここ数年広く知られるようになってきました。近年、日本では、さまざまな在留資格を持つ外国籍の人々が増え、いろいろな産業において、日本社会を支える欠くことのできない住民となっていることが、たとえばNHKの「外国人“依存”ニッポン」など、さまざまな形で報道され、知られるところとなっています。2019年には、入管法の改正によって、人手不足への対応として、新たに「特定技能」の在留権が創設され、この傾向が今後加速することは確実です。そして、そのような状況で、国は「多文化共生」を掲げ、総務省によって「地方公共団体における「多文化共生の推進に係る指針・計画」の策定に資するため」として、「地域における多文化共生推進プラン」が策定されています。言語の面では、2019年に「日本語教育推進法」が施行され、「第五条地方公共団体は、基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされています。このような、我が国の地域社会のあり方を求める総合的な観点から、「子ども・若者支援」の中に反映される必要は無いのだろうか、という疑問を、日々、外国ルーツの子どもたちと接する中で、私たちは率直な思いとして持ちます。日本全体の問題が背景にあると同時に、川西市には川西市固有の状況があると思います。その状況に応じた的確な施策のためにも、まずは調査が必要と考えます。</p> <p>3. 課題点の一つ:高校中退例えば、「計画案」では、高校中退の問題が取り上げられていますが、外国ルーツの子どもたちの観点からこの問題を見ると、どんなことが見えてくるのでしょうか。文部科学省による「令和3年日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果の概要」の高校中退についての調査結果は以下です。全体が1.0%に対して、日本語指導が必要な高校生等の中退率は5.5%で5倍強、大学などへの進学率は全体が73.4%に対して、51.8%で7割、就職者における非正規就職率は3.3%に対して39.0%で11倍強、進学も就職もしていない者の率は6.4%に対して13.5%で2倍強で、極めて深刻な状況です。日本の産業の多くが外国人に支えられている中で、このような状況が続けば、世代間の負の連鎖によって、外国ルーツの人々の生活が困難な状況のまま固定され、日本社会に大きな分断を生む結果になりかねません。私たちも、サポートしている子どもたちが、これからどのような人生を歩んでいけるのか、どのようなキャリアを描いていけるのか、とても心配です。外国ルーツの子どもたちへの支援を伴ってこそ、高校中退の問題の解決が図れるものと考えます。</p>	<p>すべての子どもが人生最高のスタートを切ることができるよう、市としましては、子どもが幸せになるための施策、子育て世帯が安心して子どもを生み育てることができるための取り組みをさらに進め、「子どもが幸せになる川西」を実現していきます。</p> <p>ご意見を踏まえ、計画第5章（基本目標5）の課題認識において、セクシュアルマイノリティや外国籍、障害のある方などが排除されることなく包摂され、必要に応じて相談や支援を受けることができるよう地域共生社会を形成する必要がある旨、記載いたします。</p>	A0-1

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
74	<p>【69ページ】 第5章 基本目標6 社会生活を円滑に 営む上で困難を有 する子ども・若者 とその家族を支援 する</p>	<p>4. 「特に支援が必要」な人々として外国ルーツの人々が固有の困難を抱えていることへの視 点が必要 「計画案」の「基本目標2子どもに応じた教育保育を提供する」では、(1)就学前の教育保育 環境の整備(2)さまざまな子育て支援施策の充実、そして特にその中の「5特に支援を必要と する家庭への支援」において、さまざまな理由で困難を抱える人々への施策が挙げられてい ます。外国ルーツの人々は、子育て、就学前、就学後のそれぞれの局面で、固有の困難を抱 えていることは想像に難くありません。しかし、それに対する施策は全く挙げられていま せん。川西市においても、まずは、外国ルーツの人々が、言葉の問題をはじめとして、どのよ うな困難を抱えているのか、市として調査し、実態を把握し、それに基づいて必要な対策を 講じていくことが必要だと考えます。</p> <p>5. 兵庫県政策 兵庫県では、「ひょうご子ども・子育て未来プラン(令和2～6年度)」が制定されています。 その第2章「基本理念と目標」の「VI特別な支援が必要な子どもや家庭への支援」において、 「8外国人児童生徒への支援」の項目が立てられ、以下の記述がなされています。「8外国人 児童生徒への支援【現状と課題】日本語指導が必要な外国人児童生徒は増加を続けている。 県内においては2009年度の744人から2019年度には1,076人となるなど、10年間で約4割増加し ており、母語の多様化も進んでいる。外国人児童生徒は日本語の活用能力やコミュニケー ション能力が十分でなく、日本語の習得と基礎学力の定着を図ることが極めて難しいため、 将来の進路に展望を持ちにくく、自己実現を図ることが難しい状況にある。また、外国人児 童生徒が母国の文化や言語に触れる機会が少ないことなどにより、自己を肯定的に受け止め にくい状況がみられる。【取組の方向性】外国人児童生徒等の生活適応や心の安定、アイデ ンティティの確立を図るとともに、日本語の習得や基礎学力の定着を図り、外国人児童生徒 等の自己実現を支援する。また、全ての子どもたちが国籍や民族等の「違い」を認め合い、 多様な文化的背景を持つ人々と互いに尊重しながら豊かに共生する心を育む。また、外国人 児童を含めた外国人家庭の生活が、安全・安心で暮らしやすいものとなるよう生活相談をは じめ各種支援を積極的に展開していく。【主な取組】1外国人児童生徒の居場所づくり子ども 多文化共生教育を推進するため、人材や情報を一元化し、研修や交流等の機能を有する子ど も多文化共生センターを運営し、外国にルーツをもつ人々が地域社会において安心して生 活できるよう地域のNPO法人、ボランティア団体と協力して居場所づくりを推進していく。2定 住外国人の子どもに対する学習支援小・中学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒 等を支援するための日本語指導に関わる支援員の配置や、子ども多文化共生サポーターの派 遣、教員研修の実施等を行うことで日本語を学べる機会を充実させ、学習支援を推進する。3 定住外国人家庭に対する支援外国人児童生徒への支援にとどまらず、その親も含めた外国 人家庭が県内で暮らしやすい生活基盤を築けるよう、「ひょうご多文化共生総合相談セン ター」での生活相談、文化・習慣に関する情報提供、地域の日本語・母語教育活動の支援、 ホームページでの多言語による情報発信等を実施していく。」日々、地元で、外国ルーツの 子どもたちと接する中で、これら兵庫県の施策が、川西市においても推進されることが必要 だと強く感じます。</p> <p>6. 周辺市の政策 県下の周辺市では、どうでしょうか。例えば、尼崎市では、18歳以上の全外国籍市民を対象 としたアンケート調査が実施されています。その項目には「子育て」も含まれています。ま た、伊丹市では、「伊丹市子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。その「第4章施 策の展開」では、「基本施策2すべての子どもが社会を生き抜くことのできる力の養成」とし て、以下の項目が挙げられています。外国人児童生徒等受入事業適応指導員を派遣し、日本 語理解が不十分な外国人児童生徒等の学校生活を指導、支援するとともに、多文化共生教育 を推進する。」では、その「多文化共生」という観点については、伊丹市はどのような政策 ビジョンを持っているのでしょうか。上記、子ども・子育て支援に記載されている多文化共 生の観点に基づく外国人児童生徒への支援は、「伊丹市多文化共生推進指針」にも記載され ています。 何よりも重要と考えるのは、私たちの提言でもある、外国人住民に対するアンケート調査 や、外国人労働者を雇用する事業所に対するアンケート調査が、すでに伊丹市では行われ、 その結果に基づいて、この多文化共生政策が策定されていることです。日々地元で外国ル ーツの子どもたちと接する中で、川西市においても、より充実した施策が、多文化共生の方針 の中に位置づけられた形で策定され、実施されることが必要と感じます。</p>	<p>すべての子どもが人生最高のスタートを切ることができるよう、市としましては、子ど もが幸せになるための施策、子育て世帯が安心して子どもを生み育てることができるた めの取り組みをさらに進め、「子どもが幸せになる川西」を実現していきます。 ご意見を踏まえ、計画第5章（基本目標5）の課題認識において、セクシュアルマイノリ ティや外国籍、障害のある方などが排除されることなく包摂され、必要に応じて相談や 支援を受けることができるよう地域共生社会を形成する必要がある旨、記載いたします。</p>	A0-2

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
75	【69ページ】 第5章 基本目標6 社会生活を円滑に 営む上で困難を有 する子ども・若者 とその家族を支援 する	8.まとめ「計画案」では、「すべての子どもたちに人生最高のスタートを～子どもたちの成長を支えあえるまちづくり～」「子ども・若者の自立をみんなで応援希望が持てる未来を」との理念が掲げられています。外国ルーツの子どもたちもちろん、「すべての子どもたち」に含まれる川西市民です。そして、特有の困難を抱えています。私たちは、川西市に暮らす市民として、彼ら彼女らの成長と、キャリアの形成によって、共に生きる社会が実現することを願ってやみません。外国ルーツの住民への、市行政による適切で、的確な施策があつてこそ、川西市は、これからも増え続ける外国ルーツの住民、少子化の中で私たちが多くを頼っている外国ルーツの市民が、共に「希望が持てる未来」を展望する街となり、私たちの川西市に活性化をもたらすものと確信いたします。そのためには、まず何よりも、実態を把握すること、外国ルーツの住民への調査が必要と考えます。そして、その調査結果をもとに、市としての多文化共生の政策が形作られ、私たちが日々関わっている、外国ルーツの子どもたちが、川西市民として共に未来を描けるような街になることを心から願っています。	すべての子どもが人生最高のスタートを切ることができるよう、市としましては、子どもが幸せになるための施策、子育て世帯が安心して子どもを生み育てることができるための取り組みをさらに進め、「子どもが幸せになる川西」を実現していきます。ご意見を踏まえ、計画第5章（基本目標5）の課題認識において、セクシュアルマイノリティや外国籍、障害のある方などが排除されることなく包摂され、必要に応じて相談や支援を受けることができるよう地域共生社会を形成する必要がある旨、記載いたします。	A0-3
76	【69ページ】 第5章 基本目標6 社会生活を円滑に 営む上で困難を有 する子ども・若者 とその家族を支援 する	7-2、北部での日本語教育の拠点の形成を川西市北部に住む私たちのメンバーの1人は、猪名川町国際交流協会を通じて知り合った10代後半の外国ルーツの若者を支援することになりました。その若者は、川西市北部に住んでいるので、私たちが支援者として活動している総合センターまでは遠く、また、北部地域には日本語を学ぶことができる教室や、子どもの学習支援のための活動拠点がありません。そこで、近くの北陵公民館を借りて個人で日本語レッスンを始めました。しかし、料金が発生することなどから公民館使用はあきらめ、現在はお家で日本語の勉強をしている状況です。多文化共生という観点から、学齢期を過ぎた若者も含め、外国につながる児童、青年、住民たちの日本語学習や、学校の勉強をサポートできる場所が、全ての市民の学習権を保障する行政施策として、北部にも設けられることが必要なのではと考えます。	現在市北部で日本語学習のできる場所は設けていません。一方市南部では、川西市国際交流協会主催の「外国人のための日本語講座」が実施されています。今後、オンライン講座の開講など北部を含む外国にルーツをもつ市民全員に日本語学習の機会を提供できるよう、川西市国際交流協会と協議を行い検討していきます。	A0-4
77	【69ページ】 第5章 基本目標6 社会生活を円滑に 営む上で困難を有 する子ども・若者 とその家族を支援 する	5. 子ども食堂が事務的化になっているため、「こども食堂」の意図からはずれているのが現状。弁当を申し込んでももらえない。事務処理が済んだのであなたの家族には弁当はありません。無理ですと言われた。事務的処理はやめる！	利用しやすい子ども食堂にむけて、今後も、活動団体の支援に努めていきます。	J-4
78	【71ページ】 第5章 基本目標6 (2) 経済的な困窮への 支援	1人親の家庭にかかわらず、親に育児能力が欠如している家庭の子どもが本来学ぶべき事や曖昧なままわかつたつものになっている所謂常識と呼ばれる事を知る機会が必要だと思えます。子どもにとって将来国民の義務となる納税や選挙、労働についてだけでなく、保険のしくみ、生活保護など本当に困った時にどうするか、を教えてあげてほしい。納税、選挙、保険、年金、医療費、生活保護、介護、刑罰、安全保障など、知らなかったが故に起きる犯罪、自殺を防ぐためにも知る機会を平等に与えてほしいと思います。	本計画に基づき、子どもや若者の将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように支援を行っていきます。	G

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
79	【73ページ】 第5章 基本目標6 (3) ヤングケアラーへの支援	6. 親は働く、時間をもてあますヤングケアラーの居場所作り。対策計画及び実行。心のはげ口をつくる。	ヤングケアラーは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているような子どもとされており、家族へのケアのために勉強や遊びなどの時間が奪われることが無いよう、早い段階で発見することが肝要です。そのため、子どもへの啓発や教員への周知を図ることにより、多機関連携で行う支援に繋げていきます。	J-5
80	【73ページ】 第5章 基本目標6 (3) ヤングケアラーへの支援	「④子ども・若者の状況(9)ヤングケアラー」に関連して、ヤングケアラーの問題は昨今取り上げられる重要課題の一つであり、市内でも全国平均を上回る7%の存在・認知がなされているが、市としての具体的な対応策について伺いたい。	現在においても、スクールソーシャルワーカーや家庭児童相談室の相談員でヤングケアラーに対する支援を行っていますが、未だ声をあげることができていない子どもがいることが想定されるため、子どもへヤングケアラーについて啓発するとともに、相談窓口について周知を図ります。また、教員などにも啓発することにより、ヤングケアラーを早期に発見し、多機関連携で行う支援に繋げていきます。	R-4
81	【73ページ】 第5章 基本目標6 (3) ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラーや支援が必要な家庭への公的な支援を進めてほしいです。こどもたちはどんどん育ちが厳しくなっています。経済的な貧困ではなく、心の貧困にこどもたちは苦しめられているように思います。そんなこどもたちを公的な機関が中心になり、地域の福祉委員さんと連携して支援が広がれば、少しでも苦しみから抜け出せそうな気がします。		U-2
82	【99ページ】 第7章 3-(3) 認定こども園化の推進	子育て支援に手厚く、事業をすすめてもらいたいと思います。公設公営でこども園、保育所を継続運営していくと明記されていることに嬉しく思いました。これからも市として教育・保育の質を向上させてほしいと思います。質問ですが、認定こども園化に関して「今後、これまでの成果を検証しつつ」とありますが、具体的に検証する場はありますか？新たなこども園化の計画についてはこの検証をしっかりと行い、施設の場所や建て替えについてなど、より良い計画にしていきたいと思っています。	設置や運営の主体については、適切な手段を検討します。川西市子ども・若者未来会議でこれまでの成果を検証するなど、今後の幼保連携型認定こども園の一体化事業に反映していきます。	C
83	【100ページ】 第7章 4(1) 市立幼稚園・市立保育所・市立認定こども園の方針と事業計画	令和3年度生まれの子どもがいます。久代地域なので入園する幼稚園、こども園をどこにするかとても悩んでいます。保育園も視野に入れていますが、今回落ちた方がとても多いとのことでは難しいと感じております。3年保育で出来れば公立となると加茂か、久代と南の合併園かなあと考えているので合併園の令和7年度開園を期待しております。また既存施設利用との事です古い設備のままだと魅力的なのはどうしても新しめの加茂になってしまいます。リニューアルや新しい遊具等も取り入れてほしいです。	久代幼稚園と川西南保育所と一体化し、幼保連携型認定こども園とします。令和10年度の開設をめざし、具体化に向けた検討を進めます。施設の老朽化が進んでいることから、令和5年度・6年度の2カ年で、既存施設の活用か新設とするかを含め、設置場所や定員などを決定します。また、新設する場合には、整備手法や運営方法についても合わせて検討し、令和7年度からの次期計画に反映します。	Z

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
84	【100ページ】 第7章 4(1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 こども園の方針と 事業計画	先日の久代幼稚園で参加させていただきました。皆様のお話を聞いてあらためて思うことがあったので、ここに書かせていただきます。 私は正直言って早く南保育園とつなげて子ども園にしたらいののと思っていましたが、現役のお母さん達の話を聞き、やはりきれいな建物の方がいいよね。と思いました。そこで、思ったのですが、久代幼稚園に通っているおさんを、一時加茂子ども園とおおい宙子ども園に久代枠で入れさせてもらい、先生方もそちらで子ども園での仕事を経験してもらってはいかがかと、その間に久代幼稚園で新しく子ども園を作ってもらって、出来上がったなら南保育園の子どもたちを、久代子ども園へ移ってもらって、南保育園の土地を園庭にしてはどうかと、その時にはもちろんそれぞれの子ども園に行っている子ども達も久代子ども園にもどってもらおう。	久代幼稚園と川西南保育所と一体化し、幼保連携型認定こども園とします。令和10年度の開設をめざし、具体化に向けた検討を進めます。施設の老朽化が進んでいることから、令和5年度・6年度の2カ年で、既存施設の活用か新設とするかを含め、設置場所や定員などを決定します。また、新設する場合には、整備手法や運営方法についても合わせて検討し、令和7年度からの次期計画に反映します。 また、新園舎への移行が必要な場合は、子どもや保護者への影響が少なくなるように配慮します。	AQ
85	【100ページ】 第7章 4(1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 こども園の方針と 事業計画	④少子化対策の一つとしても、公立幼保園は一定エリア毎に設け、どこに住んでいても公平に選択できるように運営していくべきではないでしょうか。市長もそのように認識していると述べられました。しかし同時に、市長は2月5日のタウンミーティング(清和台公民館)にて「ただそれを言い出すと清和台、美山台、けやき坂、湯山台など全ての地域に、歩いて通園できる公立幼稚園、子ども園を作らなければならなくなり、それは市として現実的ではないと考えている」と全般的な外れの回答を述べました。これもまた話のすり替えであり、全ての地域に配置をと誰一人要求しておらず、少なくとも現存のエリア毎に選択肢として公立幼稚園を残して運営していくべきだと主張しているのです。(子ども園化を含め)今ある私立園もこの先ずっと安定的に経営が続いていく保証などどこにもなく、仮に閉園されてしまった場合、市はどのようにその地域の家庭、子ども達の保育を維持し守っていくつもりでしょうか。その時になってまた慌てるようなことは許されません。そういう見通しの甘さ、計画性のなさがこれまでも地域に不安を与えており、今回のような市の唐突で消極的な考え方は、川西の少子化にさらなる拍車をかけ、市が目標に掲げている地域の活性化など到底見込めず、今後衰退の一途を辿るものと考えます。	少子化による就学前児童人口の減少や女性の就業率の上昇などにより1号認定のニーズは減少していることから、子どもたちに必要な集団教育保育を提供することはできないと判断し、公立幼稚園の統廃合を計画しています。また、市立幼稚園と市立保育所を一体化した認定こども園整備を進めてきており、今後も一体化が可能な多田幼稚園・久代幼稚園については、引き続き認定こども園へ移行し、適切な施設の配置に努めていきます。	X-3
86	【100ページ】 第7章 4(1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 こども園の方針と 事業計画	質問③川西市は市民の「公立園ニーズ」をはき違えていて、著しく実際より低く見積もっていると思う。「市民の公立園ニーズ」は本件の重要な論点であるから、市民の全子育て世帯にアンケートをすることを提案する。Lineなどを使えば簡単にできるはずである。住民投票でも何でも結構。住民アンケートの必要性や実施する意義について回答を求める。	市民へのアンケート調査につきましては、令和5年度に「第2期(仮称)子ども・若者未来計画」の策定にあたり、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況、子育て世帯の意見などを把握することを目的に実施する予定としています。	AP-3
87	【100ページ】 第7章 4(1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 こども園の方針と 事業計画	質問⑤公立こども園の通園バスを、市内の公立園不在地域に走らせるとすれば1園あたり、どれぐらいの予算が必要なのか?越田市長は「何千万円かする」という認識のようだが、バス代なんか購入費を除けば(買う必要がなく、借りれば済むから)ほとんどは人件費のはずであり、何百万円か、多くても1,000万円台で済むはずである。	川西能勢口駅から市立総合医療センターまでのシャトルバスで半年間に1千万円以上の予算を計上しており、1台運営するのに相当の予算が必要ではないかと考えています。また、市立園のない地域すべてで実施すると、複数台の実施が必要であることから、何百万円では実施することはできません。	AP-5

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
88	【100ページ】 第7章 4(1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 子ども園の方針と 事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・公立幼稚園と公立保育所を一体化して、認定子ども園化をすすめることをやめて下さい。現場の声をしっかりきいて下さい。 ・市立認定子ども園の運営については、継続していくとのことですが、そこは守って下さい。公的な施設としてずっと運営し、絶対に民営化しないと約束して下さい。 ・川西市から「保育所」をなくさないで下さい。児童福祉法24条1項に属する施設を守って下さい。 ・幼稚園などの施設はなくしてしまわず、災害時の避難場所や地域のコミュニティの場として存続させて下さい。 ・川西市内の子どもたちにとって、子育てする人達にとって、働く人たちにとって、安心して生活をおくれる地域づくりをめざして下さい。 	<p>市ではこれまで施設の耐震対策・老朽化対策等を図るため、市立幼稚園と市立保育所を一体化した認定子ども園の整備を進めてきました。認定子ども園では午後8時までの延長保育の実施や生後57日からの保育実施、すべての園児へ給食を提供するなど、市立幼稚園と市立保育所が長年培ってきた経験とノウハウに基づき、一人ひとりの子どもたちに寄り添った教育保育を実施しています。そのため、一体化が可能な園所については引き継ぎ一体化による認定子ども園への移行を進めていきます。</p> <p>設置や運営の主体については、適切な手段を検討します。</p> <p>小戸保育所と川西中央保育所については、継続して運営する方針ですが、いずれの施設も老朽化しており、老朽化への対応を検討する必要があります。</p> <p>災害時の避難場所や地域のコミュニティの場など地域の拠点となる場所は、幼稚園に限らず別の施設でも代替可能であると考えます。</p> <p>市としましては、子どもが幸せになるための施策、子育て世帯が安心して子どもを生み育てることができるための取り組みをさらに進めていくとともに、すべての市民が「何気ない日常に幸せを感じるまち」をめざします。</p>	AY
89	【100ページ】 第7章 4(1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 子ども園の方針と 事業計画	<p>計画案の第7章のところで市立就学前教育保育施設のあり方についてありますが、認定子ども化によって公立は2園のみになり、児童福祉法24条2項に含まれる施設で公的責任から外れるのではないのでしょうか。やはり、市立での運営を継続とするならば、そこはしっかり守っていただきたいと思います。又、幼稚園と保育所が一体化されることで、場所の不便さ規模が大きくなり、つめこみや適性な環境というところでの心配があると保護者から、声も聞きます。保育園、幼稚園のそれぞれの良さはどこまで生かせるのかとも思います。しっかり議論して頂き子どもたちが安心して過ごせる環境、発達保障を一番に考えてほしいと思います。</p>	<p>市ではこれまで施設の耐震対策・老朽化対策等を図るため、市立幼稚園と市立保育所を一体化した認定子ども園の整備を進めてきました。認定子ども園では午後8時までの延長保育の実施や生後57日からの保育実施、すべての園児へ給食を提供するなど、市立幼稚園と市立保育所が長年培ってきた経験とノウハウに基づき、一人ひとりの子どもたちに寄り添った教育保育を実施しています。そのため、一体化が可能な園所については引き継ぎ一体化による認定子ども園への移行を進めていきます。</p> <p>設置や運営の主体については、適切な手段を検討します。</p>	BA
90	【100ページ】 第7章 4(1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 子ども園の方針と 事業計画	今後も市立での運営の継続をお願いします。		BC
91	【100ページ】 第7章 4(1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 子ども園の方針と 事業計画	市立での運営継続をお願いします。	<p>子ども園の設置や運営の主体などを含む詳細については、令和6年度までに決定し、令和7年度からの次期計画に反映します</p>	BD
92	【100ページ】 第7章 4(1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 子ども園の方針と 事業計画	<p>子どもの数がどんどん減っているのに、なぜその対応が子育てをしにくい環境づくりになっているのか疑問です。認定子ども園ばかりを増やすことで何のメリットが子どもたちにあるのでしょうか。1つの施設に大勢の子どもを集めての保育では集団の力を育てるところかマイナス面も多くあります！数百人もの子どもの1人ひとりの表情を確認するどころか、どこにいるのかもわからなくなるかも！？どうぞこのまま保育園保育所を守り続けて下さい。</p>	<p>市立幼稚園と市立保育所については、施設の老朽化対策等のため、一体化が可能な園所については幼保連携型認定子ども園への移行を基本的な考え方としています。幼保連携型認定子ども園については、すべての子どもへの給食提供や、保護者の就労状況にかかわらず1つの施設で子どもを預けられるなどのメリットがあります。これまで整備してきました市立幼保連携型認定子ども園においては、従来の市立幼稚園と市立保育所が培ってきた経験とノウハウに基づき、一人ひとりの子どもたちに寄り添った教育保育を行っています。</p>	BE

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
93	【100ページ】 第7章 4(1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 子ども園の方針と 事業計画	幼稚園と保育園を減らし、認定子ども園化することには反対です。一体化して規模が大きくなり不安です。災害時や火災など、もしもの時にしっかり一人一人を把握して守れるのでしょうか。少人数での保育は園児だけでなく、保育士さんや保護者にも大切だと思います。	これまで整備してきた市立幼保連携型認定子ども園においては、従来の市立幼稚園と市立保育所が培ってきた経験とノウハウに基づいた運営を行っており、各年齢ごとにクラスを編成し、専用の保育室で教育保育を提供しています。また、幼保連携型認定子ども園については、すべての子どもへの給食提供や、保護者の就労状況にかかわらず1つの施設で子どもを預けられるなどのメリットがあります。市としましては、市立幼稚園と市立保育所の一体化が可能な園所については、引き続き一体化を促進していきます。	AF
94	【100ページ】 第7章 4(1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 子ども園の方針と 事業計画	認定子ども園のメリットのみが取り上げられているように感じる。デメリットも含めて提示し、個々が考えて選択できるようにして欲しい。特に乳児は大人の目が必要と感じているので、大規模になった時、本当に一人一人に目が向けられているのかととても気になる。このご時世、共働きの家族が殆どと思うので、親が安心して働くためにも保育園は必要と思う。	幼保連携型認定子ども園については、すべての子どもへの給食提供や、保護者の就労状況にかかわらず1つの施設で子どもを預けられるなどのメリットがあります。一方、デメリットとしては、例えば保護者の就労状況により1号認定から2号認定に変更が必要な場合でも、2号認定定員に空きがない際は変更ができず、2号認定定員の空きがある施設への転園等となる可能性がある点などです。乳児については、0歳児クラスを設置し、保育を提供しています。	Y
95	【100ページ】 第7章 4(1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 子ども園の方針と 事業計画	認定子ども園化を進めることに反対の意見を持っています。この間コロナ禍で保育を進めてきた現場の声をあげたいと思います。少人数での保育を重ねた時期がありました。子どもの発達がしっかりと把握できたこと。保護者と話す機会が増えた。職員同士で話をする時間ができ、保育を進める上でも意志疎通しやすくなった。ゆとりをもって保育をするということがどれ程、子どもにも職員にとっても大切なのかを実感しています。また、通常にもどつてからは、コロナ禍での保育を組み立てるのには、こどもの人数の多さ、保育室が足りない、職員が足りない、保育の難しさを感じます。災害時、子どもの命を守るのか。一体化され、大規模の施設、子どもの数、職員の数、保護者の数、規模が大きくなることで、一つ一つの繋がりがきずくなり、助け合いながらの子育てや保育は存在しなくなると考えます。子育てするなら川西で!といわれるようにするためにも、今一つ考え直すべきことがあるのではないかと思います。支援児童が年々増えています。集団の中で育つ子どもたちです。職員集団の質が大切です。大規模になれば、自分のクラスだけ、クラスのことで精一杯になります。子どものことを保護者のことをクラスを越えて共に考えることのできる集団にはならないでしょう。認定子ども園を当面は市立運営とされていますが、文字通り、子ども園になると児福24条2項に値します。将来的には公的責任からはずされた施設が増えると言うことになります。子育てするなら川西で!といわれるように、将来を見据えた計画を。子どもの命を守る川西市であってほしいと強く望みます。川西市で働いて良かったと思える施策を。保育の質の歴史のある公立保育所を存続すること、将来的にも公的責任の上での保育施設ができる施策をぜひ、よろしく願います。	市立幼稚園と市立保育所については、施設の老朽化対策等のため、一体化が可能な園所については幼保連携型認定子ども園への移行を基本的な考え方としています。幼保連携型認定子ども園については、すべての子どもへの給食提供や、保護者の就労状況にかかわらず1つの施設で子どもを預けられるなどのメリットがあります。なお、市立幼保連携型認定子ども園については、継続して運営を続け、地域における幼児教育保育及び地域子育て支援拠点となる機能を担う施設となるよう検討を進めています。	AG
96	【100ページ】 第7章 4(1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 子ども園の方針と 事業計画	母親のニーズも多様化しており、子育ての拠点を作る考えではなく、市内に、さまざまな理念の保育所や幼稚園があり母親（両親）が選択できることが必要だと思います。子ども園に集約化することで、そこに合わない子どもや、子どもの個性や感性を育むことが難しい場合もあるため、その対策も必要だと思います。	本市には50以上の就学前教育保育施設がありますので、保護者のニーズに応じた施設の選択や利用がなされていると考えています。市立幼稚園と市立保育所については、一体化が可能な園所については幼保連携型認定子ども園への移行を基本的な考え方とします。	AS

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
97	【100ページ】 第7章 4(1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 こども園の方針と 事業計画	「現在ある市立幼稚園と市立保育園の一本化だけではなく市立保育園がない地域でも「地域のニーズ」「地域での子育て支援」をできる環境整備のために市立幼保型連携こども園の整備を進める」と記載してください。 理由：子ども・若者未来計画(案)に「地域の子育て支援」「地域のニーズ」が何度も書かれています。「市立保育園がないから認定こども園化しない」のであれば「地域の子育て支援」及び「地域のニーズ」を無視した施策になります。	本市では親子の交流機会や子育て関連情報を提供するとともに、保育士や相談員が子育ての不安や悩みなどの相談に応じる地域子育て支援拠点を全中学校区に整備しています。 市立幼保連携型認定こども園については、就学前教育保育に関する質の向上などに関する地域の拠点となる施設とするよう検討予定であり、市内の各地域に市立幼保連携型認定こども園を整備する考えはありません。	AV-3
98	【100ページ】 第7章 4(1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 こども園の方針と 事業計画	子どもを市内保育園に通わせている者です。せっかく保育園、幼稚園が地域と共に育んできた関係性やそれぞれの国の個性がある中で、こども園がどんどん増え、大人数が大きな園舎で保育園と幼稚園の要素を混ぜて運営される事に不安はあります。少人数でしかできないよい保育もありますし、保育園児と幼稚園児では家での日常生活も全然違うと思います。そこを一緒に活動させたり保護者としてもクラスでのまとまりが出にくいのではないのでしょうか。私自身がすばらしい保育園での保護者との出会いで育児の大変さが減ったと思いますので、大規模な施設で名前も覚えられないような人数というのが単純に「ほっとできる場所になるだろうか…」とと思ってしまいます。全てはその園の先生や園の方針によるとは思いますが、保育や福祉への予算が少なく、先生達も負担がかかり本当に子ども達のためになる施設にできるのでしょうか。そのあたりも含め、子どもとその親たちのほっとできる地域での育児を推進していただけます様、よろしくお願い致します。	幼保連携型認定こども園については、すべての子どもへの給食提供や、保護者の就労状況にかかわらず1つの施設で子どもを預けられるなどのメリットがあります。これまで整備してきました市立幼保連携型認定こども園においては、従来の市立幼稚園と市立保育所が培ってきた経験とノウハウに基づき、一人ひとりの子どもたちに寄り添った教育保育を行っています。 市としましては、限られた財源を有効活用し、子どもが幸せになるための施策、子育て世帯が安心して子どもを生み育てることができるとの取り組みをさらに進め、「子どもが幸せになる川西」を実現していきます。	BB
99	【100ページ】 第7章 4(1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 こども園の方針と 事業計画	規模が大きくなることでの保育の保証をしっかりとしてほしいです。	これまで整備してきた市立幼保連携型認定こども園においては、従来の市立幼稚園と市立保育所が培ってきた経験とノウハウに基づいた運営を行っており、各年齢ごとにクラスを編成し、専用の保育室で教育保育を提供しています。また、幼保連携型認定こども園については、すべての子どもへの給食提供や、保護者の就労状況にかかわらず1つの施設で子どもを預けられるなどのメリットがあります。市としましては、市立幼稚園と市立保育所の一体化が可能な園所については、引き続き一体化を促進していきます。	BF
100	【100ページ】 第7章 4(1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 こども園の方針と 事業計画	①2月5日のタウンミーティング(清和台公民館)において、市長は「清和台における子ども園化はニーズがない」と発言されました。清和台エリアにおいて子ども園化のニーズがないとされる根拠を明確にお示し下さい。 ②清和台幼稚園の子ども園化については、本当にニーズがないのかを含め、該当地域住民を対象にしたアンケート調査等を実施し、市民が納得できるよう公開して下さい。実態や市民の声もきちんと把握せず、清和台エリアの将来を含め、市長の個人的見解で「ニーズがない」と決めつけるのは、あまりにも時期尚早で無責任です。今後、清和台やき坂エリアにおける子育て世帯の流入及び活性化のためには、市立就学前保育施設等の充実を図ることは不可避であると考えます。市側は都合の悪い結果が出ることを恐れて逃げているとしか思えないため、もしそうでないならば是非、正々堂々と実態調査、結果の公表をお願い致します。	清和台中学校区には、私立認定こども園が3園立地しており、1号ニーズ以上の定員が設定されていること、今後も就学前人口の減少が見込まれることや市全体での1号認定定員の過剰が顕著となっている状況等を踏まえ、清和台幼稚園を認定こども園とする予定はありません。	X-1

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
101	【100ページ】 第7章 4(1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 子ども園の方針と 事業計画	教育面に少し関心を持ち関わってきました。多田の現小学校に以前は中学校、現の公民館に幼稚園とすべてが統合した学校でした。多田に古くからお住まいの方は寂しい思いをされる方がおられると思います。しかし、この時世少子高齢化の時に子どもの事を大優先に考えた時5人以下になれば認定こども園の取り組みが必要になって来ると思います。市長、教育長の説明通りだと思いますが自分のお子さんを入園するときの心配があると思います。市内で認定こども園で運営されている地域もあるので地域の課題、子どもに対すること、園で働く方の課題等を市民に分かる様に情報提供するべきであると思います。この様なことを地域や当事者に情報提供することでお子さんを抱えている方が安心できるのではないかと思います。少人数での教育も大切だと思いますが多くの子ども達との関わりが教育面では大切であると思っています。是非、地域が安心して保育教育に関われるようにお願い致します。	多田幼稚園と多田保育所を一体化し、幼保連携型認定こども園とします。令和10年度の開設をめざし、具体化に向けた検討を進めます。施設の老朽化が進んでいることから、令和5年度・6年度の2カ年で、既存施設の活用か新設とするかを含め、設置場所や定員などを決定します。また、新設する場合には、整備手法や運営方法についても合わせて検討し、令和7年度からの次期計画に反映します。こども園を整備する際は、保護者の方が心配や不安を抱かないようにするため、説明や情報提供をしっかりと行います。	AX
102	【100ページ】 第7章 4(1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 子ども園の方針と 事業計画	多田幼稚園が保育所として廃園なるかもしれないとのことでした。幼稚園跡地をコミュニティ会館に移行することはできないのでしょうか。あるいは、現コミュニティ会館を増築することは不可能でしょうか。	多田幼稚園と多田保育所を一体化し、幼保連携型認定こども園とします。令和10年度の開設をめざし、具体化に向けた検討を進めます。施設の老朽化が進んでいることから、令和5年度・6年度の2カ年で、既存施設の活用か新設とするかを含め、設置場所や定員などを決定します。また、新設する場合には、整備手法や運営方法についても合わせて検討し、令和7年度からの次期計画に反映します。仮に、いずれかの施設の場所へ集約化するとした場合の跡地の活用方法については、地域住民の意向なども考慮して、施設の活用方法などを検討します。	BG
103	【100ページ】 第7章 4(1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 子ども園の方針と 事業計画	⑥小学校の空き教室を利用した保育(4, 5歳児)等の提案 仮にこのまま清和台幼稚園が閉園され、多田幼稚園の存続及び子ども園化も未定(時期や場所も現時点で不明)なのであれば、石田教育長の言う公平性という観点から是非、公立を希望する清和台けやき坂エリアの子ども達が取り残されることのないよう配慮して下さい。多田子ども園が開設されるまでの期間に限ってでも、暫定的に小学校の空き教室を利用した保育など、前向きで柔軟な検討をお願いします。(清和台とけやき坂両方なのか、どちらか一箇所で開催するのか等は実態把握の上で)現状、子どもの数が減っているのであれば、どの学校にも空き教室は存在するはずで、その開設に余計な費用も必要なく、今ある環境を有効活用できるのではないのでしょうか。また、当然ながら園区内の小学校であれば通園支援の必要も一切ありません。サービスの拡充と捉えられるようなことが近隣の私立園等に対して後ろめたいのであれば、預かり時間、給食なし、2年保育(4, 5歳児対象)など、利用条件に関してはこれまでの公立幼稚園に準ずるものとし、開設期間も多田子ども園の開園までとするなど、是非柔軟に検討してもらえないのでしょうか。	ご意見のように小学校の空き教室を利用した暫定的な教育保育を実施した場合でも、集団教育の維持が困難であると考えられるため、清和台幼稚園については令和5年度末を目途に閉園とする方針です。	X-5

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
104	【100ページ】 第7章 4(1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 こども園の方針と 事業計画	<p>これまで清和台幼稚園の存続に向けた工夫や努力を一切せず、閉園後の支援や地域への配慮もなく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年保育も実施しない ・給食も実施しない ・子ども園化も検討しない ・通園支援もしない ・近隣の東谷幼稚園は廃園を示唆 ・多田幼稚園も休園の可能性を示唆 <p>など、一方的に選択肢を奪われるばかりで、不安と不満しかありません。どうか、行政と市民がお互い歩み寄り、折り合いをつけられるよう建設的な話し合いを重ね、時代に即した柔軟で前向きな発想転換をし、長期的に見て若者子育て世帯の未来が明るく、地域、川西全体が活性化するような選択、検討をお願い致します。</p>	<p>清和台中学校区には、私立認定こども園が3園立地しており、1号ニーズ以上の定員が設定されていること、今後も就学前人口の減少が見込まれることや市全体での1号認定定員の過剰が顕著となっている状況等を踏まえ、多額の費用をかけて給食の実施や3年保育を実施する考えはなく、またこども園化をする予定もありません。</p> <p>そのため、清和台幼稚園において集団教育の維持が困難であることから、令和5年度末を目途に閉園とする方針です。</p> <p>清和台幼稚園を閉園した後の施設については、当該地域住民の意向なども考慮し、まちづくり全体の観点から施設の活用方法などを検討します。</p>	X-6
105	【100ページ】 第7章 4(1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 こども園の方針と 事業計画	<p>質問①清和台から多田幼稚園への自転車での子どもの送迎は非常に労力を要し、危険である。何故、清和台の市民は今まで歩いて通園できたのに、市の一方的かつ非合理的な廃園のアオリを受けて、そのような労力の負担と危険を背負わなければいけないのか？市中部の全域の市民にはそのような負担はない。また「自動車や自転車で送迎可能」なことを理由に、「市内の全域から公立園を選択でき、不公平は存在しない」という市の考え方は、行政として間違っていないか？</p>	<p>本市では、市全体での1号認定定員の過剰が顕著であり、施設を利用できる選択肢が確保されていると考えています。中学校区内において市立幼稚園がない地域もあり、市として通園支援は行っていないため、今回の清和台幼稚園を閉園とする場合に関しても通園支援を行う予定はありません。</p> <p>一方で、ご指摘のとおり清和台幼稚園の閉園に伴い、市立施設をご希望される場合は通園時間の増加が懸念されますが、今後も就学前人口の減少が見込まれること、施設の老朽化や建て替えに必要なコストなどから総合的に判断した結果、清和台幼稚園の建て替えやこども園化はせずに、閉園とする方針を決定しました。</p> <p>なお、公共交通や移動手段等については、就学前教育保育施設の観点だけでなく、地域交通全体の観点から検討していくべき課題であると考えています。</p>	AP-1
106	【100ページ】 第7章 4(1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 こども園の方針と 事業計画	<p>質問④2月5日に清和台で行われたタウンミーティングについて、10時から他会場と同じ2時間を行政は用意していた(実際には10時から12時半まで、2時間30分開会した)が、昨年の清和台での3度の紛糾具合からみて2時間が短すぎたことは明らかである。実際に私を含めて、何人もの地区住民が発言や質問の分量を控えた。はっきり言って不満が残り、行政の不誠実さを感じさせた。4会場3日間のタウンミーティングにおいて、廃園見込みが確定している清和台のみ、同じ日の午後(多田)を入れている日程にも不信感が募った。市が廃園方針を明言している清和台においては、すべての地区住民の質問に答えるぐらい長時間(といっても4時間ぐらいで十分だと思う)の説明会をやるべきだった、今後はそうすべきだ、と考えるが、市の見解を聞きたい。</p>	<p>タウンミーティングの趣旨は、本計画(案)のうち、主に第7章「就学前教育保育施設のあり方」について、市立幼稚園がある地域の住民のみならずご意見を伺うものです。そのため、各地域で同一の時間設定としています。また、パブリックコメントにて意見を提出できる機会も設定をしているため、2時間の時間設定としました。</p>	AP-4
107	【100ページ】 第7章 4(1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 こども園の方針と 事業計画	<p>意見: 閉園にします→閉園を検討します、に訂正してください。 理由: パブリックコメント募集時点で議会の承認を得ていない</p>	<p>清和台幼稚園において集団教育の維持が困難であることから、令和5年度末を目途に閉園とする方針です。なお、閉園の決定は、閉園に関する条例が市議会において可決されることが条件となります。</p>	AV-4

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
108	【100ページ】 第7章 4(1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 こども園の方針と 事業計画	清和台幼稚園、東谷幼稚園の閉園を前提とするのであれば閉園後の計画を明記し、パブリックコメントを募集して下さい。 理由:「私立幼稚園」等への支援については多くの記載がありますが、清和台幼稚園及東谷幼稚園閉園後、経済的に私立園に通園が困難であったり、私立の特色ある教育になじめない、また私立幼稚園に入園を拒否された等の子どもたちに対してどのような支援をするのか?私立幼稚園等への支援の前に、本計画(案)の基本目標にあるよう、すべての子どもたちが平等に教育保育を受けられるよう、私立園に支援・依存するのではなく、市としての役割・責任を計画(案)で明らかにしてください。本計画(案)に必要なのは私立園への支援ではなく川西市の子どもたちへの支援です。それがなくまま、市立園の閉園を検討すべきではありません。	清和台幼稚園において集団教育の維持が困難であることから、令和5年度末を目途に閉園とする方針としています。 現状として、多くの就学前児童は私立施設を利用しているとともに、本市には50以上の就学前教育保育施設がありますので、保護者のニーズに応じた施設の利用がなされていると考えています。今後とも市立施設と私立施設が連携・協力し、教育保育の充実に取り組んでいきます。 なお、閉園後の施設については、地域住民のご意向なども考慮し、まちづくり全体の観点から施設の活用方法などを検討します。	AV-6
109	【100ページ】 第7章 4(1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 こども園の方針と 事業計画	③通園支援(バス)について、仮に清和台幼稚園が閉園となると、清和台、けやき坂エリアの園児は他の市立就学前保育施設への通園が明らかに遠く、負担となります。 (市の方針によれば多田幼稚園及び東谷幼稚園の存続も怪しく、多田の子ども園化も時期や場所共に未定のため、現状、近隣となると牧の台みどりこども園となる)そのため、せめて通園バス等を走らせてもらえないかと度々要望するも、市側は全く応じず。さらに、2月5日のタウンミーティング(清和台公民館)において石田教育長は「税金でバスを走らせるとなると清和台エリアだけというわけにはいかず、市内全域で走らせないと不公平感がうまれるため、実現は難しいと感じている」と発言。なぜ市内全域で公立幼保園への通園バスが必要になるという話のすり替えになるのでしょうか?全く的外れで答えになっていません。まずは地域の公立幼稚園を選択できなくなる空白園区(清和台、けやき坂エリア)においてのみ検討すれば良いはずです。	本市では、市全体での1号認定定員の過剰が顕著であり、市立・私立を問わず施設を利用できる選択肢が確保されていると考えています。園バスについて、中学校区内において市立幼稚園がない地域もありますが、市として通園支援は行っていないため、今回の清和台幼稚園を閉園とする場合に関しても通園支援を行う予定はありません。 なお、公共交通や移動手段等については、就学前教育保育施設の観点だけでなく、地域交通全体の観点から検討していくべき課題であると考えています。	X-2
110	【100ページ】 第7章 4(1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 こども園の方針と 事業計画	⑤清和台幼稚園の在り方については、計画性のない市の一方的且つその都度ブレる方針に、これまで多くの家庭が振り回されてきており、ここにきて突然の閉園時期の一年延長(市が園児募集を行わなかったため在園児は1人となる)など、あまりにも無責任です。一人のために開園している幼稚園など前代未聞であり、またその運営、カリキュラム作成など限りなく不可能に近く、何より全く公平とは言えません。このような状況を生んだのは市の責任であり、重く受け止めるべきです。清和台幼稚園は閉園ではなく一旦休園とし、ここから早期に行政と地域住民の話し合いを重ね、あり方を再度慎重に検討し直すべきだと考えます。	清和台幼稚園において集団教育の維持が困難であることから、令和5年度末を目途に閉園とする方針に変更はありません。また、今回の入園児童数の減少につきましては、教育保育の無償化により保育ニーズが長期間・長時間へのシフトしたことなどによる、市立幼稚園利用のニーズ低下によるものと考えています。なお、閉園の決定は、閉園に関する条例が市議会において可決されることが条件となります。	X-4

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
111	【100ページ】 第7章 4(1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 こども園の方針と 事業計画	<p>幼児教育問題。主体性を大事にする保育が求められている。この幼少期から子どもが考えて、意見を言えるそんな保育をすべき。個性を大切に、いいところをのばす保育。みんなと違う、障害があるからと表舞台からはすようなことはせず認め合い、理解し合うそんな保育を東谷幼稚園ではしてきて感心する。ある日子どもが、〇〇ちゃんは絶対お当番しないんだよね、いやなんだって。でもね、めっちゃ絵がうまいねん！と話してきた。子どもは自然とお友達のいい所をみていることに驚いた。不適切保育が問題になってる中、やはり先生も人間。余裕がないと。大人数の保育では個性どころか、保育の内容も厳しくなる。小規模幼稚園があってもいいのでは。東谷幼稚園をなくすのは本当に惜しい。こども園化すると共働きの家庭にもありがたい。転居による受け入れも私立は断ることができるが公立なら受け入れてくれるのでありがたい。</p>		AB-3
112	【100ページ】 第7章 4(1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 こども園の方針と 事業計画	<p>久代幼稚園と川西南の一体化によるこども園化、多田幼稚園と多田保育園の一体化によるこども園化には賛成である。ところで、清和台幼稚園は廃園が決まってしまったが、今後状況によって廃園が予想される東谷幼稚園を単独でこども園化することはできないのか。保育所又はこども園の2・3号認定は定員を超えた運用がされているのにも関わらず、更なる保育ニーズの増加が計画では想定されている。こども園化し園区なども見直せば、保育を求める家庭の潜在的な待機児童の受け皿となり、且つ、幼稚園を選択する家庭についても昨今の3年保育や給食を求めるニーズも満たすことにより、市立園を選ぶ動機づけになるのではないかと。また、施設の新設が難しくとも、市立こども園の1号認定園児向け一時預かり時間（現在最大16時まで）を例えば新2号認定を受けたものに限定するなどして、有料で18時頃まで拡大するといったことを行ってはどうか。たとえ、2号認定の枠がなくとも、ある程度の時間預かってもらえれば、フルタイムでの職場復帰等がしやすいと考える。</p>	<p>東谷中学校区には、市立認定こども園が1園、私立認定こども園が3園立地しており、1号認定ニーズ以上の定員が設定されていること、今後も就学前人口の減少が見込まれることや市全体での1号認定定員が過剰となっている状況等を踏まえ、東谷幼稚園を市立の認定こども園とする予定はありません。</p> <p>なお、令和5年度に入園する4歳児クラスの児童数が5人未満となる見込みであることから、令和5年度の園児募集（令和6年度入園）は行わず、閉園等を検討します。その際、在園児や令和6年度入園希望の方については転園先の確保などについて、支援を実施します。</p>	AI-2

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
113	<p>【100ページ】 第7章 4(1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 こども園の方針と 事業計画</p>	<p>計画の100ページの今後の方針と事業計画の部分ですが、ここに書かれています、東谷幼稚園の閉園について、私は、単なる廃園には絶対反対です。 その理由について、仮に東谷幼稚園が廃園になった場合、東谷地域での幼稚園利用希望と定員の状況を考えて見ますと、東谷小学校区で考えますと、3～5才児が4年度はじめに259名おり、この内、幼稚園機能利用希望率は市のデータによると53.7%で139名であります、利用定員は山下教会めぐみ園の66名しか無く、73名分が不足します。 また東谷中学校区で考えますと、3～5才児は641名であり、幼稚園機能利用希望者は344名となります、これに対する利用定員は286名しか無いため58名分定員不足となります。 次にすこし、視点を変えて、幼稚園の通園区域について考えて見ますと、文部科学省に幼稚園の施設整備指針がありますが、ここでは、通園区域は、幼児が疲労を感じない程度の通園距離、時間を設定することが望ましいとしています。 この指針の趣旨を踏まえて、仮に東谷幼稚園が廃園になった場合を考えますと、園区がどうなるか今のところハッキリしませんが、たぶん一番近い牧の台みどり認定こども園になるのではないかと思います、考えてみてください、東谷地域は他の地域に比べて、小学校区も中学校区も大変広大な面積を有する地域です、一庫や西畦野や笹部からとても、幼児が通園できるものではありません。国の指針の趣旨を著しく逸脱していると考えます。 以上のように、幼稚園廃園後の東谷において、小学校区でも、中学校区で考えても、幼稚園機能利用の定員が60名～70名不足する状況がありますし、牧・みどりこども園に通園するにしても遠すぎて幼児が通える限界を超えています。 このような理由から、私は100ページにあるように、仮に東谷幼稚園が閉園となる場合でも、単なる廃園は絶対反対です、跡地やあるいはこの付近に、今のニーズに合った就学前教育保育施設を必ず確保すべきであると考えます。</p>	<p>東谷中学校区には、市立認定こども園が1園、私立認定こども園が3園立地しており、1号認定ニーズ以上の定員が設定されていること、今後も就学前人口の減少が見込まれることや市全体での1号認定定員が過剰となっている状況等を踏まえ、東谷幼稚園を市立の認定こども園とする予定はありません。 なお、令和5年度に入園する4歳児クラスの児童数が5人未満となる見込みであることから、令和5年度の園児募集（令和6年度入園）は行わず、閉園等を検討します。その際、在園児や令和6年度入園希望の方については転園先の確保などについて、支援を実施します。</p>	AM
114	<p>【100ページ】 第7章 4(1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 こども園の方針と 事業計画</p>	<p>本日のタウンミーティングの中でいろいろな意見がありましたが、東谷の幼稚園の廃園は絶対に止めて頂きたいとの思いです。公設公営が望ましいですが、せめて公設民営の検討をぜひお願いします。</p>		AR

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
115	【100ページ】 第7章 4(1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 こども園の方針と 事業計画	私は東谷コミュニティで笑顔溢れるまちづくりを目指して活動しています。その為には①福祉②教育③医療④交通政策⑤買い回りの利便性⑥公園を含めた交流の場づくり⑦雇用の創出と提供が生活基盤、環境として欠かせない要素と考えております。この中で今回②教育の「東谷幼稚園が閉園になるかもしれない」という問題が出ております。東谷幼稚園がなくなると、子育て世代の若者が転入しなくなり東谷出身者の若者がUターンできなくなり、過疎化につながりかねません。それどころか、東谷地区は適度な自然があり、まず若者世代に子育てには適している場所と捉えてもらえたいと思います。その為には、東谷幼稚園を「公設民営こども園」として学童保育も含めた施設として存続をお願いします。そうすれば、子育て世代の若者が転入及びUターンしてくれ活性化します。現今全国的にも人口減少で悩んでおられる自治体が多い中、東谷地区を有効活用していただければ、川西市は唯一人口が増えて活性化し、「笑顔あふれるまちづくり」が出来ると思います。東谷幼稚園を「公設民営こども園+学童保育の施設」として存続をお願いします。	東谷中学校区には、市立認定こども園が1園、私立認定こども園が3園立地しており、1号認定ニーズ以上の定員が設定されていること、今後も就学前人口の減少が見込まれることや市全体での1号認定定員が過剰となっている状況等を踏まえ、東谷幼稚園を市立の認定こども園とする予定はありません。 なお、令和5年度に入園する4歳児クラスの児童数が5人未満となる見込みであることから、令和5年度の園児募集（令和6年度入園）は行わず、閉園等を検討します。その際、在園児や令和6年度入園希望の方については転園先の確保などについて、支援を実施します。	AT
116	【100ページ】 第7章 4(1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 こども園の方針と 事業計画	市立認定こども園にして下さい。 理由：東谷幼稚園は「地域での子育て支援」「地域にニーズ」の観点から必要な施設です。すべてのこどもが安心して通え、小学校との連携もできています。市立東谷幼稚園が閉園すれば、すべての子どもが就園前教育を等しく受けられる環境ではなくなります。子ども・若者未来計画(案)の理念に反します。		AV-5
117	【その他】	「こども未来部」が市長部局に移す計画がある現段階で本計画(案)の作成は延期してください。小学校へのスムーズな入学を視野に入れた教育 小学校との連携等が必要なことは本計画(案)の中にもたびたび記載されています。それにも関わらず、就学前の子どもたちの教育保育をなぜ教育委員会から切り離すのか？ その理由・意図がわからないまま「こども未来部」を教育委員会から切り離すのは反対です。このような前代未聞の組織変更を計画しているのなら、変更後に計画を作成しパブリックコメントを募集してください。	こども未来部を市長部局とすることについては、「政策は子ども・教育から始めるという考え」のもと、福祉、保健分野と密に連携を図ることができるよう、教育委員会との役割分担を見直しました。子ども・子育て支援施策、児童福祉施策については、市長の権限において執行すべき事項であると考えており、教育委員会から市長部局への所管という基本の姿に戻し「子どもが幸せになる川西をつくる」という思いを実現するため、より強力かつ迅速に子ども・子育て支援施策を推進していきます。 なお、幼稚園やこども園、保育所の運営に関する所管は、小学校との接続や幼児教育保育の振興の観点から、引き続き教育委員会が担いますが、こども未来部との連携を確保することで、教育施策と子ども・子育て施策の協調を図り、子どもたちの最善の利益の実現に努めます。	AV-7

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
118	【その他】	<p>畦野の旧川西病院についてです。私は家を買う時に、働きながら子育てすること、自然が近いことを前提に、駅・幼稚園・学校・病院が徒歩圏内にある今の地域を選びました。</p> <p>ところが、川西病院が移転して、結局畦野の施設が内科・小児科の応急診療施設になりました。(しかもネットで調べようにも旧川西病院としか思いつかずうまくヒットしなくて苦労しました)自分の子どもたちに「ここは子育てにいい町だよ」と言うには、産婦人科・小児科がなくなったのは本当に残念ですし、何よりびっくりしたのは、発熱外来がなかったことです。これなら田舎の中心部の方がまだ全部揃ってると感じます。川西市は南北に長く、人口が集中している中心部に施設を作るのは分かりませんが、あまりにも北部が捨てられてるなど感じます。何か災害があった時に、拠点となる医療施設があるのでしょうか？北部の人数に対応できる内容になっているのでしょうか？</p> <p>まだまだコロナは落ち着かないですし、他の病気がまた流行るかもしれません。移転するにしても、川西病院と同等レベルとは言いませんが、発熱外来ができるような体制は作ってください。本当にご検討をよろしくお願いたします。</p>	<p>市立川西病院は、市民の命と健康を守るため、地域の中核的な病院としての役割を担ってきましたが、施設の老朽化や赤字経営が続いたことなどから、病院の立地や経営形態の見直しを含めた抜本的な改革が必要でした。</p> <p>将来にわたっても、市民に安心して安全な医療を提供するためには公立病院が必要であり、これらの課題に対応するためには、民間的経営手法を活用した指定管理者制度を導入し、新病院をキセラ川西内に建設する、川西市立総合医療センターの整備が必要であると決断しました。</p> <p>また、医師をはじめとした医療資源については限界があることから、地域全体で最大限効率的に活用する必要があるため、総合医療センターにおいて医療資源の集約化を推進することで、高度医療救急医療の質の向上を図り、また、地域の診療所と協力連携体制を構築し、病診連携を促進することで、北部のみならず市全体として安心して安全な医療体制を整備していきます。</p> <p>また、市立川西病院閉院後の医療ニーズに対応するため、令和5年4月に開院する川西リハビリテーション病院では、平日の内科1診に加えて地域から要望の多かった小児科1診と休日診療(内科)を実施することで外来診療の充実化を図ってまいります。</p> <p>発熱の症状が出た場合には、まず、かかりつけ医に電話でご相談ください。北部地域においても、日ごろから通院されている患者様へは抗原検査等を実施している医療機関もあるとお聞きしています。</p> <p>発熱外来の実施については、各医療機関の裁量に委ねられているため、市が医療機関を指導する立場にはございません。地域の方からご意見があったことは医師会にお伝えします。</p>	P

(仮称)川西市子ども・若者未来計画(案)に係る
タウンミーティング意見に対する検討結果について

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果
1	【100ページ】 (1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 こども園の方針と 事業計画	久代幼稚園がこども園になっていくのはとてもよいことだと思っ ていますが、気になるのは既存の施設を使うというところです。 30数年前からずっと変わらないですし、遊具もそのままです。既 存施設を改修してこども園になる時に、改修してもらうところは こちらで指定はできないので、市で考えていただくと思うので すが、どうなっていくのか心配です。川西北こども園のようにボル ダリングがあるなど、遊具も新しくなって魅力のあるこども園に してほしいです。	
2	【100ページ】 (1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 こども園の方針と 事業計画	久代幼稚園と川西南保育所が老朽化しているということで、こど も園施設を新しく建てられる際に、新しい場所に変えるというこ とであれば、生産緑地の指定から30年が経過し、手放される方 がおられるようですので、確保するなら今です。早々に結論を出 していただきたいと思います。また、どれだけの施設規模にされる のかわかりませんが、どんどん宅地化が進んでいます。そうす ると施設規模を少し広めに持っておかないといけないと思いま す。川西市に人を呼び込むという施策を打たれているようにお伺い しているので、そういったことを考えると、計画では子どもの人口 は減少するといわれていますが、かたや人を呼び込む中で受け入 れるだけの定員を確保していないと、待機児童が増えてしまいま す。良い施設の噂を聞くと、他府県からも入園してきます。です からいつまでたっても待機児童がなくなるのですが、そうい うことも踏まえて余裕がある施設規模や定員を確保した施設を建 てていただくようお願いしたいと思います。運動会を見ている と非常に狭いところで子どもが走っているところを見ます。保育 所の南側に共同利用施設があり、公民館の北は少し余裕があるの で、そこを取り込んで保育園の運動場を少しでも広げてもらえ たらと思っています。ご検討いただけたらと思っています。	久代幼稚園と川西南保育所と一体化し、幼保連携型認定こども園とします。令和 10年度の開設をめざし、具体化に向けた検討を進めます。施設の老朽化が進んで いることから、令和5年度・6年度の2カ年で、既存施設の活用か新設とするかを 含め、設置場所や定員などを決定します。また、新設する場合には、整備手法や運 営方法についても合わせて検討し、令和7年度からの次期計画に反映します。
3	【100ページ】 (1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 こども園の方針と 事業計画	近々、南海沖地震が起こると言われています。被害がどれだけ なるのかわからないのですが、例えばゲリラ豪雨で大量の雨が 降った時に、万が一猪名川が決壊したら全滅になります。その時 に避難施設として対応できることを考えていただいて、災害時 等に利用できるようにしていただきたいと思います。	災害時等の避難施設として位置付けるかどうかにつきましては、ご意見も踏まえ 別途検討します。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果
4	【100ページ】 (1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 こども園の方針と 事業計画	久代幼稚園は耐震化対策をしていると思うのですが、保育所側の一部がハザードマップにかかっています。がけ崩れなどの事故が起きて、子どもが怪我でもしたら大変なことになります。また、保育園と幼稚園を一体化するのは私たちも賛成しております。どのような形で幼稚園と保育園を一体化するのか、工事などについても詳しく聞かせてもらいたいと思います。	久代幼稚園と川西南保育所を一体化し、幼保連携型認定こども園とします。令和10年度の開設をめざし、具体化に向けた検討を進めます。施設の老朽化が進んでいることから、令和5年度・6年度の2カ年で、既存施設の活用か新設とするかを含め、設置場所や定員などを決定します。また、新設する場合には、整備手法や運営方法についても合わせて検討し、令和7年度からの次期計画に反映します。ご意見のとおり、川西南保育所の一部が土砂災害警戒区域に入っていますので、一体化した幼保連携型認定こども園を整備の際はご意見の点も考慮して検討を進めます。
5	【100ページ】 (1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 こども園の方針と 事業計画	公立と私立は決定的に違います。すべての地域にあったほうがよいと思いますが、財政的な事情等があり仕方がないとは思っています。去年の6月にバスを出すようにしてほしいと議会にお願いしましたが不採択になりました。バスはなぜ出せないのですか。バスは何百万から1千万くらいだと思います。	本市では、市全体での1号認定定員の過剰が顕著であり、施設を利用できる選択肢が確保されていると考えています。中学校区内において市立幼稚園がない地域もあり、市として通園支援は行っていないため、今回の清和台幼稚園を閉園とする場合に関しても通園支援を行う予定はありません。清和台幼稚園の閉園に伴い、市立施設をご希望される場合は通園時間の増加が懸念されますが、今後も就学前人口の減少が見込まれること、施設の老朽化や建て替えに必要なコストなどから総合的に判断した結果、清和台幼稚園の建て替えやこども園化はせずに、閉園とする方針を決定しました。なお、公共交通や移動手段等については、就学前教育保育施設の観点だけでなく、地域交通全体の観点から検討していくべき課題であると考えています。
6	【100ページ】 (1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 こども園の方針と 事業計画	清和台幼稚園の園児募集をしませんでした。教育委員会の裁量で廃園と決めたのですか。法令違反であると思います。	集団教育は幼稚園教育の大きな目的の1つですが、市立清和台幼稚園では、今後、継続して一定数の児童の応募が見込めない状況です。このような状況で、募集を継続すれば、幼稚園における集団教育の実施が困難な状況を継続することとなり、子どもたちにとって、適切な教育保育環境が提供できないと判断し、園児募集をしないこととしたものです。閉園の決定につきましては条例改正を伴いますが、園児募集をしないことについては、教育委員会として慎重に検討し決定したもので、法令に違反しないと考えています。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果
7	【100ページ】 (1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 こども園の方針と 事業計画	清和台では新たに広く需要をつくっていきけるような施設をつくっていただけたらと思います。もしできないならバスでいけるようにしてほしいと思います。不公平なやり方はしてはいけないと思います。清和台など市内の地域のみ公立を選べない、そういった不公平は行政はやってはいけないと思います。	本市では、市全体での1号認定定員の過剰が顕著であり、施設を利用できる選択肢が確保されていると考えています。中学校区内において市立幼稚園がない地域もあり、市として通園支援は行っていないため、今回の清和台幼稚園を閉園とする場合に関しても通園支援を行う予定はありません。 一方で、ご指摘のとおり清和台幼稚園の閉園に伴い、市立施設をご希望される場合は通園時間の増加が懸念されますが、今後も就学前人口の減少が見込まれること、施設の老朽化や建て替えに必要なコストなどから総合的に判断した結果、清和台幼稚園の建て替えやこども園化はせずに、閉園とする方針を決定しました。なお、公共交通や移動手段等については、就学前教育保育施設の観点だけでなく、地域交通全体の観点から検討していくべき課題であると考えています。
8	【100ページ】 (1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 こども園の方針と 事業計画	けやき坂、清和台エリアの子どもたちは、多田幼稚園、もしくは多田こども園に通えると思っていてよいですね。	清和台幼稚園については、清和台幼稚園の園区にお住まいの方は、みなし園区の対象となり、市立幼稚園・市立認定こども園1号であれば市内のどの市立施設でも園区内の方と同様の扱いとなります。 そのため、将来的に、多田幼稚園と多田保育所を一体化したこども園に通っていただくことも可能です。
9	【100ページ】 (1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 こども園の方針と 事業計画	どうやって通うのですか。歩いてとまでは言いませんが、今でも車で送迎しています。不便ですが、それはこちらの選択ですので車で送迎しています。牧の台にしても更に遠くなります。こども園にこだわらないので何か新しいことをするといった前向きな話があればうれしいです。あくまで清和台は閉園、公立の選択肢は事実上ないです。	清和台幼稚園については、清和台幼稚園の園区にお住まいの方は、みなし園区の対象となり、市立幼稚園・市立認定こども園1号であれば市内のどの市立施設でも園区内の方と同様の扱いとなります。 本市では、市全体での1号認定定員の過剰が顕著であり、施設を利用できる選択肢が確保されていると考えています。中学校区内において市立幼稚園がない地域もあり、市として通園支援は行っていないため、今回の清和台幼稚園を閉園とする場合に関しても通園支援を行う予定はありません。 一方で、ご指摘のとおり清和台幼稚園の閉園に伴い、市立施設をご希望される場合は通園時間の増加が懸念されますが、今後も就学前人口の減少が見込まれること、施設の老朽化や建て替えに必要なコストなどから総合的に判断した結果、清和台幼稚園の建て替えやこども園化はせずに、閉園とする方針を決定しました。なお、公共交通や移動手段等については、就学前教育保育施設の観点だけでなく、地域交通全体の観点から検討していくべき課題であると考えています。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果
10	【100ページ】 (1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 こども園の方針と 事業計画	今後の方針と事業計画というところで久代幼稚園から東谷幼稚園の方針は書かれているのですが、もう少し具体的に書いていただきたいです。 子ども・若者未来計画に位置づけるのであれば、多田幼稚園を保育所と一体化してこども園にしますということまではよいと思います。ただ、いつ開園するのか。また、通園手段もどうされるのか。	多田幼稚園と多田保育所を一体化し、幼保連携型認定こども園とします。令和10年度の開設をめざし、具体化に向けた検討を進めます。施設の老朽化が進んでいることから、令和5年度・6年度の2カ年で、既存施設の活用か新設とするかを含め、設置場所や定員などを決定します。また、新設する場合には、整備手法や運営方法についても合わせて検討し、令和7年度からの次期計画に反映します。
11	【100ページ】 (1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 こども園の方針と 事業計画	令和5年度入園予定だった2人の方の今年の4月からの対応はどうなっているのかお伺いします。今在園中の方は1年延長で大丈夫なのですが、令和5年度入園予定だった2人の方に対しては誠意を持って対応しているというお話でした。他の市立にいくのか、それとも私立にいくのでしょうか。	個人情報に該当しますので回答は控えます。
12	【100ページ】 (1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 こども園の方針と 事業計画	幼保一体のこども園の整備で、川西市は財政の健全化のために統廃合してこども園に集約しようとしているようですが、納得できません。まずは、公教育への助成を優先していただきたい。公的なインフラの整備が必要ではないかと思えます。北部の病院移転問題や、他に自治会の助成金の削減などの財政処置を見ている、何でも切り捨てる方向ではなく工夫が必要です。	これまで整備してきた市立幼保連携型認定こども園においては、従来の市立幼稚園と市立保育所が培ってきた経験とノウハウに基づいた運営を行っており、各年齢ごとにクラスを編成し、専用の保育室で教育保育を提供しています。また、幼保連携型認定こども園については、すべての子どもへの給食提供や、保護者の就労状況にかかわらず1つの施設で子どもを預けられるなどのメリットがあります。市としましては、市立幼稚園と市立保育所の一体化が可能な園所については、引き続き一体化を促進していきます。
13	【100ページ】 (1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 こども園の方針と 事業計画	清和台地区には公的な施設が必要だと思えます。ではどうすれば存続できるのかという方向性を行政として考えて欲しい。子育て世代にはやはり3歳児保育は必要ですし、給食も必要です。 0歳の子どもをさらに大規模な集団に移して負担をかけるより、保護者との連携もよく、素晴らしい保育をしている4ヶ所の保育所を存続させて欲しいと思えます。	清和台幼稚園において集団教育の維持が困難であることから、令和5年度末を目途に閉園とする方向性です。 現状として、多くの就学前児童は私立施設を利用しているとともに、本市には50以上の就学前教育保育施設がありますので、保護者のニーズに応じた施設の選択や利用がなされていると考えています。今後とも市立施設と私立施設が連携・協力し、教育保育の充実に取り組んでいきます。 また、既存の4か所の保育所については、川西南保育所と多田保育所はそれぞれ市立幼稚園と一体化した幼保連携型認定こども園とします。小戸保育所と川西中央保育所については、継続して運営する方針ですが、いずれの施設も老朽化しており、老朽化への対応を検討する必要があります。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果
14	【100ページ】 (1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 こども園の方針と 事業計画	東谷でこども園化が難しい理由は、「保育園がないから」とお聞きしました。他の場所では、合体してこども園になっているので、単独では難しいということでしょうか。	子どもが減少している中、市立施設の受け皿を増やしていくという方針はありません。市立幼稚園をこども園化する際には、市立保育所と統合することで、市立幼稚園と市立保育所が培ってきた経験とノウハウに基づいた運営に努めていきます。
15	【100ページ】 (1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 こども園の方針と 事業計画	東谷幼稚園の閉園について、私は単なる閉園には絶対に反対しません。東谷地域での幼稚園利用の希望に対して、山下教会めぐみ園だけでは定員不足となる。幼稚園の通園区域について、大変広いエリアになり、中学校区では市の半分ほどの面積になります。幼児が通園できるような距離ではない。仮に廃園になった場合は、跡地かその付近に、現在のニーズに合った就学前教育・保育施設を必ず確保すべきだと考えます。	
16	【100ページ】 (1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 こども園の方針と 事業計画	「東谷幼稚園が廃園になる」という噂が広がってしまい、今の状況になっているのだと思います。立派な園舎を残し、こども園化していただけるとありがたいと思います。	東谷中学校区には、市立認定こども園が1園、私立認定こども園が3園立地しており、1号認定ニーズ以上の定員が設定されていること、今後も就学前人口の減少が見込まれることや市全体での1号認定定員が過剰となっている状況等を踏まえ、就学前教育保育施設を新たに確保する考えはありません。なお、令和5年度に入園する4歳児クラスの児童数が5人未滿となる見込みであることから、令和5年度の園児募集（令和6年度入園）は行わず、閉園等を検討します。その際、在園児や令和6年度入園希望の方については転園先の確保などについて、支援を実施します。
17	【100ページ】 (1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 こども園の方針と 事業計画	東谷幼稚園が閉園になったときに心配していることは、過疎化につながるということです。廃園というよりも、形を変えてでも、公設民営こども園としてでも存続をお願いいたします。大和団地のこども園の定員を増やすので、そちらに回っていただきたいと言われましたが、東谷地区は広く、高低差もあり、通園が大変です。ぜひ地区内にこども園をつくっていただきたい。	

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果
18	【100ページ】 (1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 こども園の方針と 事業計画	清和台幼稚園は「合同による教育・保育等を提供します」と記載されていますが、東谷幼稚園は「廃園の際は、在園時のあっせん調整に関する支援を実施します」と記載されています。両者の違いは何でしょうか。	清和台幼稚園については、地域の方や保護者の方に説明を行い、令和5年度については他園での合同による教育保育の提案をしています。一方で、東谷幼稚園については、在園児の保護者との協議が必要だと考えており、市としての基本的な方針を踏まえ「あっせん調整等の支援を実施します」という表記としています。ご希望があれば、同じ東谷中学校区にある牧の台みどりこども園において通園の枠を確保します。
19	【100ページ】 (1) 市立幼稚園・市立 保育所・市立認定 こども園の方針と 事業計画	東谷中学校区は、地域的には市の半分を占めております。その中で東谷には美山台こども園、山下教会めぐみ園等があります。これは適正な配置なのか疑問を感じます。保育園が4つ挙がっていますが、これらは残し、幼稚園を廃園にするということで、川西南保育園はこども園になり、多田保育所は多田幼稚園と一体化してこども園になるということでしょうか。小戸と川西中央保育園も、書かれていませんが、こども園になるのではないかと思います。	2・3号認定の保育については、園区の設定はありませんので、市全体で確保方策に取り組み、待機児童の解消に取り組んできました。また、小戸保育所と川西中央保育所については、保育所のまま継続して運営する方針ですが、いずれの施設も老朽化しており、老朽化への対応を検討する必要があります。
20	【101ページ】 (2) 待機児童(国基 準)0人後の保 育ニーズへの対応	現状、保育園が1歳児からの保育です。一体化してこども園となった時に、0歳児の保育も実施されるのか。また、5人未満となった場合、閉園や休園という言葉が出ていますが、この年に閉園しますと言ってもらった方が、あっちは来年閉まるからうちの子どもはこっちにかせようなど決めやすいです。そこは何か手が無いのかと思っています。	久代幼稚園と川西南保育所を一体化し、幼保連携型認定こども園とします。令和10年度の開設をめざし、具体化に向けた検討を進めます。施設の老朽化が進んでいることから、令和5年度・6年度の2カ年で、既存施設の活用か新設とするかを含め、設置場所や定員などを決定します。また、新設する場合には、整備手法や運営方法についても合わせて検討し、令和7年度からの次期計画に反映します。認定こども園開設を予定していることを踏まえ、開設するまで、原則として園を存続します。今後、1クラスが5人未満となった場合は、複式学級により教育保育を実施するとともに、2クラスともに5人未満となった場合は、他園所との合同教育保育を実施するなど、カリキュラムを工夫することにより、集団教育保育を提供します。
21	【101ページ】 (2) 待機児童(国基 準)0人後の保 育ニーズへの対応	加茂幼稚園の場合は幼稚園でまず3歳児を受け入れてからこども園に移行されたと思います。久代幼稚園では同じように3歳児の受け入れるようなことは考えないのですか。	現在の久代幼稚園で3歳児の受け入れを実施する予定はありません。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果
22	【101ページ】 (2) 待機児童(国基準)0人後の保育ニーズへの対応	私はファミリーサポート事業の会員をやっていて、お母さん方から保育所を探していて、10園くらい申し込んだという話も聞きました。今、待機児童が0になったというお話でしたが、川西の駅前の小さな保育園がやっと見つかったというお母さんもいらっしゃいます。お聞きしたいのは、こども園になれば0、1、2、3歳の枠は広がるのですか。	一体化したこども園での0歳児保育の実施や定員、施設規模については、待機児童の状況等を踏まえ検討します。
23	【101ページ】 (3) 市立教育保育施設としての取り組み	私も久代幼稚園に子どもを通わせてきました。できるだけこの周りで子どもたちが集まって自由に遊べるくらいに子どもが自由であればよいと思います。保育所や幼稚園の先生がどのように子どもたちを育てていきたいのか、自分たちが勤める場所がどのようになっているのか、30年前とは違うと思います。30年前は子どもがたくさんいて、ここは危ないからと制限されたりしていました。今は10人と言われました。先生たちの目がしっかり見えてよいという反面、自由がないのだらうと思います。小さい時の悪さをする自由が少しほしいと思いました。幼稚園、保育園という時期は人をつくるので、人をつくるだけの人をあてがってほしいと思います。	乳幼児期は生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、すべての乳幼児の育ちを保証するため、教育保育に関わる職員の資質向上に取り組むとともに、特に配慮を要する子どもへの支援など、一人ひとりの子どもたちに寄り添った教育保育を引き続き実施します。
24	【101ページ】 (3) 市立教育保育施設としての取り組み	公立なので園ごとに公平が原則になります。園ごとに特色はありますか。民間の幼稚園や保育所は色々と特色を出しているの、みんなそちらに行くのだと思います。公立は特色を出しづらい部分があるとは思いますが、それぞれの園でそれぞれの特色を出し、例えばこういったものに特化して力を入れている、こちらの園ではこのようなことに力を入れているといった教育方針にはできませんか。	市立園については、市全体として同一の「教育・保育理念」や「めざす子ども像」にのっとり教育保育を実施しています。また、各園では、地域と連携を図り、教育保育に取り組んでいます。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果
25	【101ページ】 (3) 市立教育保育施設としての取り組み	私立幼稚園の良さは年少保育可と給食に限るので、どちらかの条件を整えば公立幼稚園希望者も増えると思います。 多田幼稚園の令和6年度入園希望ですが、市のホームページに入園児童数5人未満の場合は閉園予定とありますが、卒園まで存続できますか。	多田幼稚園と多田保育所を一体化し、幼保連携型認定こども園とします。令和10年度の開設をめざし、具体化に向けた検討を進めます。施設の老朽化が進んでいることから、令和5年度・6年度の2カ年で、既存施設の活用か新設とするかを含め、設置場所や定員などを決定します。また、新設する場合には、整備手法や運営方法についても合わせて検討し、令和7年度からの次期計画に反映します。 認定こども園開設を予定していることを踏まえ、開設するまで、原則として園を存続します。今後、1クラスが5人未満となった場合は、複式学級により教育保育を実施するとともに、2クラスともに5人未満となった場合は、他園所との合同教育保育を実施するなど、カリキュラムを工夫することにより、集団教育保育を提供します。
26	【101ページ】 (3) 市立教育保育施設としての取り組み	子どもが減ったからこども園化するという理由には反対です。私学をしのぐような魅力のある認定こども園を考えていかないといけない。ただ、建物を作るのではなく、教育内容が充実し、教育の保障がなされている認定こども園を作ることが大切だと思います。	これまで整備してきた市立幼保連携型認定こども園においては、従来の市立幼稚園と市立保育所が培ってきた経験とノウハウに基づいた運営を行っており、各年齢ごとにクラスを編成し、専用の保育室で教育保育を提供しています。また、幼保連携型認定こども園については、すべての子どもへの給食提供や、保護者の就労状況にかかわらず1つの施設で子どもを預けられるなどのメリットがあります。市としましては、市立幼稚園と市立保育所の一体化が可能な園所については、引き続き一体化を促進していきます。
27	【101ページ】 (4) 園区（市立幼稚園・市立認定こども園1号）の見直し	久代幼稚園は卒園生が10人くらいなのですが、小学校に上がった時に80人くらいになります。久代地域は伊丹市や池田市と隣接しており、私立施設もおおい宙しかないということもあり、あおい宙も10人いるくらいで、加茂も3、4人だと思います。みんなどこに通園しているのかと思います。伊丹の市立、池田の市立はバスが迎えに来ています。お母さんに話を聞いていても、やはりみんな市外に出ます。それがとてももったいないと思っています。久代地域は温かいところですし、農家の方とも連携していたりして、地域性はすごくあるので、そのような方を呼び戻したいです。そのような把握はしていますか。みんなで一緒に育て、小学校、中学校と上がって、お母さんたちも一緒に保育、教育をしていきたいというのが切な願いです。	市立と私立にかかわらず、各学校との円滑な接続や地域との連携を図ることができるよう、引き続き取り組みを進めていきます。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果
28	【101ページ】 (4) 園区（市立幼稚園・市立認定こども園1号）の見直し	1つの公立園がなくなるという影響は非常に大きいものだと思われただけで、公立幼稚園がなくなったという園区については、受け入れるといった考え方、姿勢を持ってこの計画づくりに意見を反映していただければと思います。	清和台幼稚園については、清和台幼稚園の園区にお住まいの方は、みなし園区の対象となり、市立幼稚園・市立認定こども園1号であれば市内のどの市立施設でも園区内の方と同様の扱いとなります。
29	【101ページ】 (5) 閉園後の施設活用・転用	こども園のできることで、幼稚園と保育園の機能を集約して、それ以上の役割で補えるようにしたいと思っています。閉園後の施設の活用・転用で、閉園後の土地を活用するにあたって具体的にどのようなことを検討されていますか。	これまで整備してきた市立幼保連携型認定こども園においては、従来の市立幼稚園と市立保育所が培ってきた経験とノウハウに基づいた運営を行っており、各年齢ごとにクラスを編成し、専用の保育室で教育保育を提供しています。また、幼保連携型認定こども園については、すべての子どもへの給食提供や、保護者の就労状況にかかわらず1つの施設で子どもを預けられるなどのメリットがあります。また、市立幼稚園を閉園した後の施設については、当該地域住民の意向なども考慮し、まちづくり全体の観点から、施設の活用方法などを検討します。
30	【その他】	今は新型コロナウイルス感染症の影響で実施できていないのですが、公民館で月に1回、高齢者の方のふれあい広場があります。そこに久代幼稚園、川西南保育所、あおい宙川西の園児をお招きして高齢者とのふれあいという場を設けていました。今年の5月から再開しようと思うのですが、こども園となっても引き続き可能でしょうか。また、今は公民館に来てもらうという形なのですが、逆に高齢者を招いてできるような場所もあったらよいと思います。高齢者の方は子どもが来てくれるととても喜ばれます。ぜひそのような場所ができるようにご検討いただけたらと思います。	一体化したこども園となっても、地域のみなさまとの交流の場を設けていただくなど、今後も地域のご協力を得ながら子どもたちの健やかな成長を支えていきたいと考えています。
31	【その他】	子どもが通行する時に、車が割と通ります。グリーンベルトの緑の線を内側まで引いていただくことはできませんか。先生方もこの線から出たらいけないということを言いやすいと思います。その点も考えてほしいと思います。	ご意見を踏まえ検討します。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果
32	【その他】	<p>グリーンベルトについて、久代小学校に上がる道にある細い横断歩道のところだけようやく昨年12月につけてくれました。3、4年前からお願いしていたのですが、それも本当に1人歩けるか、歩けないかの線です。その反対側には歩道があります。そこに横断歩道をつけてほしいと前からお願いしていますが、警察が渋ります。道幅がないところに細いグリーンベルトをつけてもらっても、子どもを小学校に送っていく時に坂の上を見るのですが二列になって歩いています。横断歩道さえつけてもらえれば、子どもは安全に歩道を歩けます。保育施設には関係ないのですが、ついでにご検討いただけたらと思います。</p>	<p>ご意見を踏まえ検討します。</p>
33	【その他】	<p>私立園では与えられたことはできる子どもに育ちましたが、公立園では考える力を大切に、子どもを伸ばす教育でした。こども園もよいと感じていますが、保護者としては保育方針をそのまま受け継いでいただきたいと願っています。選択ができるようにしていただけるとありがたい。</p>	<p>私立園では、市立園と同様に幼稚園教育要領や保育所保育指針などにのっとり、教育保育を実施されています。本市には50以上の就学前教育保育施設がありますので、保護者のニーズに応じた施設の選択や利用がなされていると考えています。</p>
34	【その他】	<p>新聞に、昨年9月の補正予算を組み、タクシーで、清和台幼稚園から牧の台こども園に送迎するという記事が載りました。特例が生まれた理由をお聞きしたいと思います。</p>	<p>令和4年4月に「市立就学前教育保育施設のあり方（原案）」の中で、市立清和台幼稚園については、令和4年度末をもって閉園とする方針を示したところですが、令和4年度の園児募集で応募を予定されていた方は、入園の機会を失うとともに、閉園を示した時期では、すでに多くの私立園での3歳児入園の募集が締め切られていましたので、通園先を市立園の枠で確保し、制度として通園の支援を行うこととしたものです。 清和台幼稚園から新たな園への交通手段として、シャトルバスや公用車、タクシーでの送迎などが考えられましたが、コスト面から安価となるタクシーの借上げの経費を計上しました。</p>

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果
35	【その他】	<p>市民に負担が増えているのであれば、市の行政改革が必要だと思います。「子育てがしやすいまち」が実現するように進めていただき、転入者が増えるまちづくり、それも若い転入者が増えるまちづくりをお願いしたいと思います。それと共に、地域のあり方としては、「決めたことは変えられない」という姿勢ではなく、それぞれの地域の意見を取り入れていただき、反映できることはしていただきたいと思っています。</p>	<p>市としましては、限られた財源を有効活用し、子どもが幸せになるための施策、子育て世帯が安心して子どもを生み育てることができるための取り組みをさらに進め、「子どもが幸せになる川西」を実現していきます。</p>
36	【その他】	<p>子どもが減っているから潰すというのが簡単に言えば今の経緯だと思います。子どもが減っていると言いますが、エンゼルキッズ清和台は2倍くらい増えています。子どもが減っているから潰すというのはおかしいと思います。</p> <p>東谷幼稚園の令和6年度入園見込みを調査するためのアンケートを実施されたが、何世帯にアンケートを取ったのか不明。9割以上は回答していないのではないかと推測しており、その回答結果から東谷幼稚園に入園を希望する世帯は3世帯しかないと感じさせるような情報の出し方はおかしい。</p> <p>公立と私立が一体となってサービスを提供したらよいと言っていますが、私立はお金儲けをしないといけないので、過剰なサービスをつけて園児を集めないといけないが、それをしないのが公立園であり、逆に言えば特色がないのが公立の特色であり、お金儲けをするのが私立だと思います。私立だけ残して公立が手を引くというのは間違っている。</p> <p>最近ニュースになっているバスの置き去りや保育士の園児への虐待も公立では起こりえないと思います。公務員独特の高い倫理観があると思います。私立の職員にないというわけではないけれど、公務員独特なものがあるので起こり得ないと思います。</p> <p>清和台の人だけなぜ選択できない環境をつくらうとしているのですか。</p>	<p>清和台幼稚園において集団教育の維持が困難であることから、令和5年度末を目途に閉園とする方針です</p> <p>本市では、市全体での1号認定定員が過剰が顕著であり、施設を利用できる選択肢が確保されていると考えています。</p> <p>現状として、多くの就学前児童は私立施設を利用しているとともに、本市には50以上の就学前教育保育施設がありますので、保護者のニーズに応じた施設の選択や利用がなされていると考えています。今後とも市立施設と私立施設が連携・協力し、教育保育の充実に取り組んでいきます。</p>
37	【その他】	<p>去年の12月21日に教育委員会が清和台幼稚園にきて、1年存続するという話が出て、保護者全員非常に驚いていました。廃園とは決まっていませんでしたが、ずっと廃園には変わりはないと言われ続けてきました。廃園しかないだろうと思っていた時に廃園ではないと聞き、どうしてそんなことが今さら起こったのかという気持ちでいっぱいでした。急に覆ったことに意味もわかりません。</p>	<p>市として閉園の方針に変更はありませんが、閉園にかかる条例案が廃案となったことなどをふまえ、在園児に寄り添った対応をするため、閉園時期を1年延長する決定をしました。</p>

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果
38	【その他】	廃園はいつか決まっていないのですか。	令和5年度末を目途に閉園とする方針ですが、市議会での議決をもって正式な決定となります。
39	【その他】	川西市は100ページの児童計画を見ていると、清和台でさえも令和5年度末を目途に閉園にしますとか、東谷についても来年、再来年度という目途もたっていません。他の市との違いを感じます。他の市は計画性を持って幼稚園を閉じているのに、行き当たりばったりだとこの1年、2年で感じています。そこを今後、変えていってくれないと、このような体制が続くのはとても市民としては苦しい気持ちになります。	ご意見のとおり閉園時期を明確にする方法もありましたが、市としては集団としての円滑な教育活動を考慮し、入園児童数が5人未満となった場合に閉園や休園等を検討する方法としました。
40	【その他】	清和台幼稚園の一連のできごとを原因追及し、今後控えている廃園後の課題や、小学校の統廃合問題などに活かしてください。その際、地域住民の声に耳を傾け、未来ある子どもたちのためにも具体的な計画を持って取り組んでいただきますようお願いいたします。	いただいたご意見を踏まえ、今後の市政運営に活かしていきたいと思えます。
41	【その他】	私学の願書が途中入園できないと言っている中で、市の願書が受付を終わっている後、素案で廃園案が出ている状態で郵送でのアンケートになり、その対象の保護者らが一切知らない状態というのは、令和4年度の反省は活かされていません。令和4年度2月末から3月の時点での郵送アンケートはあまりにも遅すぎます。	市立清和台幼稚園においては、令和3年度に実施した園児募集（令和4年4月入園児童）において、応募が1人となったことを受け、予定を早め早急に市立就学前教育保育施設のあり方を検討する必要があると判断し、令和4年2月に「市立就学前教育保育施設のあり方（素案）」を策定したところです。素案では、令和4年度の園児募集は行わず、令和4年度末をもって閉園とする方針としていましたので、同月にアンケートを郵送し、令和5年度に入園予定であった家庭を把握するとともに、原案を策定次第、個別に入園先のあっせん調整等の支援を行うこととしました。急な方針転換となり、保護者のみなさまに混乱を招いたことにつきましては大変申し訳ございませんでした。今後、就学前教育保育施設の再編の進め方において、課題であったところは改善に向け活かしていきます。

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果
42	【その他】	<p>そもそもまず市がどれだけというのを知っているべきだと思います。市の把握がこちらに伝わっていない。市で決まって、幼稚園で決まって、保護者会に下りてくるので、その見通しが立たず動けません。時間がない中でまだ決まっていないというのは困ります。9月に決まっていればよかったです、それが12月に出てきて、12月になっても決まっています。今回の出来事は本当に行き当たりばったりで、臭いものに蓋をするみたいな印象しかありません。そこをきちんと市の中でも頑張ってもらいたいです。</p>	<p>結果として、令和4年8月に令和4年第4回川西市議会において提案した市立清和台幼稚園の閉園にかかる条例改正案が継続審査となり、最終的に廃案となり、これを受け、閉園時期の見直しなどを行いました。今後、就学前教育保育施設の再編の進め方において、課題であったところは改善に向け活かしていきます。</p>
43	【その他】	<p>どうしてこのような現状を招いているのかと言ったら、近隣の市町村を見てもらったらわかりますが、川西市側に責任があると私は思っています。 資料にまとめて何となくやりましたという形にするのではなく、前向きなお話として活かしてほしいです。</p>	<p>いただいたみなさまのご意見を踏まえ、今後、就学前教育保育施設の再編の進め方において、課題であったところは改善に向け活かしていきます。</p>
44	【その他】	<p>猪名川町で通園バスを走らせているのに、なぜ川西市は通園バスを頑なに拒否しているのかをお伺いしたいです。 ただ単になくすのではなく、地域で必要となれば再編する時にその機能は残すということが話し合いの場に出ていないのは残念だと思います。</p>	<p>猪名川町のように各地域の状況等により通園バスを走らせている自治体もありますが、本市では、市全体での1号認定定員の過剰が顕著であり、施設を利用できる選択肢が確保されていると考えています。中学校区内において市立幼稚園がない地域もあり、市として通園支援は行っていないため、今回の清和台幼稚園を閉園とする場合に関しても通園支援を行う予定はありません。</p>
45	【その他】	<p>川西市は市立幼稚園と市立保育所がセットのところだけこども園になっています。松風幼稚園とか清和台幼稚園はくっつける市立の保育所がないです。こども園にして募集したら園児が集まることは市南部で検証済みだと思うため、こども園にしたら継続できるのではないかという話が消えずに何回も出ている。通園バスは空白区とかなくなるところを重点的に回してほしいということです。幼稚園に限らず北部の人はまちづくりに対して不安を持っています。</p>	<p>本市では、市全体での1号認定定員の過剰が顕著であり、施設を利用できる選択肢が確保されていると考えています。中学校区内において市立幼稚園がない地域もあり、市として通園支援は行っていないため、今回の清和台幼稚園を閉園とする場合に関しても通園支援を行う予定はありません。 一方で、ご指摘のとおり清和台幼稚園の閉園に伴い、市立施設をご希望される場合は通園時間の増加が懸念されますが、今後も就学前人口の減少が見込まれること、施設の老朽化や建て替えに必要なコストなどから総合的に判断した結果、清和台幼稚園の建て替えやこども園化はせずに、閉園とする決定をしました。 なお、公共交通や移動手段等については、就学前教育保育施設の観点だけでなく、地域交通全体の観点から検討していくべき課題であると考えています。</p>

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果
46	【その他】	費用を出すのがいけないので、公用車で送迎するという噂もあります。それはそういう話はないですと言い切ってもらってもよいですか。	市立清和台幼稚園では、令和5年度において集団教育保育の実施が困難な状況です。在園する現4歳児にとって、より良い教育保育環境が提供できるよう、保護者のご理解をいただきながら、他園での合同による教育保育を行うことを中心に、調整を進めることとしています。その際、送迎経費等、カリキュラム上必要となる経費については、適切な手法を検討します。
47	【その他】	公立幼稚園の運営というのは厳しいのは全国的な問題として同じだと思います。いろいろな自治体の事例があると思いますが、この近くだけでもどのような事例があるのかご存じですか。猪名川町も宝塚市ではこのような話し合いを、3年から6年くらい前から地域や保護者らと重ねられています。閉園にしても統合にしても、長いスパンをかけて計画を立てて決めていきます。清和台やけやき坂エリアの子どもたちはどうして公立の園の選択肢があると言い切れるのでしょうか。	近隣自治体の事例をすべて把握しているわけではありませんが、認定こども園化や民間活力の導入などの取組を進めている自治体が全国的にもあることを認識しています。 清和台幼稚園については、清和台幼稚園の園区にお住まいの方は、みなし園区の対象となり、市立幼稚園・市立認定こども園1号であれば市内のどの市立施設でも園区内の方と同様の扱いとなります。
48	【その他】	特色ではないのですが、園所を選ぶ時に今のお母さん方はネットで園の情報を見ます。市の園所のホームページがわかりにくいです。どこにあるのかもわかりませんし、見にくいし、古いと思います。お金をかけられないというのはわかるのですが、お金をかけずとも触れるところなのではないかと思います。もう少しわかりやすくして情報が取りやすくしてほしいと思います。市のホームページ上で、ここを押したら子育ての情報を見られるというものをつくってほしいです。園の情報ももう少しわかりやすく載せていただきたいと思います。	ご意見を踏まえ、市民のみなさまが知りたい情報をすぐに知ることができるホームページとなるよう、引き続き改善を図ります。
49	【その他】	幼稚園の話では、子どもが少なくてもインフラを最低限整えて地域を補っていただきたいと思います。独身で子どもがいなくとも子どもを応援して行く支援の方法があれば教えていただきたいことと、清和台などの問題で子育て支援に不満を持つ保護者も多いようですので、市としては今後の子育て支援に対してどのような方針を持たれているのかをお伺いしたい。	学校運営協議会（コミュニティスクール）を立ち上げ、さまざまな教育活動に地域の方が参加していただく取組を実施しており、教職員だけではなくさまざまな立場の方に関わってもらうことで子どもたちの豊かな経験に繋げたいと考えています。 市としましては、限られた財源を有効活用し、子どもが幸せになるための施策、子育て世帯が安心して子どもを生み育てることができるための取組をさらに進め、「子どもが幸せになる川西」を実現していきます。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果
50	【その他】	令和7年度入園の0～3歳児は統合される予定ですので安心ですが、令和6年度の世代は卒園までもつのが不安ですので、地域の各家庭に私立希望か公立希望かのリサーチを郵送して、統計を取って入園人数を把握することはできませんか。	ご意見を参考にさせていただき、保護者の不安軽減に努めていきます。
51	【その他】	こども園移行直前入園の世代への配慮はどうなりますか。	具体的な対応についてはまだ何も決まっていますが、こども園へ移行する際は、保護者の方が心配や不安を抱かないようにするため、説明や情報提供をしっかりと行います。
52	【その他】	こども園では1号認定の子どもは昼に帰宅し、2号認定の子どもは夕方まで保育される。そうしないとだめですか。同じ施設で保育を受けているならば、せめて1号認定の子どもも給食を食べて皆で昼寝をして、おやつが終わるまで保育時間を保障できませんか。	認定こども園や幼稚園、保育所等の利用にあたっては、保護者の就労状況等に応じた教育保育の必要性から、支給認定の設定を行います。設定された支給認定ごとに必要な教育保育を認定こども園等で実施しています。これまで整備してきた市立幼保連携型認定こども園においては、従来の市立幼稚園と市立保育所が培ってきた経験とノウハウに基づいた運営を行っており、支給認定の区分に関わらず、各年齢ごとにクラスを編成し、専用保育室で教育保育を提供しています。
53	【その他】	統廃合にあたっての今後の進捗状況に大きな関心があります。スケジュール、場所の設定などわかる範囲でお願いします。	久代幼稚園と川西南保育所を一体化し、幼保連携型認定こども園とします。令和10年度の開設をめざし、具体化に向けた検討を進めます。施設の老朽化が進んでいることから、令和5年度・6年度の2カ年で、既存施設の活用か新設とするかを含め、設置場所や定員などを決定します。また、新設する場合には、整備手法や運営方法についても合わせて検討し、令和7年度からの次期計画に反映します。
54	【その他】	個人的には時代の変化に合わせて様々に対応して行くことが必要だと感じています。教育委員会として、地域と保育所の今後の在り方について考えがあれば参考までをお願いします。	ご意見を踏まえ、地域との関わりを含めよりよい施設となるよう検討します。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果
55	【その他】	認可外保育の存続を地域から依然求められており重要性を感じます。大規模施設での保育には賛成しませんし、増加する発達障がい児のために発達相談センターの増設、市の巡回指導を増やして欲しいです。校内フリースクールについては、不登校とは学校に行けない状態になっている児童のことですので、その前段階で考えてあげて欲しいです。キッチンカーなどで頑張っている若者も多く、川西市は人の繋がりが魅力のひとつですので、できれば大きな箱を作るのではなく、小さな箱を作ること、子育て世代に魅力的な川西市を創造して欲しいです。	ご意見を踏まえ、子どもが幸せになるための施策、子育て世帯が安心して子どもを生み育てることができるための取り組みをさらに進め、「子どもが幸せになる川西」を実現していきます。
56	【その他】	多田は遊ぶ場所が小学校しかなく、子育て世代が住みたい街にするために予算を使って欲しいと思います。どこに行っても私立と公立の隔てのない教育ができる取り組みならば幼保一体化に賛成です。	市としましては、限られた財源を有効活用し、子どもが幸せになるための施策、子育て世帯が安心して子どもを生み育てることができるための取り組みをさらに進め、「子どもが幸せになる川西」を実現していきます。今後とも市立施設と私立施設が連携・協力し、教育保育の充実に取り組んでいきます。
57	【その他】	東谷幼稚園の今後について、幼稚園の児童数の減少の大きな原因をつくったのは、市だと思っています。時代が進展する中で、幼稚園への入園ニーズが大きく変わり、3年保育等が求められています。そのようなことに全く対応せずに、2年保育のまま、今日に至り、大きく定員割れをしています。	東谷幼稚園の入園児童数の減少につきまして、教育保育の無償化により保育ニーズが長期間・長時間へのシフトしたことなどによるものであると考えています。特に市立幼稚園では著しく減少しており、3年保育を実施している私立についても、1号認定の入園児童数が減少している状況です。なお、令和5年度に入園する4歳児クラスの児童数が5人未満となる見込みであることから、令和5年度の園児募集（令和6年度入園）は行わず、閉園等を検討します。その際、在園児や令和6年度入園希望の方については転園先の確保などについて、支援を実施します。
58	【その他】	子育て世代が喜んで住めるような魅力ある地域にするためにも、幼稚園は残していただきたいと考えます。ただ、幼稚園は、現在の保護者のニーズを満たしていませんので、こども園という形で残していただけたら結構だと思います。廃園にすることになって、市がその先にどのような形で東谷の活性化を考えているのかという指針を、しっかりと打ち出して欲しい。	東谷中学校区には、市立認定こども園が1園、私立認定こども園が3園立地しており、1号認定ニーズ以上の定員が設定されていること、今後も就学前人口の減少が見込まれることや市全体での1号認定定員が過剰となっている状況等を踏まえ、東谷幼稚園を市立の認定こども園とする予定はありません。閉園後の施設については、当該地域住民の意向なども考慮し、まちづくり全体の観点から、施設の活用方法などを検討します。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果
59	【その他】	<p>中学校区で考えると、牧の台みどりこども園では給食も実施されているので可能だということでしょうか。一番よいのは、東谷小学校の給食と一緒に作り、運ぶということでしょうか。給食に関しては、そのような工夫で補うことができないのでしょうか。</p>	<p>小学校で作った給食を継続的に他の施設へ運ぶ際には、調理する施設は工場扱いとなるなど、法律上困難であると考えています。</p>
60	【その他】	<p>働く母親にとっては何よりも時間が大切で、遠い園よりも近い園に子どもを通わせることが望みです。遠いところまで送迎する大変さをご理解いただきたいと思います。</p> <p>他の地域の私立園に通わせるということは、環境面にも反することだと思います。世の中では「再生事業」が言われている中で、既存のものをなぜ潰してしまうのか、再生させていくのが、行政が向かう道ではないのでしょうか。</p> <p>環境整備ができない中で、地域の人が、歩いて通える距離にあり、駅も近く、帰りに買い物してから子どもを迎えに行けるといようなすばらしい環境は、なかなかないと思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。</p>	<p>本市では、市全体での1号認定定員の過剰が顕著であり、施設を利用できる選択肢が確保されていると考えています。</p> <p>一方で、ご指摘のとおり東谷幼稚園が閉園となった場合、市立施設をご希望される場合は通園時間の増加が懸念されますが、今後も就学前人口の減少が見込まれること、保育ニーズの増加、施設の老朽化や建て替えに必要なコストなどから総合的に判断した結果、東谷幼稚園の建て替えやこども園化はせず、4歳児クラスの児童数が5人未満となった場合には、閉園を検討する方針です。</p> <p>なお、公共交通や移動手段等については、就学前教育保育施設の観点だけでなく、地域交通全体の観点から検討していくべき課題であると考えています。</p>
61	【その他】	<p>子どもは、どこにいても地域の子もだということはいくつもありますが、他の地域の園に行くことで、地域での横のつながり、保護者のつながりも失われてしまう心配があります。主任児童委員が決まっていない地域が2つあります。東谷地区もそのようになるのではないかとこの心配があります。市として、つながりについて、どのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。</p>	<p>地域とのつながりや保護者同士のつながりについては、これまで市立幼稚園が一定の役割を担っていた部分がありますが、全中学校区に地域子育て支援拠点を整備するなど、今後は就学前教育保育施設以外の施設もその役割を担っていくことになると考えています。</p>

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果
62	【その他】	<p>子どもの幸せとは何かと考えると、就学前の小さな子どもが、大人の都合で遠くの園から、知らない子どもばかりの小学校に入学するよりは、歴史ある地区の幼稚園に通うことがよいと思います。新たな器としては、やはりこども園がふさわしいと思います。</p>	<p>本市では、市全体での1号認定定員の過剰が顕著であり、施設を利用できる選択肢が確保されていると考えています。</p> <p>一方で、ご指摘のとおり東谷幼稚園が閉園となった場合、市立施設をご希望される場合は通園時間の増加が懸念されますが、今後も就学前人口の減少が見込まれること、施設の老朽化や建て替えに必要なコストなどから総合的に判断した結果、東谷幼稚園の建て替えやこども園化はせずに、4歳児クラスの児童数が5人未満となった場合には、閉園を検討する方針です。</p> <p>なお、令和5年度に入園する4歳児クラスの児童数が5人未満となる見込みであることから、令和5年度の園児募集（令和6年度入園）は行わず、閉園等を検討します。その際、在園児や令和6年度入園希望の方については転園先の確保などについて、支援を実施します。</p>

(仮称)川西市子ども・若者未来計画(案)に係る
市議会意見に対する検討結果について

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
1	【全体】	祖父母などをはじめ、母親や父親ではない人たちが子育てを担っている場合があり、そういった方々も市のさまざまな施策を対象となるということを伝えてほしいので、しっかりと文言を含めて点検・確認をしてほしい。	子育てや若者支援に関わる市民のみなさまにわかりやすい計画とします。
2	【10ページ】 第2章 子ども・若者を取り巻く現状 1 人口と世帯状況 (1)人口推移	「川西市の将来推計における人口推移【図2】」について、9ページの「総人口に占める29歳以下の割合【図1】」ではパーセンテージで表記しているので、図2も併せてパーセンテージを表記してほしい。	ご意見のとおりパーセンテージを表記します。
3	【11ページ】 第2章 子ども・若者を取り巻く現状 1 人口と世帯状況 (3)世帯の状況	第2期子ども・子育て計画では、核家族世帯の説明書きがあったが、今回の計画でその記載がないのはなぜか。	ご意見のとおり核家族世帯の説明書きを追加します。
4	【11ページ】 第2章 子ども・若者を取り巻く現状 1 人口と世帯状況 (3)世帯の状況	父子・母子世帯の増加が把握できるよう、「核家族世帯の内訳推移」の図について、パーセンテージだけではなく世帯数も表記してほしい。	ご意見のとおり世帯数を表記します。
5	【34ページ】 第3章 計画の考え方 1 基本理念	清和台幼稚園や東谷幼稚園では、当該園区以外の施設へ通うことになってしまい、それが基本理念に掲げる「すべて子どもたちに人生最高のスタート」になるとは思えないので見直してほしい。公立園が次々なくなってしまう、基本理念を全うするのは難しくなっている。	就学前児童が減少傾向にある中で、市立就学前教育保育施設の役割を踏まえつつ、私立就学前教育保育施設とも相互に補完、連携し、就学前教育保育の充実を図ることとしています。特に市立幼稚園では著しく入園児童数が減少しており、市全体でも1号認定定員に余裕がある状況であり、市立・私立施設含め、市内全体で総合的に施設配置のあり方を検討するとともに園区の見直しも検討していきます。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
6	【34ページ】 第3章 計画の考え方 1 基本理念	就職する際に、自由度が高過ぎることによる不自由さというのがあり、人生最高のスタートというところで、若者自身が何をしたいのかを明確にすることができるように導いていくことが大切である。	夢や希望をもって将来の生き方や生活を考え、社会の現実を踏まえながら前向きな将来を設計することができるよう、キャリアカウンセリングや就労体験などを通じて、就業などへの支援を行います。
7	【35ページ】 第3章 計画の考え方 2 基本目標 2. 子どもに応じた教育保育を提供する	待機児童について国基準と国基準外の定義を注釈で説明しているが、もう少し大きな字でわかりやすい形で記載してほしい。	ご意見のとおり、文字を大きくしわかりやすく記載します。
8	【37ページ】 第4章 子ども・子育て施策の展開 【61ページ】 第5章 若者育成支援施策の展開	読書の機会の創出について新たに記載をお願いしたい。読書の効果性能として、コミュニケーション能力や感性、知識知恵を育むことができると考えており、読書が好きになることと読書が習慣化すること、この2つを仕組み化できるような内容を盛り込んでもらえたらと思う。	新たな項目としての記載はしませんが、子どもたちがいろいろな手段や機会を通して読書に親しみ、豊かな人間性やコミュニケーション能力を育むよう取り組んでいきます。
9	【38ページ】 第4章 子ども・子育て施策の展開 子ども・子育て施策の重点施策	子どもたちが健やかに育つ環境について、虐待などの発生予防に加えて、虐待を受けている子どもやDVの被害者など、当事者への支援というところを施策として盛り込んでほしい。 また、DVや虐待による緊急一時避難については、コロナ禍であっても避難できる施設を確保してほしい。	当事者支援につきましては、現在も既に行っている家族支援や保護等の行為について、「早期対応」という表現に含めて記載をしています。 緊急一時避難については、コロナ禍においても対応されており、避難者がコロナ陽性であった場合の対応についても、保健所、医療機関と相談した上で対応を協議するものと考えています。
10	【38ページ】 第4章 子ども・子育て施策の展開 子ども・子育て施策の重点施策	父子家庭や母子家庭が増えている現状において、両親がいる世帯の父親の子育てへの参画は大事だと感じている。母親の子育ての考えや子育てが上手いくコツなどの情報を父親に提供することは、男女共同参画の視点からも大切だと思うので、文言として入れてはどうか。	男女共同参画の視点からも引き続き父親が参加できる教室やイベントなどを実施し、父親の子育て参画について促していきます。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
11	【38ページ】 第4章 子ども・子育て施策の展開 子ども・子育て施策の重点施策	医療ケア児に対する支援体制について、身体機能の回復や維持向上を図るサービス拠点が非常に市内少ない。川西さくら園にて取り組みを実施しているが、限られた定員となってしまう。市全体のサービス需要を把握してしっかりと対応していくという部分について、この計画期間中に一層進めてもらいたい。	身体機能の回復や維持向上を図るため、理学療法士等を配置している障害児通所支援事業所は市内に10か所ありますが、医療的ケアを担う看護師も同時に配置している事業所は川西さくら園と重症心身障害児を受け入れている事業所の2か所です。市内の医療的ケア児の中で身体機能の回復等を図る訓練が必要な児童を把握し、今後の医療的ケア児のサービスの要望に対応できるよう努めていきます。
12	【39ページ】 第4章 子ども・子育て施策の展開 子ども・子育て施策の重点施策	全国で300人に1人が性別に問題を抱えてると言われており、川西市においても1学年に1人ぐらいの子どもが性別に問題を抱えていることになる。そのため、質問や相談窓口の案内にセクシュアルマイノリティを抱えている人も相談出来ますといった文言があっても良いのではないかと。	相談事業などの具体的な取組内容は第4章と第5章に記載をしており、セクシュアルマイノリティを抱えている方も相談して頂けるよう、周知を図ります。また、ご意見を踏まえ、計画第5章（基本目標5）の課題認識において、セクシュアルマイノリティや外国籍、障害のある方などが排除されることなく包摂され、必要に応じて相談や支援を受けることができるよう地域共生社会を形成する必要がある旨、記載します。
13	【39ページ】 第4章 子ども・子育て施策の展開 子ども・子育て施策の重点施策	障がいのある方が犯罪の被害を受けるもしくは加害者になる、いずれの場合もあり、それは子どもたちの置かれている環境が影響している部分が大いいため、被害者と加害者の両側面で相談する窓口というのが大切であると感じる。	犯罪に関する相談は警察が最初の窓口となりますが、市では児童発達支援センターやこども若者相談センターなど子どもの年齢に応じて相談できる体制を整えています。また、相談内容により他関係機関との連携が必要な場合は、適切に対応できるよう努めていきます。ご意見を踏まえ、計画第5章（基本目標5）の課題認識において、セクシュアルマイノリティや外国籍、障害のある方などが排除されることなく包摂され、必要に応じて相談や支援を受けることができるよう地域共生社会を形成する必要がある旨、記載します。
14	【3ページ】 第1章 計画の概要 2 国における近年の動向 (2) こども基本法の成立とこども家庭庁の創設	子どものある家庭という文言があるが、子どもの有無や結婚しているかどうかなどに関わらず、さまざまな立場の方が関わることができる計画としてほしい。	本計画はすべての子ども・若者を対象としており、さまざまな立場の方が関わる計画としています。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
15	<p>【42ページ】 第4章 子ども・子育て施策の展開 基本目標2 子どもに応じた教育保育を提供する (1)就学前の教育保育環境の整備</p>	<p>保育料は子ども2人目は半額、3人目からは無料となっているが、就学前の子どもの人数のみで小学生以上の子どもはカウントされないことになっているため、就学前の子どもの人数に関係なく支援する制度を検討してほしい。</p>	<p>国の規定に基づき、複数の子どもがいる場合、保育料を軽減することとしていますが、その優遇措置に該当しない場合、県事業である「ひょうご保育料軽減制度」に基づき、世帯の所得等の要件を満たせば、小学校以上の子どもも含めた子どもの人数により、保育料を軽減することとしています。</p>
16	<p>【49ページ】 第4章 子ども・子育て施策の展開 基本目標2 子どもに応じた教育保育を提供する (2)さまざまな子育て支援施策の充実</p>	<p>No.12障がい児への医療扶助について、医療費を助成するだけではなく、重度の身体障がいのある子どもたちが市の総合医療センターなどでしっかりと診てもらえることができる連携体制などを含めて、市の取り組みを示してほしい。</p>	<p>総合医療センターでは、急性期医療が必要な重度の身体障がいのある子どもの診療も実施しています。急性期の治療が終了した後に継続的な治療が必要な場合は、専門病院への転院をご案内しています。</p>
17	<p>【52ページ】 第4章 子ども・子育て施策の展開 基本目標3 子どもたちを社会全体で健やかに育む (1)子どもたちを社会全体で健やかに育む</p>	<p>No.13市内中学校における部活動の地域移行については、地域とのつながりや学校教育現場とのつながりが大切であると思うので、今回教育委員会から再編されて市長部局へいくというような状況で、縦割りではなくしっかりと連携を取れるようお願いしたい。同時に職員の配置についても、正規職員や会計年度任用職員の人数や連携のあり方についてしっかりと取り組んでほしい。</p>	<p>部活動の地域移行については、学校と地域が連携していくことが必要であると考えられるため、教育委員会と市長部局が連携を取りながら対応していきます。 学校における職員の配置については、部活動の地域移行の状況も注視しながら、決められた定数の中で取り組んでいきます。</p>

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
18	<p>【54ページ】 第4章 子ども・子育て施策の展開 基本目標3 子どもたちを社会全体で健やかに育む (2)家庭・地域で子どもたちを育てるための体制づくり</p>	<p>①子育て支援ネットワークの取り組みについて、担当所管が複数に分かれているので、きっちりと連携して取り組みを進めてほしい。</p>	<p>関連する担当所管間において十分な連携を図るとともに、子育て支援団体や機関との連携も図りながら、ネットワークづくりを推進していきます。</p>
19	<p>【56ページ】 第4章 子ども・子育て施策の展開 基本目標3 子どもたちを社会全体で健やかに育む (5)子どもが意見表明できる機会づくり</p>	<p>(仮称) こども参加条例の制定について、子どもの意見を聞くことに特化した内容に見えてしまうため、参加の意見表明だけでなく、こども施策の総合的な推進を図るための条例としてほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、子どもが意見を表明する機会を保障するだけでなく、その意見を施策へ反映することができる条例を検討します。</p>
20	<p>【57ページ】 第4章 子ども・子育て施策の展開 基本目標4 子どもの権利と安全を守る (2)子どもたちの相談・支援体制の充実</p>	<p>子どもの人権オンブズパーソンに関して、今後とも本来の目的や機能を果たせる機関として発展するよう、第三者評価あるいは市民評価などモニタリング等の評価の仕組みを考えてほしい。</p>	<p>第三者評価あるいは市民評価などモニタリング等の評価については、第三者機関である子どもの人権オンブズパーソンが判断していくことであると考えます。</p>
21	<p>【62ページ】 第5章 若者育成支援施策の展開 若者育成支援施策の重点施策</p>	<p>「文化・スポーツ分野等での挑戦を後押しする支援制度の創設」について、教育の現場、地域の部活動の現場等の状況を踏まえ、しっかりと支援策を作ってほしい。</p>	<p>国や県の動向を注視しつつ、市教育委員会や地域団体とも連携をしながら、文化・スポーツ活動の推進をしていきます。</p>

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
22	【62ページ】 第5章 若者育成支援施策の展開 若者育成支援施策の重点施策	ひきこもりや不登校、虐待の当事者やDVの被害者などの相談に対しては充実しつつある状況だが、子どもたちが相談に行ける場所について、保護者だけではなく、子どもからも発信してもらえるようなメッセージなどを伝えてほしい。	現在も、学校で「こども悩みの電話相談」について、カードやチラシを配布するなど、子どもからの相談についても対応しており、今後も継続していきます。
23	【64ページ】 第5章 若者育成支援施策の展開 基本目標5 すべての子ども・若者の健やかな成長と自立を支援する (1)生きる力の育成と社会関係の構築	②理念の共有のNo.1人権学習推進事業について、「女性や子ども、高齢者」と記載している箇所、女性に限定しているところに少し違和感があり、子どもの時から女性だけとかに限定して人権学習をするのではなく、生物学的な性別と権利の部分については、しっかりと分けて教えていく必要がある。	国が示す「人権教育・啓発に関する基本計画」や「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」に準じて本事業を推進しているため、「女性や子ども、高齢者」という同様の記載をしています。社会的弱者としての意味合いと捉えてはいますが、こうした表現が生物学的な性別と権利の部分において混同する恐れがある場合には、今後検討していく必要があると考えています。
24	【64ページ】 第5章 若者育成支援施策の展開 基本目標5 すべての子ども・若者の健やかな成長と自立を支援する (1)生きる力の育成と社会関係の構築	②理念の共有のNo.5いのちとこころのセミナーで、若年層の自殺防止を目的として自尊感情の醸成が必要としている部分について、イギリス病を参考に施策を検討してほしい。	「イギリス病」を参考とした施策について、子どもが安心して生活できる環境の構築や、各自の自尊感情を育て、自らSOSを出せる教育を進めていく必要があると考えています。地域福祉課では、若年層の自殺防止を目的として、「いのちとこころのセミナー」の開催のほかに、毎年中学校2校を対象として、特別授業「いのちの授業」を実施しています。今後もこれらの事業を継続して実施することで、いのちの尊さへの理解や自尊感情の涵養を促し、若年層の自殺防止を図っていきます。
25	【66ページ】 第5章 若者育成支援施策の展開 基本目標5 すべての子ども・若者の健やかな成長と自立を支援する (1)生きる力の育成と社会関係の構築	No.3世代間交流事業について、両親や保護者以外の職業の方などと交流する機会が子どもたちにはないと感じている。久代老人福祉センターの利用者や人生の先輩方がどのような職業でどのような仕事をしていたのかなど、子どもたちと話をする機会を作ることは、教育支援として非常にいい観点だと思うので、そういった観点も加えてもらいたい。	職業体験等を話す機会についても、世代間交流事業の中で検討していきます。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
26	<p>【67ページ】 第5章 若者育成支援施策の展開 基本目標5 すべての子ども・若者の健全な成長と自立を支援する (3)健全育成環境の整備</p>	<p>メディア・リテラシーについて、フィンランドでは小学校の教科書からマスメディアを批判的に捉えるよう教育がされており、メディア・リテラシー教育に関して、フィンランドで実施している教育内容も参考にして取り組み内容を検討してほしい。</p>	<p>学習指導要領の中で「学習の基盤となる資質・能力」として「情報活用能力」が挙げられています。児童生徒の情報活用能力向上に向けて、各校で教育実践していますが、メディアリテラシーを含めた「情報の活用や取り扱い」について、今後も学校教職員に対し研修や情報交換を行っていきます。</p>
27	<p>【69ページ】 第5章 若者育成支援施策の展開 基本目標6 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者とその家族を支援する</p>	<p>子どもの居場所として、例えば総合センターでは日曜日に空いてないとか、使えない部屋があるとかがあるので、子どもが居場所を必要としている時に支援できるよう、確認しながら計画を立ててほしい。</p>	<p>このページで記載している居場所支援は、児童館で行う子どもの遊び場の開放とは異なり、ひきこもりなどの悩みを抱える当事者が、少人数でミーティングやイベントを行う機会を作るという目的での支援を行っており、今後もその目的のために支援をしていきます。なお総合センターでは、川西児童館の事業として、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時に開設し、乳幼児と保護者を対象とした事業や子育て相談、遊戯室や体育室の開放を行い、児童対象には体育室の開放と夏休みに各種教室を開催しています。日曜日の開設などについては、総合センターが、川西児童館と川西隣保館の複合施設であり、現在総合センターのあり方について川西市人権施策審議会において、審議いただいていますので、同審議会からの答申を踏まえて検討していきたいと考えています。</p>

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
28	<p>【70ページ】 第5章 若者育成支援施策の展開 基本目標6 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者とその家族を支援する (1)ひきこもり・不登校者などへの支援</p>	<p>不登校支援について、不登校の原因には居場所やいじめ、家庭の問題や貧困などさまざまな要因が複雑に関係していると感じている。相談窓口のあり方やどのように各機関が連携していくのかなど、多面的でさまざまな問題に対応する仕組みをしっかりと構築してほしい。</p>	<p>窓口の在り方や各機関の連携についても「総合的な不登校対策」の中で検討していきます。</p>
29	<p>【70ページ】 第5章 若者育成支援施策の展開 基本目標6 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者とその家族を支援する (1)ひきこもり・不登校者などへの支援</p>	<p>セクシュアルマイノリティについて、学童期から思春期の子どもたちが学校生活の中で悩み、馴染めないということがあり、その部分は発見しにくいと感じている。しかしながら、実態を把握しないと取り組みや施策を実施できないので調査を実施するのが良いと思うが、なかなか難しいということも理解をしている。子どもたちが言葉に表せない違和感を掴むのは難しいと思うが、この時期からの取り組みが大切だということを教育現場が認識するということが重要である。</p>	<p>学校現場においても、セクシュアルマイノリティについては重要な課題と捉えており、人権学習において「LGBT」を取り扱った内容を実施する学校が増えています。個々の対応についても、可能な限り実態把握に努め、相談体制の充実を図りながら、配慮して取り組みを進めていくことが大切であると考えています。 また、ご意見を踏まえ、計画第5章（基本目標5）の課題認識において、セクシュアルマイノリティや外国籍、障害のある方などが排除されることなく包摂され、必要に応じて相談や支援を受けることができるよう地域共生社会を形成する必要がある旨、記載します。</p>
30	<p>【70ページ】 第5章 若者育成支援施策の展開 基本目標6 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者とその家族を支援する (1)ひきこもり・不登校者などへの支援</p>	<p>セクシュアルマイノリティに関して、子どもたちの違和感は比較的小さい頃からあり、より小さいほど認められやすい。しかし、大きくなるにつれて、固定観念のような一定の決めつけのような形になってしまう。教育現場ではさまざまな努力をしているかと思うが、子どもたちのこころの声も含めて聞くことができる場所、子どもたちから発信できる場所を充実させてほしい。</p>	<p>セクシュアルマイノリティ（LGBT）に関する理解を深めるため、自認する人や悩みを持つ人、理解しようとする人のための啓発活動や相談・学習会の充実を図っていきます。 また、ご意見を踏まえ、計画第5章（基本目標5）の課題認識において、セクシュアルマイノリティや外国籍、障害のある方などが排除されることなく包摂され、必要に応じて相談や支援を受けることができるよう地域共生社会を形成する必要がある旨、記載します。</p>

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
31	<p>【73ページ】 第5章 若者育成支援施策の展開 基本目標6 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者とその家族を支援する (3)ヤングケアラーへの支援</p>	<p>ヤングケアラーについて、身体障がいの方や高齢者のケアをしている子どもは発見しやすいと思うが、こころの病を抱えた保護者の子どもたちは顕在化しにくいので、把握する方法やそういった子どもたちがいるということを知りていくことについて検討し、計画に記載してほしい。</p>	<p>児童・生徒にヤングケアラーとその相談窓口について周知することと、顕在化しにくいケースについても相談につなげるようにするとともに、教員やSSWへヤングケアラーについての啓発をすることにより、把握しやすい体制づくりを進めるという主旨で新規施策を記載しています。</p>
32	<p>【78ページ】 第6章 事業計画量の見込みと提供体制の確保 4 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策</p>	<p>川西市の教育保育の量の見込みと提供体制について、留守家庭児童育成クラブは小学校区別に数字が出ているが、教育保育の量の見込みは市内全域の数字しか出していない。国基準外の待機児童が発生しているので、中学校区別に定員数や園区を超えて何人の子どもが入っているなどがわかる資料にして、それぞれの地域の実態や課題を把握し、計画を立てて実行していくということをお願いしたい。</p>	<p>保育施設については、市全体を提供区域としており、居住地域を問わず利用可能であることなどから、市内全域で量の見込みと提供体制の確保方策を定めています。</p>
33	<p>【78ページ】 第6章 事業計画量の見込みと提供体制の確保 4 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策 (1)教育保育施設の量の見込みと実施しようとする提供体制の確保方策</p>	<p>⑤確保方策の考え方の(1)市立認定こども園の1号認定定員を2号認定定員に切り替えることについて、2号が増えれば延長保育などで職員の確保が必要となってくるなど、現場の声もしっかりと聞いて取り組んでほしい。また、(2)の私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行については、以前募集した際には応募がなかったと思うので、実効性があるのか疑問であるため、しっかりと検討して進めてほしい。</p>	<p>市立認定こども園の1号認定定員を2号認定定員に切り替える際には、対象となる施設と連携・調整のうえ、取り組みます。私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行を進めるにあたり、私立幼稚園の意向等も踏まえ、検討を進めます。</p>

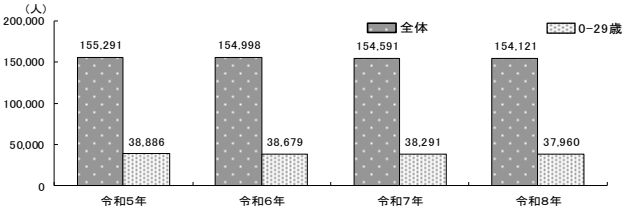
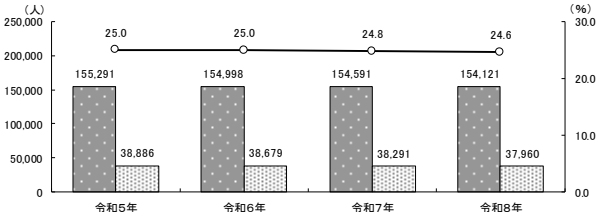
意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
34	【78ページ】 第6章 事業計画量の見込みと提供体制の確保 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策	子育て短期支援事業（ショートステイ）について、このショートステイだけではなく、さまざまな状況に応じて、子どもを預けることができる場所がきちんとあるかどうかが大変重要で、川西市では近隣の自治体の施設を利用しないといけないため、保護者の負担となっている状況である。特に障がいを持っている保護者の場合、他の自治体に支援をしてもらうのは、身体的・精神的にも負担が大きくなるので、川西市として前に進めるようにしてほしい。	子どもを預けることができる場所については、保護者の負担等も考慮し、今後も里親を含めて開拓を進めていきます。
35	【100ページ】 第7章 市立就学前教育保育施設のあり方 4 今後の方針と事業計画	久代幼稚園と多田幼稚園について、4歳児クラスの児童数が5人未満となった場合は休園を検討するとあるが、認定こども園の開設を予定しているのであれば、一体化を予定している保育所が近くにあるのでそこで合同保育を実施するなどすれば、休園は不要ではないか。	認定こども園開設を予定していることを踏まえ、開設するまで、原則として園を存続します。今後、1クラスが5人未満となった場合は、複式学級により教育保育を実施するとともに、2クラスともに5人未満となった場合は、他園所との合同教育保育を実施するなど、カリキュラムを工夫することにより、集団教育保育を提供します。
36	【100ページ】 第7章 市立就学前教育保育施設のあり方 4 今後の方針と事業計画	東谷幼稚園も4歳児クラスの児童数が5人未満となった場合は閉園を検討するとあるが、地域や保護者の意見をしっかりと聞き、時間をかけて検討してほしい。	令和5年度に入園する4歳児クラスの児童数が5人未満となる見込みであることから、令和5年度の園児募集（令和6年度入園）は行わず、閉園等を検討します。その際、在園児や令和6年度入園希望の方については転園先の確保などについて、支援を実施します。
37	【100ページ】 第7章 市立就学前教育保育施設のあり方 4 今後の方針と事業計画	川西南保育所と多田保育所は認定こども園の実施時期が記載されていませんが、老朽化への対応として早く実施してほしいと考えるため、時期の記載について検討してほしい。	ご意見を踏まえ、久代幼稚園と川西南保育所を一体化した幼保連携型認定こども園と、多田幼稚園と多田保育所を一体化した幼保連携型認定こども園はともに令和10年度の開設をめざし、具体化に向けた検討を進めます。施設の老朽化が進んでいることから、令和5年度・6年度の2カ年で、既存施設の活用か新設とするかを含め、設置場所や定員などを決定します。また、新設する場合には、整備手法や運営方法についても合わせて検討し、令和7年度からの次期計画に反映します。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
38	【100ページ】 第7章 市立就学前教育保育施設のあり方 4 今後の方針と事業計画	市立幼稚園と市立保育所を一体化して、認定こども園化していく計画については、時期を明らかにすることが必要だと感じる。また、コミュニティ協議会や自治会などからの要望については、計画に活かしていただきたい。	ご意見を踏まえ、久代幼稚園と川西南保育所を一体化した幼保連携型認定こども園と、多田幼稚園と多田保育所を一体化した幼保連携型認定こども園はともに令和10年度の開設をめざし、具体化に向けた検討を進めます。 施設の老朽化が進んでいることから、令和5年度・6年度の2カ年で、既存施設の活用か新設とするかを含め、設置場所や定員などを決定します。また、新設する場合には、整備手法や運営方法についても合わせて検討し、令和7年度からの次期計画に反映します。 また、コミュニティ協議会や自治会などからのご意見等も踏まえて検討をします。
39	【101ページ】 第7章 市立就学前教育保育施設のあり方 (4) 園区(市立幼稚園・市立認定こども園1号)の見直し	市立園に通いたい、通えないという部分に対して、園区の見直しについてはしっかりと理解や納得を得ることができるよう丁寧な議論を進めてもらいたい。	市立及び私立施設を含め、市内全体で総合的に施設配置のあり方を検討する観点から、園区の見直しを行う際には、市民の理解や納得をいただけるように検討を行います。
40	【103ページ】 第8章 計画の推進体制 1 計画の推進に向けて (1) 推進体制	子ども・子育て施策は多岐にわたり、さまざまな部署が関係してくるので、庁内の連携体制をどのように構築し、強化していくかが重要である。事業成果が出た場合は、その取り組みについて共有を図るなど、成果が上がるように取り組みを進めてもらいたい。	子ども・子育て施策に関する情報共有や庁内横断的な取組を進めるため、引き続き関連する部局間での連携や協力を行います。
41	【103ページ】 第8章 計画の推進体制 1 計画の推進に向けて (4) 評価指標	計画は作ったところがゴールではなくて、計画を進めた成果をしっかりと把握して次に活かすということが重要なので、しっかりと進捗状況の管理を行ってほしい。	子ども・若者未来会議にて、本計画の検証や評価、進捗状況の報告などを行うこととしています。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
42	【104ページ】 第8章 計画の推進体制 1 計画の推進に向けて (4)評価指標	令和6年度の目標値であれば、令和6年度の目標値という文言を書き加えることが大事だと思う。どういう方向性を持って、どこに近づけていきたいのか、それをいつまでに実現するのかという部分についてはしっかり書き加えてほしい。	ご意見のとおり目標年度（令和6年度）の文言を追記します。
43	【104ページ】 第8章 計画の推進体制 1 計画の推進に向けて (4)評価指標	目標値をどのように設定したのか、その考え方の記載もあれば、評価指標がよりわかりやすいと思う。併せてこれまでの数値の経過などもあれば良いかと思う。	第2期子ども・子育て計画の中間見直しとなるため、第2期計画策定時に設定した目標値を原則として、引き続き目標値を設定しています。また、ご意見を踏まえ、令和2年度以降の数値の推移を掲載します。
44	【104ページ】 第8章 計画の推進体制 1 計画の推進に向けて (4)評価指標	No.4・5にて市民実感調査で家族に中学生以下の子どもがいる市民を対象としていることについて、対象を限定した調査ではなく、子育てがしやすいまちだと思っている市民全体の割合というようにしてもよいのではないかと。	市民実感調査ではすべての市民を対象とした調査を実施しています（令和3年度実績値：44.2%）。本計画では、家族に中学生以下の子どもがいる市民を対象を限定した評価指標としています。
45	【104ページ】 第8章 計画の推進体制 1 計画の推進に向けて (4)評価指標	No.14修学・就業等につながった人の数が何を示しているのかわからない。指標の説明をしっかりと書き加えをしてほしい。	「子ども・若者総合相談を利用した中で」の文言を追記します。

(仮称) 川西市子ども・若者未来計画 (案)

修正対比表

項目	パブリックコメント時 ※ ———— ：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見等を受けた修正案 ※ <u>————</u> ：今回追加となった部分	修正理由																																			
10ページ 第2章 1(1)②子ども・若者の人口	<p>「川西市の将来推計における人口推移【図2】</p>  <table border="1"> <caption>「川西市の将来推計における人口推移【図2】 (削除部分)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>全体 (人)</th> <th>0-29歳 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年</td> <td>155,291</td> <td>38,886</td> </tr> <tr> <td>令和6年</td> <td>154,998</td> <td>38,679</td> </tr> <tr> <td>令和7年</td> <td>154,591</td> <td>38,291</td> </tr> <tr> <td>令和8年</td> <td>154,121</td> <td>37,960</td> </tr> </tbody> </table>	年	全体 (人)	0-29歳 (人)	令和5年	155,291	38,886	令和6年	154,998	38,679	令和7年	154,591	38,291	令和8年	154,121	37,960	<p>「川西市の将来推計における人口推移【図2】</p> <p>(追加) 全体に占める0～29歳人口の割合</p>  <table border="1"> <caption>「川西市の将来推計における人口推移【図2】 (追加部分)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>全体 (人)</th> <th>0-29歳 (人)</th> <th>0-29歳人口の割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年</td> <td>155,291</td> <td>38,886</td> <td>25.0</td> </tr> <tr> <td>令和6年</td> <td>154,998</td> <td>38,679</td> <td>25.0</td> </tr> <tr> <td>令和7年</td> <td>154,591</td> <td>38,291</td> <td>24.8</td> </tr> <tr> <td>令和8年</td> <td>154,121</td> <td>37,960</td> <td>24.6</td> </tr> </tbody> </table>	年	全体 (人)	0-29歳 (人)	0-29歳人口の割合 (%)	令和5年	155,291	38,886	25.0	令和6年	154,998	38,679	25.0	令和7年	154,591	38,291	24.8	令和8年	154,121	37,960	24.6	<p>ご意見を踏まえ、人口推移をわかりやすくするため割合を追加しました。</p>
年	全体 (人)	0-29歳 (人)																																				
令和5年	155,291	38,886																																				
令和6年	154,998	38,679																																				
令和7年	154,591	38,291																																				
令和8年	154,121	37,960																																				
年	全体 (人)	0-29歳 (人)	0-29歳人口の割合 (%)																																			
令和5年	155,291	38,886	25.0																																			
令和6年	154,998	38,679	25.0																																			
令和7年	154,591	38,291	24.8																																			
令和8年	154,121	37,960	24.6																																			

項目	パブリックコメント時 ※ <u> </u> : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見等を受けた修正案 ※ <u> </u> : 今回追加となった部分	修正理由																																																												
<p>11ページ 第2章 1(3)②</p>	<p>核家族世帯の内訳推移</p> <p>＜核家族世帯の内訳推移＞</p> <table border="1"> <caption>核家族世帯の内訳推移 (割合)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>夫婦のみの世帯(子どものいない世帯)</th> <th>夫婦と子どもからなる世帯</th> <th>男親と子どもからなる世帯(父子世帯)</th> <th>女親と子どもからなる世帯(母子世帯)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年</td> <td>33.4</td> <td>56.1</td> <td>1.6</td> <td>8.9</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>35.7</td> <td>52.7</td> <td>1.7</td> <td>9.8</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>37.1</td> <td>50.0</td> <td>1.8</td> <td>11.1</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>38.5</td> <td>48.0</td> <td>2.0</td> <td>11.6</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>38.9</td> <td>46.3</td> <td>2.1</td> <td>12.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>夫婦のみの世帯、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯の割合は増加しており、夫婦と子どもからなる世帯の割合は減少しています。</p>	年	夫婦のみの世帯(子どものいない世帯)	夫婦と子どもからなる世帯	男親と子どもからなる世帯(父子世帯)	女親と子どもからなる世帯(母子世帯)	平成12年	33.4	56.1	1.6	8.9	平成17年	35.7	52.7	1.7	9.8	平成22年	37.1	50.0	1.8	11.1	平成27年	38.5	48.0	2.0	11.6	令和2年	38.9	46.3	2.1	12.8	<p>核家族世帯の内訳推移</p> <p>＜核家族世帯の内訳推移＞</p> <table border="1"> <caption>核家族世帯の内訳推移 (割合と実数)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>夫婦のみの世帯(子どものいない世帯)</th> <th>夫婦と子どもからなる世帯</th> <th>男親と子どもからなる世帯(父子世帯)</th> <th>女親と子どもからなる世帯(母子世帯)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年</td> <td>33.4 (13,415)</td> <td>56.1 (22,515)</td> <td>1.6 (628)</td> <td>8.9 (3,556)</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>35.7 (15,041)</td> <td>52.7 (22,213)</td> <td>1.7 (720)</td> <td>9.8 (4,141)</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>37.1 (15,951)</td> <td>50.0 (21,523)</td> <td>1.8 (770)</td> <td>11.1 (4,788)</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>38.5 (16,772)</td> <td>48.0 (20,928)</td> <td>2.0 (863)</td> <td>11.6 (5,039)</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>38.9 (16,667)</td> <td>46.3 (19,843)</td> <td>2.1 (888)</td> <td>12.8 (5,501)</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：国勢調査</p> <p>※ () 書きは世帯数</p> <p>(追加) 世帯の実数</p> <p>夫婦のみの世帯、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯の割合は増加しており、夫婦と子どもからなる世帯の割合は減少しています。</p> <p>●核家族世帯</p> <p>「一般世帯」のうち、「親族のみの世帯」に分類され「夫婦のみの世帯」、「夫婦と子どもからなる世帯」、「ひとり親世帯」のいずれかに該当する世帯のこと。なお、「親族のみの世帯」に分類されるものには「核家族以外の世帯」があるほか、「一般世帯」には「親族のみの世帯」以外に、「非親族を含む世帯」と「単独世帯」がある。</p>	年	夫婦のみの世帯(子どものいない世帯)	夫婦と子どもからなる世帯	男親と子どもからなる世帯(父子世帯)	女親と子どもからなる世帯(母子世帯)	平成12年	33.4 (13,415)	56.1 (22,515)	1.6 (628)	8.9 (3,556)	平成17年	35.7 (15,041)	52.7 (22,213)	1.7 (720)	9.8 (4,141)	平成22年	37.1 (15,951)	50.0 (21,523)	1.8 (770)	11.1 (4,788)	平成27年	38.5 (16,772)	48.0 (20,928)	2.0 (863)	11.6 (5,039)	令和2年	38.9 (16,667)	46.3 (19,843)	2.1 (888)	12.8 (5,501)	<p>ご意見を踏まえ、核家族世帯をわかりやすくするため、世帯数及び説明文を追加しました。</p>
年	夫婦のみの世帯(子どものいない世帯)	夫婦と子どもからなる世帯	男親と子どもからなる世帯(父子世帯)	女親と子どもからなる世帯(母子世帯)																																																											
平成12年	33.4	56.1	1.6	8.9																																																											
平成17年	35.7	52.7	1.7	9.8																																																											
平成22年	37.1	50.0	1.8	11.1																																																											
平成27年	38.5	48.0	2.0	11.6																																																											
令和2年	38.9	46.3	2.1	12.8																																																											
年	夫婦のみの世帯(子どものいない世帯)	夫婦と子どもからなる世帯	男親と子どもからなる世帯(父子世帯)	女親と子どもからなる世帯(母子世帯)																																																											
平成12年	33.4 (13,415)	56.1 (22,515)	1.6 (628)	8.9 (3,556)																																																											
平成17年	35.7 (15,041)	52.7 (22,213)	1.7 (720)	9.8 (4,141)																																																											
平成22年	37.1 (15,951)	50.0 (21,523)	1.8 (770)	11.1 (4,788)																																																											
平成27年	38.5 (16,772)	48.0 (20,928)	2.0 (863)	11.6 (5,039)																																																											
令和2年	38.9 (16,667)	46.3 (19,843)	2.1 (888)	12.8 (5,501)																																																											

項目	パブリックコメント時 ※ ———— ：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見等を受けた修正案 ※ <u> </u> ：今回追加となった部分	修正理由
34ページ 第3章 1 基本理念	(基本理念の考え方) ～ (略) ～ また、青年期以降も、それぞれの夢や希望が叶うよう、若者が自己の能力を発揮することにより自立し、活躍できる「希望が持てる未来」の実現に向け、取り組みを進めていきます。 ～ (略) ～	(基本理念の考え方) ～ (略) ～ また、青年期以降も、それぞれの夢や希望が叶うよう、若者が自己の能力を発揮することにより自立し、活躍できる「希望が持てる未来」の実現に向け、 環境整備などの 取り組みを進めていきます。 ～ (略) ～	ご意見を踏まえ、追記しました。
35ページ 第3章 2 基本目標. 2	国基準外の待機児童に関する説明文 文字の大きさ：7ポイント	国基準外の待機児童に関する説明文 文字の大きさ： 10 ポイント	ご意見を踏まえ、読みやすくするため、文字を大きくするよう修正しました。
38ページ 重点施策 (1)	(重点施策) ①～⑧：略	(重点施策) ①～⑧：略 ⑨：乳幼児等及びこども医療費助成の拡充	令和5年度予算の新規事業として計上しているため、追加しました。
39ページ 第4章 重点施策(4) ④	「(仮称) こども参加条例」の制定【新規】	「(仮称) こども参加条例」の制定 に向けた取組 【新規】	ご意見を踏まえ、市議会において条例が可決されることにより条例制定となるため、制定に向けた所管課の役割を明確にしました。

項目	パブリックコメント時 ※ ———— ：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見等を受けた修正案 ※ <u> </u> ：今回追加となった部分	修正理由
40ページ 第4章 基本目標1 (1)①	(No.1：母子健康手帳の交付) 妊娠・出産・親になることに主体的に取り組めるま う母子健康手帳を交付し支援する。また、マタニテ ィオマタの普及・啓発を行う。	(No.1：母子健康手帳の交付) 妊娠・出産・ <u>子育て期にわたって安心して過ごせる ように、保健師等が妊婦と面談を行い、母子健康手 帳を交付し、各種制度や子育て関連情報を説明す る。</u>	令和5年1月より開始した伴走型支 援に基づき、表記を改めました。
40ページ 第4章 基本目標1 (1)①	(No.3：妊婦健康診査費の助成) 妊婦健康診査費用の一部を助成する。	(No.3：妊婦健康診査費の助成) 妊婦健康診査 <u>にかかる</u> 費用の一部を助成する。	適切な文言表記に改めました。
41ページ 第4章 基本目標1 (1)①	(No.11：子育て世代包括支援センター（母子健康 包括支援センター）	(No.11：子育て世代包括支援センター（母子健康 包括支援センター） <u>の推進</u>	ご意見を踏まえ、すでに運用してお り、今後も引き続き取組を継続する 観点から、表記を改めました。
41ページ 第4章 基本目標1 (1)①	(No.18：定期予防接種の推進) 国における定期予防接種化等の制度変更は適切に 対応するため、接種機関の確保等の体制づくりとと もに、市民への周知を図る。	(No.18：定期予防接種の推進) <u>定期予防接種実施医療機関の確保</u> 等の体制づくり とともに、市民への周知を図る。	適切な文言表記に改めました。

項目	パブリックコメント時 ※ ————— ：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見等を受けた修正案 ※ <u>—————</u> ：今回追加となった部分	修正理由
46ページ 第4章 基本目標2 (2)③	(No.10：幼児クラブ) 久代児童センターにおいて、親子教室、プールでの水遊び(夏期)、季節ごとの行事、交通安全指導、赤ちゃん交流会、 4歳児ひろば 、まちの子育てひろば(遊び場の開放・相談)等を実施する。	(No.10：幼児クラブ) 久代児童センターにおいて、親子教室、プールでの水遊び(夏期)、季節ごとの行事、交通安全指導、赤ちゃん交流会、まちの子育てひろば(遊び場の開放・相談)等を実施する。	令和5年度以降実施予定がない事業のため、表記を改めました。
47ページ 第4章 基本目標2 (2)④	(No.1：こども医療費助成制度) 小学4年生から中学3年生の医療費を助成する。 (所得制限あり。)	(No.1：こども医療費助成制度) 小学4年生から中学3年生の <u>通院・入院医療費と高校3年生(高等学校などに通っていない方も対象)までの入院医療費の全部</u> を助成する。 <u>(所得制限なし。)</u>	令和5年度予算の拡充事業として計上しているため、表記を改めました。
47ページ 第4章 基本目標2 (2)④	(No.2：乳幼児等医療費助成制度) 0歳児から小学3年生の児童に対し医療費を助成する。 (所得制限あり。未就学児は所得制限なし。)	(No.2：乳幼児等医療費助成制度) 0歳児から小学3年生の児童に対し <u>通院・入院医療費の全部</u> を助成する。 <u>(所得制限なし。)</u>	令和5年度予算の拡充事業として計上しているため、表記を改めました。
48ページ 第4章 基本目標2 (2)⑤	(No.1：母(父)子家庭等医療費助成制度) ひとり親家庭の保護者と児童及び両親のいない児童に対し、医療費を助成する。(所得制限あり。)	(No.1：母(父)子家庭等医療費助成制度) ひとり親家庭の保護者と児童及び両親のいない児童に対し、 <u>通院・入院医療費の一部(ただし、高校生等の入院費については全部)</u> を助成する。(所得制限あり。)	令和5年度予算の拡充事業として計上しているため、表記を改めました。
47ページ 第4章 基本目標2 (2)⑤	(No.12：障がい児への医療扶助) 重度障がい児に対し、通院・入院医療費の一部を助成する。また、中度障がい児に対し、通院・入院医療費の自己負担額の1/3 を助成する。(所得制限あり。)	(No.12：障がい児への医療扶助) 重度障がい児と <u>中度障がい児</u> に対し、 <u>通院・入院医療費の一部(ただし、高校生等の入院費については全部)</u> を助成する。(所得制限あり。)	令和5年度予算の拡充事業として計上しているため、表記を改めました。

項目	パブリックコメント時 ※ ———— ：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見等を受けた修正案 ※ <u>————</u> ：今回追加となった部分	修正理由
50ページ 第4章 基本目標2 (2)⑤	(No.33：【新規】ペアレント・トレーニング受講機 会の提供) 支援が必要な子どもの保護者を対象としたペアレン ト・トレーニングを実施する。	(No.33：【新規】ペアレント・トレーニング受講機 会の提供) 発達が気になる子どもを持つ保護者や、子どもとの 関わり方に悩む保護者を対象に子育てのコツを学 ぶ講習会を実施する。	令和5年度予算の新規事業として計 上しており、実施内容を修正しまし た。
51ページ 第4章 基本目標3 (1)①	(No.1：久代児童センターの運営) 幼児を対象にしたリズム遊びや制作遊び、児童を対 象にした 大正琴、囲碁等のクラブ等の 季節の行事を 実施する。また、 中高校生 に対して 異年齢交流機 会の提供 や自由来館形式による居場所づくりを行 う。	(No.1：久代児童センターの運営) 幼児を対象にしたリズム遊びや制作遊び、 <u>季節の行 事等を実施する。</u> 児童を対象にした <u>工作教室</u> や季節 の行事 <u>等</u> を実施する。また、 <u>児童</u> に対して自由来館 形式による居場所づくりを行う。	令和5年度以降実施予定がない事業 が含まれていたため、表記を改めま した。
52ページ 第4章 基本目標3 (1)②	(No.2：世代間交流) 久代児童センターにおいて、併設している老人福祉 センターの利用者に ボランティアで講師を依頼し、 茶道・大正琴・囲碁・詩吟等を子どもたちに伝える。	(No.2：世代間交流) 久代児童センターにおいて、 <u>季節ごとの事業に</u> 併設 している老人福祉センターの利用者に <u>参加しても らい世代間交流を図る。</u>	令和5年度以降実施予定がない事業 が含まれていたため、表記を改めま した。
56ページ 第4章 基本目標3 (5)①	(No.1：【新規】(仮称)こども参加条例の制定) 子どもが意見を表明できる機会を保障するため、 「(仮称)こども参加条例」 を制定します。 実施内容：子どもが意見を表明できる機会を保障す るため、「(仮称)こども参加条例」 を制定する。	(No.1：【新規】(仮称)こども参加条例の制定) 子どもが意見を表明できる機会を保障するため、 「(仮称)こども参加条例」 <u>の制定に向けた取組を 進めます。</u> 実施内容：子どもが意見を表明できる機会を保障す るため、「(仮称)こども参加条例」 <u>の制定に向けた 取組を進める。</u>	市議会において条例が可決されるこ とにより条例制定となるため、制定 に向けた所管課の役割を明確にしま した。

項目	パブリックコメント時 ※ ———— : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見等を受けた修正案 ※ <u>————</u> : 今回追加となった部分	修正理由
63ページ 第5章 基本目標5 <課題>	<p>～略～</p> <p>また、若者自身が自己の職業適性や将来設計について考え、夢や希望をもって就業できるよう支援を行う必要があります。</p> <p>～略～</p>	<p>～略～</p> <p><u>また、セクシュアルマイノリティや外国籍、障がいのある方などが排除されることなく、包摂され、必要に応じて、相談や支援を受けることができるような地域共生社会を形成する必要があります。</u></p> <p><u>そして、若者自身が自己の職業適性や将来設計について考え、夢や希望をもって就業できるよう支援を行う必要があります。</u></p> <p>～略～</p>	<p>ご意見を踏まえ、地域共生社会を形成する観点を追加しました。</p>
66ページ 第5章 基本目標5 (1)④	<p>(No.3 : 世代間交流事業)</p> <p>久代児童センターにおいて、併設している老人福祉センターの利用者にボランティアで講師を依頼し、茶道・大正琴・囲碁・詩吟等を子どもたちに教授する。また、学校の行事等で地域住民と交流する。</p>	<p>(No.3 : 世代間交流事業)</p> <p>久代児童センターにおいて、<u>季節ごとの事業に併設</u>している老人福祉センターの利用者に<u>参加してもらい世代間交流を図る。また、就園前の子どもたちと近隣の幼稚園児と行事をとおして交流を図る。</u></p>	<p>令和5年度以降実施予定がない事業が含まれていたため、表記を改めました。</p>

項目	パブリックコメント時 ※ ————— ：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見等を受けた修正案 ※ <u>—————</u> ：今回追加となった部分	修正理由																																																																																																																																																																																																																																												
88ページ 第6章 5(1)⑦	地域子育て支援拠点事業の確保方策 <table border="1" data-bbox="324 327 952 790"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">見直し前</th> <th colspan="2">見直し後</th> <th>【参考】</th> </tr> <tr> <th>区域</th> <th>年度</th> <th>令和5年 (2023年)</th> <th>令和6年 (2024年)</th> <th>令和5年 (2023年)</th> <th>令和6年 (2024年)</th> <th>令和4年 (2022年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全 域</td> <td>量の見込み</td> <td>45,478人</td> <td>45,231人</td> <td>29,533人</td> <td>28,533人</td> <td>31,126人</td> </tr> <tr> <td>確保方策 拠点</td> <td>11カ所</td> <td>11カ所</td> <td>13カ所</td> <td>15カ所</td> <td>13カ所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">川 西 南</td> <td>量の見込み</td> <td>7,690人</td> <td>7,689人</td> <td>4,852人</td> <td>4,688人</td> <td>5,114人</td> </tr> <tr> <td>確保方策 拠点</td> <td>2カ所</td> <td>2カ所</td> <td>3カ所</td> <td>3カ所</td> <td>3カ所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">川 西</td> <td>量の見込み</td> <td>10,589人</td> <td>10,591人</td> <td>6,603人</td> <td>6,380人</td> <td>6,959人</td> </tr> <tr> <td>確保方策 拠点</td> <td>4カ所</td> <td>4カ所</td> <td>5カ所</td> <td>5カ所</td> <td>5カ所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">明 峰</td> <td>量の見込み</td> <td>3,974人</td> <td>3,868人</td> <td>2,559人</td> <td>2,472人</td> <td>2,697人</td> </tr> <tr> <td>確保方策 拠点</td> <td>1カ所</td> <td>1カ所</td> <td>1カ所</td> <td>1カ所</td> <td>1カ所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">多 田</td> <td>量の見込み</td> <td>7,080人</td> <td>7,013人</td> <td>4,701人</td> <td>4,542人</td> <td>4,955人</td> </tr> <tr> <td>確保方策 拠点</td> <td>1カ所</td> <td>1カ所</td> <td>1カ所</td> <td>1カ所</td> <td>1カ所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緑 台</td> <td>量の見込み</td> <td>3,677人</td> <td>3,578人</td> <td>2,217人</td> <td>2,142人</td> <td>2,337人</td> </tr> <tr> <td>確保方策 拠点</td> <td>1カ所</td> <td>1カ所</td> <td>1カ所</td> <td>1カ所</td> <td>1カ所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">清 和 台</td> <td>量の見込み</td> <td>4,771人</td> <td>4,883人</td> <td>3,407人</td> <td>3,291人</td> <td>3,590人</td> </tr> <tr> <td>確保方策 拠点</td> <td>1カ所</td> <td>1カ所</td> <td>1カ所</td> <td>1カ所</td> <td>1カ所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">東 谷</td> <td>量の見込み</td> <td>7,697人</td> <td>7,609人</td> <td>5,194人</td> <td>5,018人</td> <td>5,474人</td> </tr> <tr> <td>確保方策 拠点</td> <td>1カ所</td> <td>1カ所</td> <td>1カ所</td> <td>1カ所</td> <td>1カ所</td> </tr> </tbody> </table>			見直し前		見直し後		【参考】	区域	年度	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和4年 (2022年)	全 域	量の見込み	45,478人	45,231人	29,533人	28,533人	31,126人	確保方策 拠点	11カ所	11カ所	13カ所	15カ所	13カ所	川 西 南	量の見込み	7,690人	7,689人	4,852人	4,688人	5,114人	確保方策 拠点	2カ所	2カ所	3カ所	3カ所	3カ所	川 西	量の見込み	10,589人	10,591人	6,603人	6,380人	6,959人	確保方策 拠点	4カ所	4カ所	5カ所	5カ所	5カ所	明 峰	量の見込み	3,974人	3,868人	2,559人	2,472人	2,697人	確保方策 拠点	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	多 田	量の見込み	7,080人	7,013人	4,701人	4,542人	4,955人	確保方策 拠点	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	緑 台	量の見込み	3,677人	3,578人	2,217人	2,142人	2,337人	確保方策 拠点	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	清 和 台	量の見込み	4,771人	4,883人	3,407人	3,291人	3,590人	確保方策 拠点	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	東 谷	量の見込み	7,697人	7,609人	5,194人	5,018人	5,474人	確保方策 拠点	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	地域子育て支援拠点事業の確保方策 <table border="1" data-bbox="990 327 1617 790"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">見直し前</th> <th colspan="2">見直し後</th> <th>【参考】</th> </tr> <tr> <th>区域</th> <th>年度</th> <th>令和5年 (2023年)</th> <th>令和6年 (2024年)</th> <th>令和5年 (2023年)</th> <th>令和6年 (2024年)</th> <th>令和4年 (2022年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全 域</td> <td>量の見込み</td> <td>45,478人</td> <td>45,231人</td> <td><u>29,701人</u></td> <td><u>28,695人</u></td> <td><u>31,302人</u></td> </tr> <tr> <td>確保方策 拠点</td> <td>11カ所</td> <td>11カ所</td> <td>13カ所</td> <td>15カ所</td> <td>13カ所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">川 西 南</td> <td>量の見込み</td> <td>7,690人</td> <td>7,689人</td> <td><u>4,880人</u></td> <td><u>4,715人</u></td> <td><u>5,143人</u></td> </tr> <tr> <td>確保方策 拠点</td> <td>2カ所</td> <td>2カ所</td> <td>3カ所</td> <td>3カ所</td> <td>3カ所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">川 西</td> <td>量の見込み</td> <td>10,589人</td> <td>10,591人</td> <td><u>6,641人</u></td> <td><u>6,416人</u></td> <td><u>6,998人</u></td> </tr> <tr> <td>確保方策 拠点</td> <td>4カ所</td> <td>4カ所</td> <td>5カ所</td> <td>5カ所</td> <td>5カ所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">明 峰</td> <td>量の見込み</td> <td>3,974人</td> <td>3,868人</td> <td><u>2,573人</u></td> <td><u>2,486人</u></td> <td><u>2,712人</u></td> </tr> <tr> <td>確保方策 拠点</td> <td>1カ所</td> <td>1カ所</td> <td>1カ所</td> <td>1カ所</td> <td>1カ所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">多 田</td> <td>量の見込み</td> <td>7,080人</td> <td>7,013人</td> <td><u>4,728人</u></td> <td><u>4,568人</u></td> <td><u>4,983人</u></td> </tr> <tr> <td>確保方策 拠点</td> <td>1カ所</td> <td>1カ所</td> <td>1カ所</td> <td>1カ所</td> <td>1カ所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緑 台</td> <td>量の見込み</td> <td>3,677人</td> <td>3,578人</td> <td><u>2,230人</u></td> <td><u>2,154人</u></td> <td><u>2,350人</u></td> </tr> <tr> <td>確保方策 拠点</td> <td>1カ所</td> <td>1カ所</td> <td>1カ所</td> <td>1カ所</td> <td>1カ所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">清 和 台</td> <td>量の見込み</td> <td>4,771人</td> <td>4,883人</td> <td><u>3,426人</u></td> <td><u>3,310人</u></td> <td><u>3,611人</u></td> </tr> <tr> <td>確保方策 拠点</td> <td>1カ所</td> <td>1カ所</td> <td>1カ所</td> <td>1カ所</td> <td>1カ所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">東 谷</td> <td>量の見込み</td> <td>7,697人</td> <td>7,609人</td> <td><u>5,223人</u></td> <td><u>5,046人</u></td> <td><u>5,505人</u></td> </tr> <tr> <td>確保方策 拠点</td> <td>1カ所</td> <td>1カ所</td> <td>1カ所</td> <td>1カ所</td> <td>1カ所</td> </tr> </tbody> </table>			見直し前		見直し後		【参考】	区域	年度	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和4年 (2022年)	全 域	量の見込み	45,478人	45,231人	<u>29,701人</u>	<u>28,695人</u>	<u>31,302人</u>	確保方策 拠点	11カ所	11カ所	13カ所	15カ所	13カ所	川 西 南	量の見込み	7,690人	7,689人	<u>4,880人</u>	<u>4,715人</u>	<u>5,143人</u>	確保方策 拠点	2カ所	2カ所	3カ所	3カ所	3カ所	川 西	量の見込み	10,589人	10,591人	<u>6,641人</u>	<u>6,416人</u>	<u>6,998人</u>	確保方策 拠点	4カ所	4カ所	5カ所	5カ所	5カ所	明 峰	量の見込み	3,974人	3,868人	<u>2,573人</u>	<u>2,486人</u>	<u>2,712人</u>	確保方策 拠点	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	多 田	量の見込み	7,080人	7,013人	<u>4,728人</u>	<u>4,568人</u>	<u>4,983人</u>	確保方策 拠点	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	緑 台	量の見込み	3,677人	3,578人	<u>2,230人</u>	<u>2,154人</u>	<u>2,350人</u>	確保方策 拠点	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	清 和 台	量の見込み	4,771人	4,883人	<u>3,426人</u>	<u>3,310人</u>	<u>3,611人</u>	確保方策 拠点	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	東 谷	量の見込み	7,697人	7,609人	<u>5,223人</u>	<u>5,046人</u>	<u>5,505人</u>	確保方策 拠点	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	量の見込みに誤りがあったため修正しました。
		見直し前		見直し後		【参考】																																																																																																																																																																																																																																									
区域	年度	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和4年 (2022年)																																																																																																																																																																																																																																									
全 域	量の見込み	45,478人	45,231人	29,533人	28,533人	31,126人																																																																																																																																																																																																																																									
	確保方策 拠点	11カ所	11カ所	13カ所	15カ所	13カ所																																																																																																																																																																																																																																									
川 西 南	量の見込み	7,690人	7,689人	4,852人	4,688人	5,114人																																																																																																																																																																																																																																									
	確保方策 拠点	2カ所	2カ所	3カ所	3カ所	3カ所																																																																																																																																																																																																																																									
川 西	量の見込み	10,589人	10,591人	6,603人	6,380人	6,959人																																																																																																																																																																																																																																									
	確保方策 拠点	4カ所	4カ所	5カ所	5カ所	5カ所																																																																																																																																																																																																																																									
明 峰	量の見込み	3,974人	3,868人	2,559人	2,472人	2,697人																																																																																																																																																																																																																																									
	確保方策 拠点	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所																																																																																																																																																																																																																																									
多 田	量の見込み	7,080人	7,013人	4,701人	4,542人	4,955人																																																																																																																																																																																																																																									
	確保方策 拠点	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所																																																																																																																																																																																																																																									
緑 台	量の見込み	3,677人	3,578人	2,217人	2,142人	2,337人																																																																																																																																																																																																																																									
	確保方策 拠点	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所																																																																																																																																																																																																																																									
清 和 台	量の見込み	4,771人	4,883人	3,407人	3,291人	3,590人																																																																																																																																																																																																																																									
	確保方策 拠点	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所																																																																																																																																																																																																																																									
東 谷	量の見込み	7,697人	7,609人	5,194人	5,018人	5,474人																																																																																																																																																																																																																																									
	確保方策 拠点	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所																																																																																																																																																																																																																																									
		見直し前		見直し後		【参考】																																																																																																																																																																																																																																									
区域	年度	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和4年 (2022年)																																																																																																																																																																																																																																									
全 域	量の見込み	45,478人	45,231人	<u>29,701人</u>	<u>28,695人</u>	<u>31,302人</u>																																																																																																																																																																																																																																									
	確保方策 拠点	11カ所	11カ所	13カ所	15カ所	13カ所																																																																																																																																																																																																																																									
川 西 南	量の見込み	7,690人	7,689人	<u>4,880人</u>	<u>4,715人</u>	<u>5,143人</u>																																																																																																																																																																																																																																									
	確保方策 拠点	2カ所	2カ所	3カ所	3カ所	3カ所																																																																																																																																																																																																																																									
川 西	量の見込み	10,589人	10,591人	<u>6,641人</u>	<u>6,416人</u>	<u>6,998人</u>																																																																																																																																																																																																																																									
	確保方策 拠点	4カ所	4カ所	5カ所	5カ所	5カ所																																																																																																																																																																																																																																									
明 峰	量の見込み	3,974人	3,868人	<u>2,573人</u>	<u>2,486人</u>	<u>2,712人</u>																																																																																																																																																																																																																																									
	確保方策 拠点	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所																																																																																																																																																																																																																																									
多 田	量の見込み	7,080人	7,013人	<u>4,728人</u>	<u>4,568人</u>	<u>4,983人</u>																																																																																																																																																																																																																																									
	確保方策 拠点	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所																																																																																																																																																																																																																																									
緑 台	量の見込み	3,677人	3,578人	<u>2,230人</u>	<u>2,154人</u>	<u>2,350人</u>																																																																																																																																																																																																																																									
	確保方策 拠点	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所																																																																																																																																																																																																																																									
清 和 台	量の見込み	4,771人	4,883人	<u>3,426人</u>	<u>3,310人</u>	<u>3,611人</u>																																																																																																																																																																																																																																									
	確保方策 拠点	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所																																																																																																																																																																																																																																									
東 谷	量の見込み	7,697人	7,609人	<u>5,223人</u>	<u>5,046人</u>	<u>5,505人</u>																																																																																																																																																																																																																																									
	確保方策 拠点	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所																																																																																																																																																																																																																																									
100ページ 第7章 4(1)①	久代幼稚園（事業計画） ・川西南保育所と一体化し、幼保連携型認定こども園とします。 ・原則として施設全体の施設は行わず、既存施設の有効活用を検討します。施設の老朽化への対応については、施設の状況や配置などを考慮し、適切な手段を検討します。 ・今後の園児募集において、4歳児クラスの児童数が5人未満となった場合は、認定こども園開設を予定していることを踏まえ、休園等を検討します。	久代幼稚園（事業計画） ・川西南保育所と一体化し、幼保連携型認定こども園とします。 <u>令和10年度の開設をめざし、具体化に向けた検討を進めます。</u> <u>・施設の老朽化が進んでいることから、令和5年度・6年度の2カ年で、既存施設の活用か新設とするかを含め、設置場所や定員などを決定します。また、新設する場合には、整備手法や運営方法についても合わせて検討し、令和7年度からの次期計画に反映します。</u> <u>・認定こども園開設を予定していることを踏まえ、開設するまで、原則として園を存続します。今後、1クラスが5人未満となった場合は、複式学級により教育保育を実施するとともに、2クラスともに5人未満となった場合は、他園所との合同教育保育を実施するなど、カリキュラムを工夫することにより、集団教育保育を提供します。</u>	ご意見を踏まえ、開設をめざす時期を明記するとともに、子どもにとってより良い教育保育を提供する観点から、老朽化対策等のため、新設を含め適切な手段を検討し、令和7年度からの次期計画に反映するよう変更しました。 また、在園児童数に応じた対応策を変更しました。																																																																																																																																																																																																																																												

項目	パブリックコメント時 ※ ————— ：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見等を受けた修正案 ※ <u>—————</u> ：今回追加となった部分	修正理由
100ページ 第7章 4(1)①	<p>多田幼稚園（事業計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多田保育所と一体化し、幼保連携型認定こども園とします。 ・設置場所などについて検討するとともに、施設の老朽化への対応については、施設の状況や配置などを考慮し、適切な手段を検討します。 ・今後の園児募集において、4歳児クラスの児童数が5人未満となった場合は、認定こども園開設を予定していることを踏まえ、休園等を検討します。 	<p>多田幼稚園（事業計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多田保育所と一体化し、幼保連携型認定こども園とします。<u>令和10年度の開設をめざし、具体化に向けた検討を進めます。</u> ・<u>施設の老朽化が進んでいることから、令和5年度・6年度の2カ年で、既存施設の活用か新設とするかを含め、設置場所や定員などを決定します。また、新設する場合には、整備手法や運営方法についても合わせて検討し、令和7年度からの次期計画に反映します。</u> ・<u>認定こども園開設を予定していることを踏まえ、開設するまで、原則として園を存続します。今後、1クラスが5人未満となった場合は、複式学級により教育保育を実施するとともに、2クラスともに5人未満となった場合は、他園所との合同教育保育を実施するなど、カリキュラムを工夫することにより、集団教育保育を提供します。</u> 	<p>ご意見を踏まえ、開設をめざす時期を明記するとともに、子どもにとってより良い教育保育を提供する観点から、老朽化対策等のため、新設を含め適切な手段を検討し、令和7年度からの次期計画に反映するよう変更しました。</p> <p>また、在園児童数に応じた対応策を変更しました。</p>
100ページ 第7章 4(1)①	<p>東谷幼稚園（事業計画）</p> <p>今後の園児募集において、4歳児クラスの児童数が5人以上となった場合は、幼稚園の運営を継続します。5人未満となった場合は、閉園を検討します。その際、在園児の転園先に関するあわせ調整等の支援を実施します。</p>	<p>東谷幼稚園（事業計画）</p> <p><u>令和5年度に入園する4歳児クラスの児童数が5人未満となる見込みであることから、令和5年度の園児募集（令和6年度入園）は行わず、閉園等を検討します。その際、在園児や令和6年度入園希望の方については転園先の確保などについて、支援を実施します。</u></p>	<p>令和5年度の入園予定数が5人未満となる見込みであることから、令和5年度の園児募集（令和6年入園）は行わないなどの内容に修正をしました。</p>

項目	パブリックコメント時 ※ ———— ：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見等を受けた修正案 ※ <u>————</u> ：今回追加となった部分	修正理由
100ページ 第7章 4(1)②	川西南保育所（事業計画） ・久代幼稚園と一体化し、幼保連携型認定こども園とします。 ・原則として施設全体の新設は行わず、既存施設の有効活用を検討します。施設の老朽化への対応については、施設の状況や配置などを考慮し、適切な手段を検討します。	川西南保育所（事業計画） ・久代幼稚園と一体化し、幼保連携型認定こども園とします。 <u>令和10年度の開設をめざし、具体化に向けた検討を進めます。</u> <u>・施設の老朽化が進んでいることから、令和5年度・6年度の2カ年で、既存施設の活用か新設とするかを含め、設置場所や定員などを決定します。また、新設する場合には、整備手法や運営方法についても合わせて検討し、令和7年度からの次期計画に反映します。</u>	ご意見を踏まえ、開設をめざす時期を明記するとともに、子どもにとってより良い教育保育を提供する観点から、老朽化対策等のため、新設を含め適切な手段を検討し、令和7年度からの次期計画に反映するよう変更しました。
100ページ 第7章 4(1)②	多田保育所（事業計画） ・多田幼稚園と一体化し、幼保連携型認定こども園とします。 ・設置場所などについて検討するとともに、施設の老朽化への対応については、施設の状況や配置などを考慮し、適切な手段を検討します。	多田保育所（事業計画） ・多田幼稚園と一体化し、幼保連携型認定こども園とします。 <u>令和10年度の開設をめざし、具体化に向けた検討を進めます。</u> <u>・施設の老朽化が進んでいることから、令和5年度・6年度の2カ年で、既存施設の活用か新設とするかを含め、設置場所や定員などを決定します。また、新設する場合には、整備手法や運営方法についても合わせて検討し、令和7年度からの次期計画に反映します。</u>	ご意見を踏まえ、開設をめざす時期を明記するとともに、子どもにとってより良い教育保育を提供する観点から、老朽化対策等のため、新設を含め適切な手段を検討し、令和7年度からの次期計画に反映するよう変更しました。

項目	パブリックコメント時 ※ ———— ：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見等を受けた修正案 ※ <u>————</u> ：今回追加となった部分	修正理由
100ページ 第7章 4(1)③	市立認定こども園（事業計画） ・継続して運営します。 ・就学前教育保育に関し、研究・実践を進め、その成果を地域の私立就学前教育保育施設と共有するなど、就学前教育保育に関する質の向上などに関する地域の拠点となる施設とするよう、 令和7年度からの次期子ども・若者未来計画期間中に、検討しませ ず。	市立認定こども園（事業計画） ・継続して運営します。 ・就学前教育保育に関し、研究・実践を進め、その成果を地域の私立就学前教育保育施設と共有するなど、就学前教育保育に関する質の向上などに関する地域の拠点となる施設とするよう、 本計画期間中に検討し、 令和7年度からの次期子ども・若者未来計画 に反映します。	今後の一体化事業を進めるにあたり、市立認定こども園の拠点のあり方について検討する必要があると判断し、検討時期を前倒しするため変更しました。
104ページ 第8章 1(4)	評価指標	評価指標	目標値との違いをわかりやすくするため、第2期子ども・子育て計画期間中の実績値（令和2年度分）及び目標値の年度設定（令和6年度）を追加しました。

項目	パブリックコメント時 ※ <u> </u> : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見等を受けた修正案 ※ <u> </u> : 今回追加となった部分	修正理由																																																																																																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>指標</th> <th>方向性</th> <th>基準値 (令和3年度)</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>妊婦から出産及び産後の保健・医療サービスについて満足している母親の割合</td> <td>↗ アンケート調査</td> <td>83.9%</td> <td>90.0%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>合計特殊出生率</td> <td>↗ 女性の年齢5歳階級別出生数 ÷各年の10月1日現在の女性人口</td> <td>1.22</td> <td>上昇させる</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>乳幼児健康診査受診率</td> <td>↗ (乳幼児健康診査受診者数+未受診児のうち状況を把握した人数)÷健康診査対象者数</td> <td>99.9%</td> <td>上昇させる</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>「子育てがしやすいまちだ」と思う市民の割合</td> <td>↗ 市民実感調査 ※家族に中学生以下の子どもがいる市民が対象</td> <td>60.5%</td> <td>67.0%</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>「子育て支援が充実している」と思う市民の割合</td> <td>↗ 市民実感調査 ※家族に中学生以下の子どもがいる市民が対象</td> <td>40.7%</td> <td>50.0%</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>保育所待機児童数</td> <td>→ 各年度4月1日現在の待機児童数(国基準)</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>留守家庭児童育成クラブ待機児童数</td> <td>↘ 各年度5月1日現在の待機児童数</td> <td>48人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>児童扶養手当支給資格者に対する全部支給の割合</td> <td>↘ 各年度未現在</td> <td>57.1%</td> <td>43.7%</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>充実感を持って生きている若者の割合</td> <td>→ 市民実感調査</td> <td>81.4%</td> <td>80%以上</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>「学校に行くのが楽しい」と思う子どもの割合(中学生)</td> <td>↗ 子どもの権利条約にもとづく実感調査(中学校2年)</td> <td>85.0%</td> <td>88.0%</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>自分の仕事にやりがいを感じる若者の割合</td> <td>→ 市民実感調査</td> <td>72.7%</td> <td>70%以上</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>日頃の生活に悩みや不安を感じる若者の割合</td> <td>↘ 市民実感調査</td> <td>62.5%</td> <td>50.0%</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>こども・若者ステーション(子ども・若者総合相談)利用者の満足度</td> <td>→ アンケート調査</td> <td>73.3%</td> <td>70%以上</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>修学・就業等につながった人の数</td> <td>→ 利用者実績</td> <td>16人</td> <td>10人以上</td> </tr> </tbody> </table>	No.	指標	方向性	基準値 (令和3年度)	目標値	1	妊婦から出産及び産後の保健・医療サービスについて満足している母親の割合	↗ アンケート調査	83.9%	90.0%	2	合計特殊出生率	↗ 女性の年齢5歳階級別出生数 ÷各年の10月1日現在の女性人口	1.22	上昇させる	3	乳幼児健康診査受診率	↗ (乳幼児健康診査受診者数+未受診児のうち状況を把握した人数)÷健康診査対象者数	99.9%	上昇させる	4	「子育てがしやすいまちだ」と思う市民の割合	↗ 市民実感調査 ※家族に中学生以下の子どもがいる市民が対象	60.5%	67.0%	5	「子育て支援が充実している」と思う市民の割合	↗ 市民実感調査 ※家族に中学生以下の子どもがいる市民が対象	40.7%	50.0%	6	保育所待機児童数	→ 各年度4月1日現在の待機児童数(国基準)	0人	0人	7	留守家庭児童育成クラブ待機児童数	↘ 各年度5月1日現在の待機児童数	48人	0人	8	児童扶養手当支給資格者に対する全部支給の割合	↘ 各年度未現在	57.1%	43.7%	9	充実感を持って生きている若者の割合	→ 市民実感調査	81.4%	80%以上	10	「学校に行くのが楽しい」と思う子どもの割合(中学生)	↗ 子どもの権利条約にもとづく実感調査(中学校2年)	85.0%	88.0%	11	自分の仕事にやりがいを感じる若者の割合	→ 市民実感調査	72.7%	70%以上	12	日頃の生活に悩みや不安を感じる若者の割合	↘ 市民実感調査	62.5%	50.0%	13	こども・若者ステーション(子ども・若者総合相談)利用者の満足度	→ アンケート調査	73.3%	70%以上	14	修学・就業等につながった人の数	→ 利用者実績	16人	10人以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>方向性</th> <th>基準値 (令和2年度)</th> <th>基準値 (令和3年度)</th> <th>目標値 (令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊婦から出産及び産後の保健・医療サービスについて満足している母親の割合</td> <td>↗ アンケート調査</td> <td>85.3%</td> <td>83.9%</td> <td>90.0%</td> </tr> <tr> <td>合計特殊出生率</td> <td>↗ 女性の年齢5歳階級別出生数 ÷各年の10月1日現在の女性人口</td> <td>1.21</td> <td>1.22</td> <td>上昇させる</td> </tr> <tr> <td>乳幼児健康診査受診率</td> <td>↗ (乳幼児健康診査受診者数+未受診児のうち状況を把握した人数)÷健康診査対象者数</td> <td>97.7%</td> <td>99.9%</td> <td>上昇させる</td> </tr> <tr> <td>「子育てがしやすいまちだ」と思う市民の割合</td> <td>↗ 市民実感調査 ※家族に中学生以下の子どもがいる市民が対象</td> <td>61.9%</td> <td>60.5%</td> <td>67.0%</td> </tr> <tr> <td>「子育て支援が充実している」と思う市民の割合</td> <td>↗ 市民実感調査 ※家族に中学生以下の子どもがいる市民が対象</td> <td>44.7%</td> <td>40.7%</td> <td>50.0%</td> </tr> <tr> <td>保育所待機児童数</td> <td>→ 各年度4月1日現在の待機児童数(国基準)</td> <td>16人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>留守家庭児童育成クラブ待機児童数</td> <td>↘ 各年度5月1日現在の待機児童数</td> <td>122人</td> <td>48人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>児童扶養手当支給資格者に対する全部支給の割合</td> <td>↘ 各年度未現在</td> <td>59.8%</td> <td>57.1%</td> <td>43.7%</td> </tr> <tr> <td>充実感を持って生きている若者の割合</td> <td>→ 市民実感調査</td> <td>71.5%</td> <td>81.4%</td> <td>80%以上</td> </tr> <tr> <td>「学校に行くのが楽しい」と思う子どもの割合(中学生)</td> <td>↗ 子どもの権利条約にもとづく実感調査(中学校2年)</td> <td>未実施</td> <td>85.0%</td> <td>88.0%</td> </tr> <tr> <td>自分の仕事にやりがいを感じる若者の割合</td> <td>→ 市民実感調査</td> <td>87.3%</td> <td>72.7%</td> <td>70%以上</td> </tr> <tr> <td>日頃の生活に悩みや不安を感じる若者の割合</td> <td>↘ 市民実感調査</td> <td>56.0%</td> <td>62.5%</td> <td>50.0%</td> </tr> <tr> <td>こども・若者ステーション(子ども・若者総合相談)利用者の満足度</td> <td>→ アンケート調査</td> <td>50.0%</td> <td>73.3%</td> <td>70%以上</td> </tr> <tr> <td>子ども・若者相談を利用した中での、修学・就業等につながった人の数</td> <td>→ 利用者実績</td> <td>21人</td> <td>16人</td> <td>10人以上</td> </tr> </tbody> </table>	指標	方向性	基準値 (令和2年度)	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和6年度)	妊婦から出産及び産後の保健・医療サービスについて満足している母親の割合	↗ アンケート調査	85.3%	83.9%	90.0%	合計特殊出生率	↗ 女性の年齢5歳階級別出生数 ÷各年の10月1日現在の女性人口	1.21	1.22	上昇させる	乳幼児健康診査受診率	↗ (乳幼児健康診査受診者数+未受診児のうち状況を把握した人数)÷健康診査対象者数	97.7%	99.9%	上昇させる	「子育てがしやすいまちだ」と思う市民の割合	↗ 市民実感調査 ※家族に中学生以下の子どもがいる市民が対象	61.9%	60.5%	67.0%	「子育て支援が充実している」と思う市民の割合	↗ 市民実感調査 ※家族に中学生以下の子どもがいる市民が対象	44.7%	40.7%	50.0%	保育所待機児童数	→ 各年度4月1日現在の待機児童数(国基準)	16人	0人	0人	留守家庭児童育成クラブ待機児童数	↘ 各年度5月1日現在の待機児童数	122人	48人	0人	児童扶養手当支給資格者に対する全部支給の割合	↘ 各年度未現在	59.8%	57.1%	43.7%	充実感を持って生きている若者の割合	→ 市民実感調査	71.5%	81.4%	80%以上	「学校に行くのが楽しい」と思う子どもの割合(中学生)	↗ 子どもの権利条約にもとづく実感調査(中学校2年)	未実施	85.0%	88.0%	自分の仕事にやりがいを感じる若者の割合	→ 市民実感調査	87.3%	72.7%	70%以上	日頃の生活に悩みや不安を感じる若者の割合	↘ 市民実感調査	56.0%	62.5%	50.0%	こども・若者ステーション(子ども・若者総合相談)利用者の満足度	→ アンケート調査	50.0%	73.3%	70%以上	子ども・若者相談を利用した中での、修学・就業等につながった人の数	→ 利用者実績	21人	16人	10人以上	<p>指標の対象者を明確にするため、追加しました。</p>
No.	指標	方向性	基準値 (令和3年度)	目標値																																																																																																																																																					
1	妊婦から出産及び産後の保健・医療サービスについて満足している母親の割合	↗ アンケート調査	83.9%	90.0%																																																																																																																																																					
2	合計特殊出生率	↗ 女性の年齢5歳階級別出生数 ÷各年の10月1日現在の女性人口	1.22	上昇させる																																																																																																																																																					
3	乳幼児健康診査受診率	↗ (乳幼児健康診査受診者数+未受診児のうち状況を把握した人数)÷健康診査対象者数	99.9%	上昇させる																																																																																																																																																					
4	「子育てがしやすいまちだ」と思う市民の割合	↗ 市民実感調査 ※家族に中学生以下の子どもがいる市民が対象	60.5%	67.0%																																																																																																																																																					
5	「子育て支援が充実している」と思う市民の割合	↗ 市民実感調査 ※家族に中学生以下の子どもがいる市民が対象	40.7%	50.0%																																																																																																																																																					
6	保育所待機児童数	→ 各年度4月1日現在の待機児童数(国基準)	0人	0人																																																																																																																																																					
7	留守家庭児童育成クラブ待機児童数	↘ 各年度5月1日現在の待機児童数	48人	0人																																																																																																																																																					
8	児童扶養手当支給資格者に対する全部支給の割合	↘ 各年度未現在	57.1%	43.7%																																																																																																																																																					
9	充実感を持って生きている若者の割合	→ 市民実感調査	81.4%	80%以上																																																																																																																																																					
10	「学校に行くのが楽しい」と思う子どもの割合(中学生)	↗ 子どもの権利条約にもとづく実感調査(中学校2年)	85.0%	88.0%																																																																																																																																																					
11	自分の仕事にやりがいを感じる若者の割合	→ 市民実感調査	72.7%	70%以上																																																																																																																																																					
12	日頃の生活に悩みや不安を感じる若者の割合	↘ 市民実感調査	62.5%	50.0%																																																																																																																																																					
13	こども・若者ステーション(子ども・若者総合相談)利用者の満足度	→ アンケート調査	73.3%	70%以上																																																																																																																																																					
14	修学・就業等につながった人の数	→ 利用者実績	16人	10人以上																																																																																																																																																					
指標	方向性	基準値 (令和2年度)	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和6年度)																																																																																																																																																					
妊婦から出産及び産後の保健・医療サービスについて満足している母親の割合	↗ アンケート調査	85.3%	83.9%	90.0%																																																																																																																																																					
合計特殊出生率	↗ 女性の年齢5歳階級別出生数 ÷各年の10月1日現在の女性人口	1.21	1.22	上昇させる																																																																																																																																																					
乳幼児健康診査受診率	↗ (乳幼児健康診査受診者数+未受診児のうち状況を把握した人数)÷健康診査対象者数	97.7%	99.9%	上昇させる																																																																																																																																																					
「子育てがしやすいまちだ」と思う市民の割合	↗ 市民実感調査 ※家族に中学生以下の子どもがいる市民が対象	61.9%	60.5%	67.0%																																																																																																																																																					
「子育て支援が充実している」と思う市民の割合	↗ 市民実感調査 ※家族に中学生以下の子どもがいる市民が対象	44.7%	40.7%	50.0%																																																																																																																																																					
保育所待機児童数	→ 各年度4月1日現在の待機児童数(国基準)	16人	0人	0人																																																																																																																																																					
留守家庭児童育成クラブ待機児童数	↘ 各年度5月1日現在の待機児童数	122人	48人	0人																																																																																																																																																					
児童扶養手当支給資格者に対する全部支給の割合	↘ 各年度未現在	59.8%	57.1%	43.7%																																																																																																																																																					
充実感を持って生きている若者の割合	→ 市民実感調査	71.5%	81.4%	80%以上																																																																																																																																																					
「学校に行くのが楽しい」と思う子どもの割合(中学生)	↗ 子どもの権利条約にもとづく実感調査(中学校2年)	未実施	85.0%	88.0%																																																																																																																																																					
自分の仕事にやりがいを感じる若者の割合	→ 市民実感調査	87.3%	72.7%	70%以上																																																																																																																																																					
日頃の生活に悩みや不安を感じる若者の割合	↘ 市民実感調査	56.0%	62.5%	50.0%																																																																																																																																																					
こども・若者ステーション(子ども・若者総合相談)利用者の満足度	→ アンケート調査	50.0%	73.3%	70%以上																																																																																																																																																					
子ども・若者相談を利用した中での、修学・就業等につながった人の数	→ 利用者実績	21人	16人	10人以上																																																																																																																																																					
104ページ 第8章 1(4)	指標14 修学・就業等につながった人の数	指標14 子ども・若者相談を利用した中での、修学・就業等 につながった人の数																																																																																																																																																							

令和 5 年度 就学前教育・保育施設の利用定員について（報告）

下表のとおり、利用定員が変更となりますので、報告します。

1. 特定教育・保育施設

区域	施設類型	施設名	設置主体	内容	認定区分別定員数（人）			変更日
					※ 2			
					1号	2号	3号	
清和台 中学校区	幼保連携型 認定こども園	新清和台こども園 (エンゼルキッズ清和台) ※ 1	学校法人森友学園	利用定員変更 による定員増	195 (15)	105 (45)	45 (45)	令和 5 年 4 月 1 日

※ 1 : 括弧内は変更前名称

※ 2 : 括弧内は変更前定員

※備考 : 上記利用定員の増加に合わせて、同法人が運営していた「新清和台幼稚園（新制度未移行園）」は廃止となる。（令和 5 年 3 月 31 日付）

2. 地域型保育事業

区域	施設類型	施設名	設置主体	内容	認定区分別定員数（人）※ 3			変更日
					1号・ 2号	3号 : 0歳	3号 : 1~2歳	
川西 中学校区	小規模保育事業	栄根おうち保育園	社会福祉法人和の会	利用定員変更	設定 なし	3 (6)	16 (13)	令和 5 年 4 月 1 日
清和台 中学校区	小規模保育事業	清和台おうち保育園	社会福祉法人和の会	利用定員変更	設定 なし	3 (6)	16 (13)	令和 5 年 4 月 1 日

※ 3 : 括弧内は変更前定員

「(仮称)川西市における就学前教育保育の拠点施設のあり方検討部会」 の設置について (案)

1. 部会設置の目的

施設の老朽化・耐震対策等を図るため、市立幼稚園・市立保育所を一体化した市立幼保連携型認定こども園をこれまで4園整備してきました。

就学前児童人口が減少傾向にある中で、市立と私立の就学前教育保育施設が相互に補完し、市全体として就学前教育保育の質の向上を図っていくために、子ども・若者未来計画(案)において、市立認定こども園を拠点となる機能を担う施設となるよう計画期間中に検討し、令和7年度からの次期計画に反映するとしています。

そのため、就学前教育保育施設の拠点が担う役割や機能、具体的な取り組みなどについて、専門的な知識を持つ学識経験者などの意見を踏まえ、拠点施設のあり方を検討するために部会を設置しようとするものです。

〈参考〉計画(案)P.101抜粋

③ 市立認定こども園

市立幼保連携型認定こども園については、継続して運営を続け、地域における幼児教育保育及び地域子育て支援の拠点となる機能を担う施設となるよう検討します。

施設名	事業計画
加茂こども園 川西こども園 川西北こども園 牧の台みどりこども園	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して運営します。 ・就学前教育保育に関し、研究・実践を進め、その成果を地域の私立就学前教育保育施設と共有するなど、就学前教育保育に関する質の向上などに関する地域の拠点となる施設とするよう、本計画期間中に検討し、令和7年度からの次期子ども・若者未来計画に反映します。

〈参考〉川西市子ども・若者未来会議条例

(部会)第7条 会議は、専門的な事項の調査検討のため必要があるときは、部会を置くことができる。

2. 部会開催スケジュール

部会は、令和5年6月から10月にかけて全5回程度を想定しています。

時期(予定)	審議内容(予定)
令和5年6月	第1回部会(市の現状や課題、今後の審議スケジュール等の説明)
令和5年7月	第2回部会(拠点の役割や担う機能、具体的な取り組み等)
令和5年8月	第3回部会(〃)
令和5年9月	第4回部会(〃)
令和5年10月	第5回部会(審議内容のまとめ)

部会での審議結果については、最終的に子ども・若者未来会議へ報告することとしています。

3. 部会メンバーについて

専門的な知識を持つ学識経験者をはじめとした5名程度の少人数の部会とし、現在の子ども・若者未来会議委員と臨時委員による構成を想定しています。

〈参考〉川西市子ども・若者未来会議条例

(組織)第3条 2 特別の事項を調査審議する必要があるときは、会議に臨時委員を置くことができる。

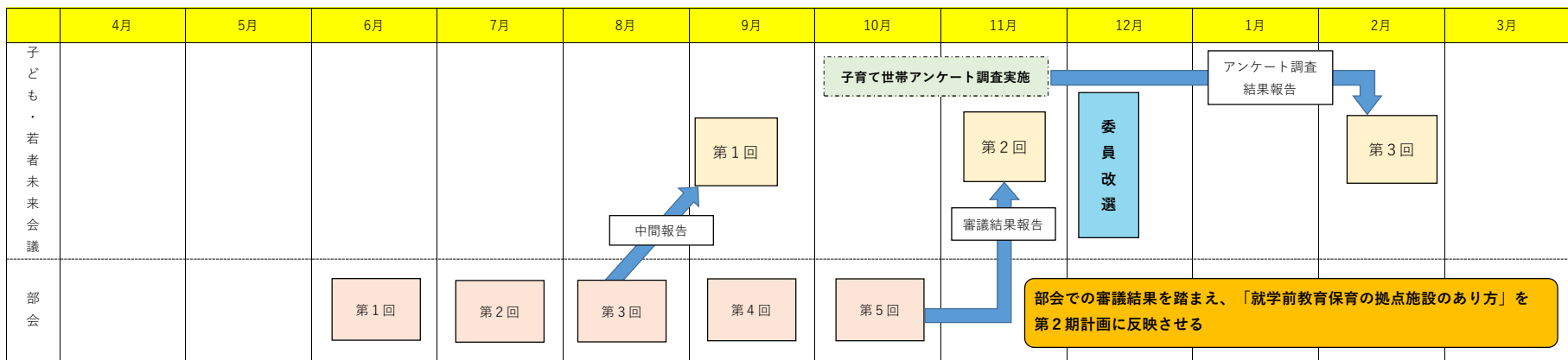
川西市子ども・若者未来会議条例施行規則

(部会)第4条 条例第7条に定める部会の委員は、委員及び臨時委員のうちから会長が指名する。

◆第2期子ども・若者未来計画の策定スケジュール（案）

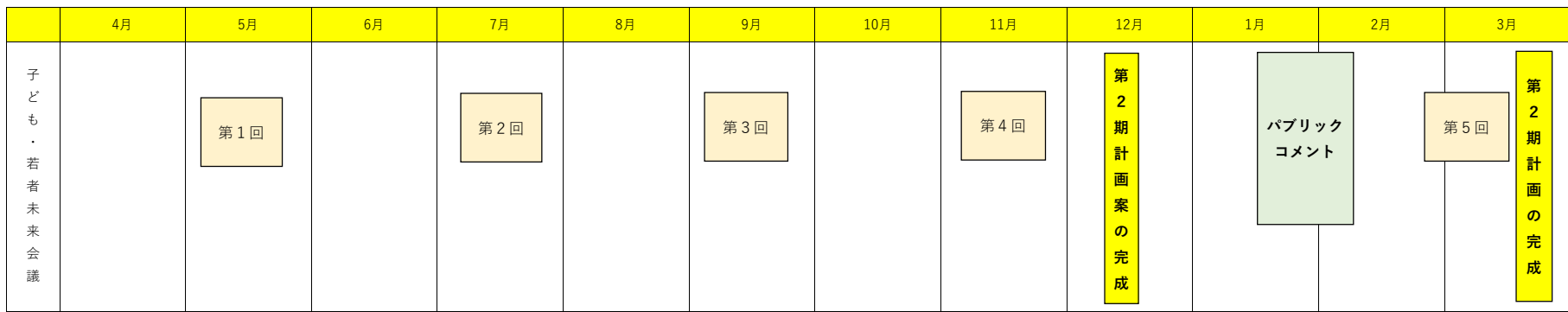
資料4

・令和5年度



- 議事概要（予定）
- ・第1回（9月頃）： 子育て世帯へのアンケート調査について、（仮称）川西市における就学前教育保育の拠点施設のあり方検討部会の中間報告 など
 - ・第2回（11月頃）： （仮称）川西市における就学前教育保育の拠点施設のあり方検討部会の審議結果報告 など
 - ・第3回（2月頃）： 子育て世帯へのアンケート調査の結果報告、第2期計画の策定スケジュール など

・令和6年度



- 議事概要（予定）
- ・第1回（5月頃）： 第2期計画の基本的な考え方、量の見込み及び提供体制、子ども・若者に関する現状と課題について など
 - ・第2回（7月頃）： 子ども・子育て施策、若者育成支援施策について など
 - ・第3回（9月頃）： 子ども・子育て施策、若者育成支援施策について など
 - ・第4回（11月頃）： 計画案の全体の審議、パブリックコメント実施について など
 - ・第5回（2～3月頃）： パブリックコメント実施結果の報告 など

第2期計画策定にあたっては子ども・若者未来会議開催のほか、以下の実施も検討していきます。

- ・子どもや若者の当事者からの意見聴取
- ・タウンミーティングの開催
- ・関係団体からのヒアリング